

青森県報

号外第五十一号

令和四年
五月二十日
(金曜日)

目 次

監査委員

○包括外部監査の結果……………(事務局) ……一

監 査 委 員

青森県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、令和四年三月二十三日付で包括外部監査人から令和三年度包括外部監査結果報告書の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年五月二十日

青森県監査委員	竹 均
青森県監査委員	川 嶋
青森県監査委員	齊 藤
青森県監査委員	由 紀 子
青森県監査委員	鳴 海
青森県監査委員	惠 一 郎

令和3年度 包括外部監査結果報告書

(本監査報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものであるについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果及び意見】として【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、主に、合規性に関する違反事項(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、いずれも、県において、何らかの対応を行うことを期待するものである。

県費単独補助金等に関する

財務事務の執行について

令和4年3月

青森県包括外部監査人

公認会計士 鳩 健二

目次

第1部 監査の概要

1. 監査の種類..... 1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ） 1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由 1
4. 監査の対象期間 2
5. 監査の実施期間 2
6. 監査従事者の資格及び氏名 2
7. 利害関係 2

第2部 監査の基本方針

1. 監査の基本的な方針 3
2. 監査要点 3
3. 監査手続 4
4. 監査対象補助金の選定について 4
5. 監査対象補助金（通常の監査） 5
6. 監査対象補助金（措置状況の監査） 5

第3部 青森県の補助金の概要

1. 補助金等について 9
2. 補助金の公益上の必要性 10
3. 青森県の補助費等の推移 12
4. 青森県の行財政改革における補助金見直しについて 12
5. 青森県の補助金に関する事務手続の流れ 15

第4部 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の総括 17
2. 監査の結果及び意見の概要 18

第5部 外部監査の結果及び意見（通常の監査）

1. 私立学校振興活動費補助（総務学事課） 30
2. 私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助（総務学事課） 33
3. 私立学校耐震化促進事業費補助（総務学事課） 36
4. 私立学校外国語指導助手招致事業費補助（総務学事課） 39
5. 納税貯蓄組合連合会補助（税務課） 41
6. 運輸事業振興助成費補助（交通政策課） 43
7. 地域間幹線バス系統確保維持費補助（交通政策課） 46
8. 美術展覧会開催費補助（県民生活文化課） 47

9. 青少年育成県民運動推進事業費補助（青少年・男女共同参画課） 49
10. 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助（健康福祉政策課） 51
11. 福祉活動指導員設置費補助（健康福祉政策課） 53
12. 沖繩みちのくの啓蒙事業費補助（健康福祉政策課） 55
13. 看護職員資格取得特別対策事業費補助（医療業務課） 57
14. 結核予防事業費補助（保健衛生課） 59
15. 公衆浴場施設整備費補助（保健衛生課） 61
16. 軽費老人ホーム事務費補助（高齢福祉保険課） 64
17. 産休等代替職員設置費補助（こどもみらい課） 67
18. 児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助（こどもみらい課） 69
19. 家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助（こどもみらい課） 71
20. 「いこいの家」運営費補助（障害福祉課） 73
21. 経営改善普及事業費補助（商工政策課） 75
22. 商工会連合会指定事業費補助（商工政策課） 79
23. 青森県信用保証協会補助（商工政策課） 82
24. 東北地方太平洋沖地震被災中小企業経営再建特別対策事業費補助（商工政策課） 84
25. 創業・成長産業推進金融対策事業費補助（商工政策課） 86
26. 休廃止歇山坑廃水処理事業費補助（商工政策課） 89
27. 中小企業等経営支援事業費補助（地域産業課） 91
28. むつ小川原開発地区企業立地促進費補助（産業立地推進課） 96
29. シルバー人材センター連合事業費補助（労政・能力開発課） 102
30. 農業近代化資金利子補給費補助（団体経営改善課） 104
31. 農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助（団体経営改善課） 107
32. 青年等就農フロンティア事業費補助（構造政策課） 109
33. 農地中間管理機構事業費補助（一般管理費（人件費））（構造政策課） 112
34. 農地中間管理機構事業費補助（一般管理費（管理事務費））（構造政策課） 117
35. 農地中間管理機構事業費補助（機構事業推進費）（構造政策課） 118
36. りんご緊急需給調整対策事業費補助（りんご果樹課） 119
37. あおもり和牛改良促進対策事業費補助（畜産課） 122
38. 林業労働力確保支援センター事業費補助（林政課） 124
39. 漁業近代化資金利子補給費補助（水産振興課） 130
40. 漁業経営維持安定資金利子補給費補助（水産振興課） 132
41. 試験船なつどり代船建造事業費補助（水産振興課） 135
42. ひらめ放流手法改良調査事業費補助（水産振興課） 140
43. 八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助（港湾空港課） 143
44. 消防対策振興事業補助（消防保安課） 147
45. 防災ヘリコプター運航調整交付金補助（消防保安課） 149

46. おおもり MICE 開催費補助 (誘客交流課) 151

47. おおもり MICE 開催費補助 (修学旅行分) (誘客交流課) 153

48. 榎方志功記念館管理運営費補助 (青森県立美術館) 155

49. 原子力施設立地振興対策事業費補助 (原子力立地対策課) 157

50. 高等学校通学費等支援対策事業費補助 (教職員課) 161

51. 在学青少年育成費補助 (生涯学習課) 167

52. 文化財修理費補助 (文化財保護課) 169

53. 文化財保護協会費補助 (文化財保護課) 172

54. 記念物環境整備費補助 (文化財保護課) 174

55. 防犯協会連合会補助 (生活安全企画課) 176

56. 交通安全協会補助 (交通企画課) 180

57. 交通安全母の会連合会補助 (交通企画課) 182

58. 自動車安全運転センター補助 (交通企画課) 185

第6部 外部監査の結果及び意見(措置状況の監査) 186

1-1. 私立学校経営常費補助 186

1-2. 私立学校経営常費補助 187

1-3. 私立学校経営常費補助 188

2-1. 私立幼稚園特別支援教育費補助 189

2-2. 私立幼稚園特別支援教育費補助 190

3-1. 特色教育支援経費補助 191

3-2. 特色教育支援経費補助 192

4. 幼児教育緊急環境整備費補助 193

5. 小児救急医療支援実施事業運営費補助 195

6. 地域周産期母子医療センター運営費補助 195

7-1. 産科医確保支援事業費補助 196

7-2. 産科医確保支援事業費補助 197

7-3. 産科医確保支援事業費補助 198

8. 新生児医療担当医確保支援事業費補助 199

9-1. 放課後児童健全育成事業費補助 201

9-2. 放課後児童健全育成事業費補助 202

10-1. 地域子育て支援事業費補助 202

10-2. 地域子育て支援事業費補助 203

10-3. 地域子育て支援事業費補助 204

11-1. 保育対策等促進事業費補助 (病児・病後児保育対策事業) 205

11-2. 保育対策等促進事業費補助 (病児・病後児保育対策事業) 205

11-3. 保育対策等促進事業費補助 (病児・病後児保育対策事業) 206

12. 保育対策等促進事業費補助 (延長保育促進事業) 207

13. ひとり観家庭等医療費補助 208

14. 乳幼児はつらつ育成事業費補助 209

15. 特定不妊治療費助成事業費補助 209

16-1. 地域生活支援事業費等補助 211

16-2. 地域生活支援事業費等補助 212

16-3. 地域生活支援事業費等補助 212

16-4. 地域生活支援事業費等補助 213

16-5. 地域生活支援事業費等補助 214

17. フロフェッショナル人材誘致(促進)事業費補助 216

18. 認定職業訓練事業費補助 217

19. I T ・コネクティブセンター関連産業立地促進費補助 219

20. 産業立地促進費補助 220

第1部 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

県費単独補助金等に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

補助金を含む「補助費等」は、普通会計歳出決算額に占める割合が高い。特に、人件費や扶助費等の義務的経費や投資的経費を除くとその金額的重要性が顕著である。県は、青森県行財政改革大綱を策定し、「将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するため」、「安定的な財政運営の実現」に向け、「財政健全化」や「歳出改革」を推進している。このような状況において、歳出のうち金額的に重要な項目となっている補助金等を監査する意義は高いと考えられる。

また、補助金の交付には公益性が条件となるが、その解釈は時代によって変化する。補助金は一度交付が始まると、毎年度、継続的に支出され続ける傾向にあり、見直しを怠ると固定化、既得権益化しかねないという特性も持つ。特に、県の裁量の余地が大きい県費単独補助金について、その効果が十分に検証されているかどうか確かめる必要がある。

さらに、過去の包括外部監査において監査対象とされた補助金に関する結果及び意見に対する措置状況を監査することも重要である。

以上を踏まえ、県費単独補助金等に関する事務の執行(過去に監査対象とされた補助金に関する結果及び意見に対する措置状況を含む)を、令和3年度の監査テーマとして選定することとした。

4. 監査の対象期間

監査の対象期間は、原則として、令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)である。ただし、必要に応じて令和元年度以前及び令和3年度の執行分を含んでいる。

5. 監査の実施期間

令和3年7月13日から令和4年2月8日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	嶋 健二
監査補助者	公認会計士	高橋 政嗣
監査補助者	公認会計士	秋元 創一郎
監査補助者	公認会計士	小林 太郎
監査補助者	公認会計士	鈴木 崇大
監査補助者	公認会計士	今 孝彰
監査補助者	公認会計士	高木 研弥

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 監査の基本方針

1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の包括外部監査は、一部の地方公共団体で起こったカラ出張等の不適正経理等を契機としてその導入が検討されたものであり、監査機能の専門性・独立性の強化及び住民の信頼の向上を目的として、1997年6月の地方自治法改正により創設されたものである。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に從って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の観点から意見を提出することができることとされている。

従って、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつ大きな効果をあげよう努めているか、より効率的な方法がとられているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査要点

本監査の主要な監査要点は、以下のとおりである。

- ・(1) 補助事業の公益上の必要性はあるか。
- ・補助金の交付目的が明文化されているか。
- ・補助金の交付目的は具体性があり、明確であるか。

(2) 補助金の交付に公平性があるか

- ・補助金の交付先について公平性が確保されているか。
- ・補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・補助金の交付にあたり、補助金交付団体の財務内容の検証は十分か。
- ・毎年同額支出の補助金は適正なものか。

(3) 補助金の交付事務手続は定められた手順によっているか

- ・補助金の交付申請から補助金の交付に至る一連の事務手続は、条例、交付規則、補助金交付要綱等に則って行われているか。
- ・実績報告書等の書類の審査、必要に応じた現地調査等が行われているか。
- ・補助金の返還規定に該当する場合、適切に返還手続を行っているか。

(4) 補助金額の算定及び交付時期は適切か

- ・補助金の補助対象経費の範囲は交付要綱等で定められているか。
- ・補助金の補助対象経費の確認は適切に行われているか。
- ・補助金が補助対象外の経費に充当されていないか。
- ・補助単価の積算根拠が明確になっているか。
- ・概算私が行われている場合、概算払いの理由が明確になっているか。

(5) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か

- ・補助金の効果測定を行っているか。
- ・効果測定は指標により行われているか。
- ・終期到来時に補助金の見直しが行われているか。
- ・補助金の交付先への指導は適切に行われているか。

3. 監査手続

実施した主な監査手続は、次のとおりである。なお、措置状況の監査における監査手続については、第6部に監査対象補助金の措置内容ごとに記載している。

(1) 監査対象補助金の概要把握

- ① 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ② 監査対象補助金についての補助金説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、補助金を所管する部署から意見聴取を行い、事業の概要を把握した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ① 補助金交付に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性: 合規性、及び、予算の執行状況、事務手続及び補助金交付の妥当性を検証した。
- ② 法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入力し、事業実施内容の合規性を検証した。
- ③ 事業実施結果の概要、実績報告書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ④ 担当者への質問、関連書類の閲覧により、成果指標の有無、達成状況および改善施策を検証した。
- ⑤ 県が実施する事務手続が、ルールに從って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるようなチェック機能が構築されているかという観点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑥ 補助金交付先の決算書、会計記録、原始証拠等を閲覧・精査し、補助金交付要綱等との整合性を確認した。

4. 監査対象補助金の選定について

(1) 監査対象補助金(通常の監査)

一般会計予算の筋区分である「負担金補助及び交付金」の中から、補助金を抽出して監査対象補助金の選定を行った。限られた時間の中で深度ある監査を効率的に実施するために、監査範囲を限定する必要がある。そこで、原則として一般会計の補助金のうち、以下の条件で監査対象とする補助金を選定した。

- 過去に包括外部監査の対象とされていない補助金
- 県費単独補助金
- 市町村に対する補助金等は除く
- 決算額が3百万円以上又は交付開始から20年超以上が経過している補助金

(2) 監査対象補助金(措置状況の監査)

平成26年度から令和元年度において包括外部監査の対象とされた補助金について、措置状況の監査対象とした。なお措置状況の監査については、県費単独補助金に限らず国費を財源の一部又は全部とする補助金等を含んでいる。

5. 監査対象補助金(通常の監査)

前述「4. 監査対象補助金の選定について」に記載した選定基準により抽出された補助金は次のとおりであり、これを監査対象補助金とした。

【図表 監査対象補助金一覧(通常の監査)】

所管部	所管課	補助金名
総務部	総務字事課	私立学校振興活動費補助
		私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助
		私立学校耐震化促進事業費補助
		私立学校外国語指導助手招致事業費補助
		納税貯蓄組合連合会補助
		納税課
企画政策部	交通政策課	運輸事業振興助成費補助
		地域間幹線バス系統確保維持費補助
環境生活部	県民生活文化課	美術展覧会開催費補助
		青少年育成県民運動推進事業費補助
	同参画課	青少年育成県民運動推進事業費補助

所管部	所管課	補助金名	
健康福祉部	健康福祉政策課	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助	
		福祉活動指導員設置費補助	
		沖繩みちのくの塔慰霊事業費補助	
		看護職員資格取得特別対策事業費補助	
		結核予防事業費補助	
		公衆浴場施設整備費補助	
		軽費老人ホーム事務費補助	
		産休等代替職員設置費補助	
		児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助	
		家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助	
商工労働部	商工政策課	「いごいの家」運営費補助	
		経営改善普及事業費補助	
		商工会連合会指定事業費補助	
		青森県信用保証協会補助	
		東北地方太平洋沖地震被災中小企業経営再建特別対策事業費補助	
		創業・成長産業推進金融対策事業費補助	
		休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助	
		中小企業等経営支援事業費補助	
		むいっ小川原開発地区企業立地促進費補助	
		労働・能力開発課	シルバー人材センター連合事業費補助
農林水産部	団体経営改善課	農業近代化資金利子補給費補助	
		農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助	
		青年等就農フロンティア事業費補助	
		農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費))	
		農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(管理事務費))	
		農地中間管理機構事業費補助(機構事業推進費)	
		りんご緊急需給調整対策事業費補助	
		りんご果樹課	りんご緊急需給調整対策事業費補助
		畜産課	あおもり和牛改良促進対策事業費補助
		林政課	林業労働力確保支援センター事業費補助
水産振興課	漁業近代化資金利子補給費補助		

所管部	所管課	補助金名
		漁業経営維持安定資金利子補給費補助
		試験船なつとまり代船建造事業費補助
		ひらめ放流手法改良調査事業費補助
県土整備部	港湾空港課	八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助
危機管理局	消防保安課	消防対策振興事業補助
		防災ヘリコプター運航調整交付金補助
観光国際戦略局	誘客交流課	あおもひMICE開催費補助
		あおもひMICE開催費補助(修学旅行分)
	青森県立美術館	榎方志功記念館管理運営費補助
エネルギー総合対策局	原子力立地対策課	原子力施設立地振興対策事業費補助
教育庁	教職員課	高等学校通学費等支援対策事業費補助
	生涯学習課	在学青少年育成費補助
	文化財保護課	文化財修理費補助
		文化財保護協会費補助
		記念物環境整備費補助
警察本部	生活安全企画課	防犯協会連合会補助
		交通安全協会補助
	交通安全企画課	交通安全母の会連合会補助
		自動車安全運転センター補助

6. 監査対象補助金(措置状況の監査)

【図表 監査対象補助金一覧(措置状況の監査)】

所管部	所管課	補助金名
総務部	総務学事課	私立学校経営常費補助
		私立幼稚園特別支援教育費補助
		特色教育支援経費補助
		幼児教育緊急環境整備費補助
		小児救急医療支援実施事業運営費補助
健康福祉部	医療業務課	地域周産期母子医療センター運営費補助
		産科医療確保支援事業費補助
		新生児医療担当医療保支援事業費補助
	こどもみらい課	放課後児童健全育成事業費補助
		地域子育て支援事業費補助
		保育対策等促進事業費補助(病児・病後児保育対策事業)
		保育対策等促進事業費補助(延長保育促進事業)
		ひとり親家庭等医療費補助
		乳幼児はつらつ育成事業費補助
		特定不妊治療費助成事業費補助
		地域生活支援事業費等補助
商工労働部	障害福祉課	プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助
	労政・能力開発課	認定職業訓練事業費補助
	産業立地推進課	IT・コネクティブセンター関連産業立地促進費補助
		産業立地促進費補助

第3部 青森県の補助金の概要

1. 補助金等について

地方公共団体における補助金等とは、一般的には歳出予算科目の節の区分において「負担金、補助及び交付金」として計上されているものを指し、その中身はさらに、「負担金」、「補助金」、「交付金」の各細節に分けられる。これらの細節の内容は「九訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説」によると、次のとおりである。

<p>(1) 負担金 法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものであるが、これに区分されて支出されるものは多様なものがあり、次のようなものが含まれる。 ①特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合。 ②一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合(国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互の間にもみられる負担関係)。 ③法令上に定められて支出する負担金の他に任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合に、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合。</p> <p>(2) 補助金 一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認められた場合に反対給付を求めずに支出するものである。補助金は本来、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方で国の施策に基づき(市町村が都道府県の施策に基づいて行う場合もあるが)国から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある。</p> <p>(3) 交付金 法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、本節はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なるものである。</p> <p>(出所：月刊「地方財務」編集局「九訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説」)</p>
--

県では、補助金等の交付に関する規則における「補助金等」を以下のとおり定めている。

<p>(定義) 第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。 一 補助金 二 利子補給金 三 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が定めるもの</p> <p>(出所：青森県補助金等の交付に関する規則)</p>

2. 補助金の公益上の必要性

地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と定められており、公益上必要であるかどうかの検討が重要である。

県では、公益上必要であるかの基準等を定めているわけではなく、個々の補助制度の創設や補助金の交付においてその検討が行われるが、昭和 42 年には総務部長による以下の通知が庁内各部課長宛てに発出されており、一定の指針とされている。

<p>補助金交付要綱の規定事項等について(通知)</p>	<p>補助金予算の執行に当たっては、条例、規則又は規程により執行するものを除き、各課において、その都度、補助金交付要綱を定め、文書課に合議しているところであるが、要綱中経理手続(補助金の交付の申請及び決定、補助金の請求、報告の徴収、実績報告補助金の交付の決定の取消し、補助金の返還、加算金等)に関する部分については、おおむね適切に規定されているが、補助金交付の目的、補助対象事業、補助対象経費等については、なお適切さを欠く例も見られるので、下記に留意の上、補助金交付要綱を定められたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金交付の目的、補助対象事業及び補助対象経費を規定するに当たっては、公益上の必要性を十分検討の上、客観的に公益上の必要性が明確になるよう規定すること。 2 いうまでもなく、補助金は、「公益上必要がある場合」に交付されるべきものである(地方自治法第 232 条の 2)。 3 そして、「公益上の必要があるかどうか」を一応認定するのは、長及び議会である(昭和 28.6.29 行政実例)から、補助金予算が議会の議決を経て計上されている以上、公益上</p>
------------------------------	--

必要がある場合に当たると一応認定されるのである。しかし、「その認定は、全くの自由裁量行為ではないから客観的にも公益上必要であると認められなければならない」(同実例)とされているから、客観的な公益上の必要性を著しく欠くときは、違法又は不当な公金の支出として、住民による監査請求及び訴訟の対象となるものである(地方自治法第 242 条、第 242 条の 2)。したがって補助金交付の目的、補助対象事業等は、客観的な公益上の必要性が明確となるよう規定されなければならない。

ロ) 客観的な公益上の必要性の判断は、結局その事業が広く社会一般の利益を図るものであるかどうか、補助金の交付が当面その事業を行う者の利益をもたらすとしても、その利益が住民全体の利益として還元されるかどうかにかかっているが、その目安としては、次の点が考慮されるべきである。

a) 県行政との関連度合の深いものであること。例えば、生活環境を向上させる目的で、風土病撲滅のための薬剤散布を行う事業など
 風土病撲滅のための薬剤散布を行う事業など

b) 県の行政目標が実現できるものであること。
 例えば、品質優秀な果樹の種木採取育成の事業など

c) 財政上の援助の必要性が高いものであること。奨励、育成しようとする事業が財政上の援助がなければ事実上不可能あるいは困難であるとか、一般には行われないと考えられるもの
 例えば、保護司連盟の行い起訴猶予者の更生相談事業など

ハ) 以上の観点から、補助対象事業を規定する場合は、漠然と事業一般をとらえることなく真に必要な事業種目を特定し、また、補助対象経費についても、単に事業に要する経費とせずに、事業に要する経費のうち、必要な費目を限定して規定するのが適当である。

例えば、大会開催費補助に当たって、大会の開催そのものについて公益上の必要性が認められる場合でも、参加者に宿泊又は土産品等を提供することは公益上必要ありとは認められないから、規定上、明確にこれらの費目を補助対象経費から除くべきものである。

(以下、省略)

(出所:「補助金交付要綱の規定事項等について(通知)」総務部長 青文第 35 号 昭和 42 年 3 月 19 日)

3. 青森県の補助費等の推移

県の普通会計による、補助金を含む補助費等及び補助交付金、歳出合計決算額の推移は以下のとおりである。令和 2 年度における補助交付金の増加は、主に新型コロナウイルス感染症対策に取り組む各種施策による影響である。

【図表 補助費等、補助交付金、歳出合計の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助費等	139,612	138,899	129,576	132,344	172,750
うち補助交付金	89,562	89,094	81,895	82,734	117,400
歳出合計	674,093	670,924	645,938	645,964	733,345

(単位:百万円)

4. 青森県の行財政改革における補助金見直しについて

(1) 青森県行財政改革大綱

県は、青森県行財政改革大綱を策定し、「将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立する」ため、「安定的な財政運営の実現」に向け、「財政健全化」や「歳出改革」を推進している。

以下に、「青森県行財政改革大綱(平成 30 年 12 月)の概要」より、「行財政改革の主な取組方策」Ⅲ 将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立する青森県」を引用する。

■ 行財政改革の主な取組方策

(中略)

Ⅲ 将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立する青森県

1 職員力の向上・執行体制の強化

○人材の育成・活用(「青森県人材育成方針」に基づく職員の育成・活用、公務員倫理の徹底、ワーク・ライフ・バランスの推進など)

○効率的かつ機動的な執行体制の確立(適正な定員管理、行政課題に効果的に対応できる執行体制の確立、適正な給与制度の確保など)

○公営企業等の経営改革(公営企業の経営基盤の強化、地方独立行政法人の経営改革、公社等への県関与の見直しなど)

1 補助費等には、他団体や他会計に支出される負担金や補助金のほか、謝礼等の報償費などが含まれている。

2 安定的な財政運営の実現

- 財政健全化の推進(収支均衡型の財政運営の継続、県債残高の圧縮等による将来負担の軽減、県民との情報共有の推進など)
- 歳出改革の推進(義務的経費の増加抑制、施策の重点化と事務事業の見直しなど)
- 財源確保の取組(県税収入の確保、予算執行段階での経費節減、地方税財源の充実確保に向けた国への働きかけなど)
- 県有資産マネジメント(公共施設等の有効活用と長寿命化による維持管理・更新等に係る経費の節減)

(出所:「青森県行政改革大綱(平成30年12月)の概要」)

(2) 県費単独補助金等の見直し方針

総務部長による令和3年度当初予算に関する依命通達において、歳出に関する事項のうち、特に県費単独補助金等について以下のとおり留意事項が通知されている。

4 県費単独補助金等

行政目的、事業内容、事業効果等を精査のうえ、別紙「県費単独補助金等見直し方針」に基づき、廃止又は縮減、統合・メニュー化、補助基準・補助率等の見直し、終期の設定による縮減・合理化を図ること。

(出所:「令和3年度当初予算の編成について(依命通達)」総務部長 青財第121号 令和2年10月8日)

上記文中の別紙「県費単独補助金等見直し方針」は、以下のとおりである。

(別紙)

県費単独補助金等見直し方針

- 1 廃止又は縮減
社会経済情勢の変化により、現時点では、補助目的が達せられたと認められるもの、補助効果が乏しいもの、零細補助金で実情にそぐわないもの等については、廃止又は縮減するものとする。
- 2 統合・メニュー化
補助目的が同一ないし類似のものについては、事業内容により統合・メニュー化を図るものとする。
- 3 補助基準・補助率等の見直し

補助目的、補助対象事業の定着状況、補助対象団体の財務内容、受益者負担の観点、地方債・制度融資等其他の措置の活用可否、社会経済情勢の推移等を総合的に勘察し、補助基準・補助率等について、最大限の見直しを図るものとする。

4 終期の設定
全ての補助金に終期を設定するものとする。

5 見直し対象の補助金
見直しの対象となる補助金は、県費かさ上げ補助金のほか、県費単独補助金に準じる負担金(この場合、上記記述における「補助」は「負担」と読み替えるものとする。)を含むものである。

(3) 県費単独補助金等の点検・見直し作業

さらに令和3年度の当初予算編成に先立ち、財政課長より各部署予算主管課長宛てに、「県費単独補助金等の点検・見直し作業について(依頼)」が発出されている。これは、各部署における主体的・積極的な点検・見直しを促すものであり、「県費単独補助金等の点検・見直し調査」という様式が定められている。

この「県費単独補助金等の点検・見直し調査」は各部署において作成されたのち、財政課に提出され、財政課との連携(確認、協議)に生かされている。

5. 青森県の補助金に関する事務手続の流れ

県は、補助金の事務手続を「青森県補助金等の交付に関する規則」(以下、この項において「交付規則」という。)に定めている。補助金の申請から交付、確定までの一連の流れは以下のとおりである。

(1) 補助金交付要綱、要領の制定

それぞれの補助金について、補助金交付要綱等を制定し、補助対象者、補助対象経費、補助金の額等の詳細を定める。

(2) 補助金等の交付の申請 (交付規則第3条)

補助金等の交付の申請をしようとする者は、知事の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用目的、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他知事が定める事項

(3) 補助金等の交付の決定 (交付規則第4条)

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金等を交付することが適当であると認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

(4) 決定の通知 (交付規則第6条)

知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(5) 補助事業等の遂行 (交付規則第9条)

補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下、「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行なわなければならない。いさしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的と異なる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになること)をいふ。)をしてはならない。

(6) 実績報告 (交付規則第 12 条)

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助事業者が、その完了すべき日の属する県の会計年度において完了しなかった場合も同様とする。

(7) 補助金等の額の確定等 (交付規則第 13 条)

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

第4部 外部監査の結果及び意見(総論)

1. 監査の結果及び意見の総括

監査の結果及び意見の総括は下表のとおりである。指摘事項が18項目、意見が59項目、合計77項目である。

【図表 監査の結果及び意見の総括】

項目	指摘事項	意見
通常の監査		
(1) 補助目的の公益性、補助金交付の公平性について	—	6
(2) 事務処理の交付要綱等合規性について	5	3
(3) 補助対象経費や補助金額の計算過程について	—	7
(4) 交付要綱等の見直しについて	2	7
(5) 補助先への指導について	1	10
(6) 補助事業の効果測定について	—	9
(7) 報告書様式の見直し(簡素化・効率化)	—	6
(8) その他の監査の結果及び意見	—	9
	小計	57
措置状況の監査		
	10	2
	合計	59

以下「2. 監査の結果及び意見の概要」にて、上記項目ごとの監査の結果及び意見について一覧形式でまとめ、代表的な監査の結果及び意見について概要を述べるとともに、続く「第5部 外部監査の結果及び意見(通常の監査)」及び「第6部 外部監査の結果及び意見(措置状況の監査)」において、各補助金の監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

2. 監査の結果及び意見の概要

(1) 補助目的の公益性、補助金交付の公平性について

今般の監査においては、補助金の公益性及び補助金交付の公平性について、改善を検討すべき事案があった。

【46. あおもりMICE開催費補助】では、事業実績を確認したところ、対象となっている市町村は現在では青森市のみであった。果としては、他市町村での制度創設に向けて主要市に働きかけているが、他市町村ではDMO(観光地域づくり推進法人)や観光コンベンション協会が小規模 MICE の誘致を実施しているケースもあり、市町村自体が小規模 MICE を実施することに消極的な傾向にある。補助金が特定市町村に限定されている状況は公平性の観点から問題である。

今後、DMO や観光コンベンション協会など市町村以外の団体も補助金対象とするなど、実態に合わせた制度となるよう検討することが望ましい。【意見46】

【49. 原子力施設立地振興対策事業費補助】では、県が公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団(以下、「むつ財団」という。)に補助し、同法人が当該補助金を原資に、対象市町村へ助成金を交付する仕組みとなっており、補助金の交付先であるむつ財団が補助対象として適切か、果として検討が必要であるが、この点については明確に文書化されていない。

監査の結果、当該法人が補助対象として適切である理由について、一定の合理性は認められたが、担当者の引継ぎや第三者への説明のために、行政文書として残すことが望ましい。

【意見49】

【50. 高等学校通学費等支援対策事業費補助】では、現状の通学費等支援対策事業のスキームは、対象となる生徒の通学費等の一部に相当する額を、将来(貸与の終了した月の翌日から起算して1年を経過した後)における奨学金返還額より免除するという仕組みにて行われている。当該制度の趣旨である「経済的に支援の必要な高校生等への通学費等に係る負担軽減」という目的への適合性を考慮した場合、現状のような将来における奨学金の返還免除を行う仕組み(返還制度)ではなくて、将来を待たずに生じた通学費等を給付する仕組み(給付制度)を検討することが望ましい。【意見51】

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
13	看護職員資格取得特別対策事業費補助	意見 11	医療機関の財務内容の検証について	57
19	家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助	意見 21	補助対象先の財務内容の把握について	72
26	休廃止鉱山坑跡水処理事業費補助	意見 31	補助金交付団体の財務情報の入手について	90

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
46	あおもりMICE開催費補助	意見 46	小規模 MICE 補助の補助対象(町町村)の特 定化について	152
49	原子力施設立地振興対策事業費補 助	意見 48	補助金交付先に関する検討内容について	159
50	高等学校通学費等支援対策事業費 補助	意見 51	通学費等給付制度の検討について	165

(2) 合规性について

今般の監査においては、補助金の交付申請から完了報告の審査に至る過程において、規則や補助金の交付要綱等の規定に反した事例が見られた。

「28. むつ小川原開発地区企業立地促進費補助」において、操業・雇用創出効果の認識時点について問題があると認められる事例があった。

交付要綱が定める補助要件は①用地を取得した日から起算して3年を経過した日までに操業等をするものであること、②操業等を開始した日から起算して1年を経過した日までに5人以上の雇用創出効果があるものであること、の2点である。

この事例では、当初の計画では用地の取得後、土地の賃貸借、借主による駐車場整備及び駐車場管理委託業務契約の締結が予定されていた。しかし、監査時点(令和3年 11 月)において、計画のうち土地の賃貸借が完了しておらず、借主による駐車場整備及び駐車場管理委託業務契約の締結には至っていない。なお、県による雇用創出効果の確認事務や補助金の支出は、令和2年度までにすべて完了している。

雇用創出効果の源泉である駐車場等管理委託業務契約が締結されていない現状(換言すれば、取得した土地を利用した雇用創出が発現していない現状)において、補助対象となった土地において雇用創出効果が発揮されたとみなすことはできない。また、駐車場管理委託業務契約の締結をもって操業開始とみなすべきであり、賃貸借契約の開始を操業開始とみなすことは適切でない。将来的になされる日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結を「操業」ととらえ、土地取得から操業後1年までの期間において補助対象土地を利用した委託契約締結の業務履行による5人以上の雇用創出効果が確認された時点で補助金が確定・補助事業完了とする整理が合理的である。

県は当該補助金について既に終了した事業とはとらえずに、要綱の要件に則り、令和元年度補助金に係る土地取得日(令和元年9月4日)から3年後の「令和4年9月3日」までに操業(駐車場等管理委託契約の締結)がなされること、また、操業の1年後までに委託契約により5名以上の雇用創出効果があることを今後も継続的に注視する必要がある。なお、それらが果たされないならば実質的に補助要件を満たさないとも考えられ、返還を含め厳正に対応する

必要がある。【指摘事項 6】

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
8	美術展覧会開催費補助	意見 7	補助対象経費の明細について	48
21	経営改善普及事業費補助	指摘事項 3	様式に従っていない実績報告について	77
27	中小企業等経営支援事業費補助	指摘事項 4	補助金実績報告書の記載漏れ・誤りについて	94
28	むつ小川原開発地区企業立地促進 費補助	指摘事項 6	操業・雇用創出効果の認識時点について	99
33	農地中間管理機構事業費補助(一 般管理費(人件費))	指摘事項 7	交付要綱別表の記載漏れについて	114
42	ひらめ放流手法改良調査事業費補 助	意見 42	実績報告書について	141
50	高等学校通学費等支援対策事業費 補助	指摘事項 8	基金実施状況報告書の通時適切な入手 について	164
57	交通安全母の会連合会補助	意見 57	プログラム研修会支出にかかる領収書等の 徴収について	184

(3) 補助対象経費や補助金額の計算過程について

補助対象経費や補助金額の計算過程は、補助金の額を決定する重要な要素であるが、それらについても、多数の意見が挙げられている。

「6. 運輸事業振興助成費補助」では、補助金の額を決定する重要な要素である「交付対象者の営業用トラック等の登録台数」の算定過程及び結果の検証が問題とされた。県は交付対象者自らが作成した文書により確認・検証を行っているが、客観的な説明書類とは言えない。

「交付対象者に係る営業用トラック等の登録台数」は補助金の額に直接影響を与えるため、県は算定過程及び結果に恣意性がないか、客観的であるかという観点から深度ある検証を行う必要がある。一般論として、補助先に補助金をできるだけ多く貰いたいという健全な懐疑心に基づく「動機」があることを前提にした場合、県としては深度ある補助金の額の検証を実施することにより、不正を行う「機会」を限りなく低減するよう努めるべきである。

県には交付対象者から事業者別・種別の登録台数一覧の提出を受け、県自動車税の情報と照合を行う、青森運輸支局へ登録台数の照合を行うこと等の客観的な検証体制の構築を求めたい。【意見 6】

「45. 防災ヘリコプター運航調整交付金補助」では、補助対象者から提出された実績報告書において、助成金の使途内訳として時間外勤務手当の事業費決算金額が記載されている。

当該金額を確認したところ、一部の助成団体において、派遣された防災航空隊員が所属していた部課すべての時間外勤務手当が集計されており、防災航空隊員の派遣とは関係ない時間外勤務手当が含まれていた。時間外勤務手当の集計方法を具体的に定めた規定が存在しないため、各消防本部においては、防災航空隊員の派遣とは関係ない時間外勤務手当を含めて報告していると考えられる。したがって、補助金を過大に支出するリスクがある。

防災航空隊員の派遣により発生した時間外勤務手当のみを集計できるよう、経費集計方法のガイドラインを作成することが望ましい。【意見 45】

【49. 原子力施設立地振興対策事業費補助】では、予算額は、「対象市町村に対する助成金交付限度額について」に記載した 1 自治体当たりの助成金交付限度額を、全対象市町村について集計した額として積算されている。補助金額の積算根拠は明確になっていないことが望ましいが、補助金交付要綱や交付決定に係る起案等、当該補助金の関連文書を閲覧したところ、1自治体当たりの助成金交付限度額の根拠について明確に説明した文書は見当たらなかった。

監査の結果、積算方法には一定の合理性が認められたが、担当者の引継ぎや、第三者への説明のために、行政文書として残すことが望ましい。【意見 49】

No.	補助金名	指摘事項	監査の結果または意見	頁
1	私立学校振興活動費補助	意見 1	補助対象経費の限定について	32
6	運輸事業振興助成費補助	意見 6	営業用トラック等の登録台数の客観的な確認について	45
23	青森県信用保証協会補助	意見 28	保証料計算ロジックの理解と計算チェックについて	83
24	東北地方太平洋沖地震被災中小企業経営再建特別対策事業費補助	意見 29	利子補給額の正確性のために	85
41	試験船なつとまり代船建造事業費補助	意見 41	補助対象経費について	136
45	防災ヘリコプター運航調整交付金補助	意見 45	時間外勤務手当の集計方法について	150
49	原子力施設立地振興対策事業費補助	意見 49	補助金の積算根拠について	160

(4) 交付要綱等の見直しについて

今般の監査においては、交付要綱等の見直し・改定が必要な事例も数多く見られた。

【15. 公衆浴場施設整備費補助】では、交付要綱に消費税及び地方消費税相当額（以下、

「消費税等」という。)の取り扱いに関する定めが無かった。補助金の交付事務においては補助対象経費から除く取り扱いがなされているが、消費税等の取り扱いを明確にするため、交付要綱において、補助対象経費には消費税等が含まれない旨を明記することが必要である。

【指摘事項 1】

【28. むつ小川原開発地区企業立地促進費補助】では、補助金申請時の県の雇用創出効果の検証が不足している事例があった。

県が当該補助金の申請を受け付け、交付決定にかかる審査を実施する場合、申請書類等より補助要件である「1年内における5人以上の雇用創出効果が認められるか否かを精緻に検証する必要がある。この点、提出された事業計画書に一文の説明があるのみで、雇用創出効果の発現可能性について、詳細かつ深度ある審査を行うには足りない状況であった。十分な資料を徴収し、詳細かつ深度ある審査を行う必要がある。

もう一つの問題点として、要綱において申請時には形式的な資料のみを求めており、雇用創出効果の説明を行う事業計画の提出を補助事業者へ求めていないことも挙げられる（現状、上記事業計画書さえ提出の必要がない要綱の設計となっている）。

今般は要綱を変更し、申請時の提出書類に「事業計画書（用地取得により実施する事業の詳細及び雇用創出効果がわかる資料を含む）」といった項目を加え、詳細な資料の提出を受ける要綱・制度設計に変更しなくてはならない。【指摘事項 5】

【17. 産休等代替職員設置費補助】では、補助金の申請にあたり、産休等代替職員を任用する日の 10 日前の日までに任用承認申請書を提出する必要があるが、遅延している案件が複数あった。その場合、遅延理由書を添付しているが、遅延理由書の提出に関しては要綱に定めがない。急な採用決定によりこのような状況が生じているとのことである。

そもそも 10 日前までに申請書提出という期限が合理的なのかどうかを再検討し、遅延理由書を提出すれば期限後の提出も認めるという規定を整備するなど、実態に合った要綱にすることが望ましい。【意見 20】

No.	補助金名	指摘事項	監査の結果または意見	頁
15	公衆浴場施設整備費補助	指摘事項 1	補助金交付要綱に消費税の取り扱いに関する記載が無い	62
15	公衆浴場施設整備費補助	意見 14	補助金申請の優先順位の取り扱いを要綱に記載する	62
16	軽費老人ホーム事務費補助	意見 17	補助金交付要綱別表の簡素化について	65
17	産休等代替職員設置費補助	意見 19	実態に合った要綱の整備について	67
18	児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助	意見 20	収支決算書の記載ルール統一について	70
28	むつ小川原開発地区企業立地促進	指摘事項 5	申請時における雇用創出効果の検証につ	98

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
	費補助		いて	
33	農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費))	意見 36	交付要綱の区分の簡素化について	116
36	りんご緊急需給調整対策事業費補助	意見 37	基金協会による報告様式について	120
43	八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助	意見 43	消費税に関する規定について	144

(5) 補助先への指導について

今般の監査においては、補助金の交付事務において、補助先への指導を強化すべき事例が多数見られた。

「18. 児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助」では、青森県児童養護施設入所児童等自立支援事業協議書の作成にあたり、「児童の保護者からの援助の可能性について十分検討を行い、援助ができない理由を具体的に記載してください。」と県からの留意事項が付けられているにも関わらず、提出された協議書に具体的な理由が記載されていないものがあった。

具体的な理由を記載することが、保護者からの援助の可能性について十分検討することにつながり、本来補助の対象とすべきでない児童に補助金が交付されることを防止することになる。補助対象者に対し、具体的な理由の記載を徹底するよう指導する必要がある。【指摘事項 2】

「41. 試験船なつどまり代船建造事業費補助」では、実績報告書の審査過程において、補助対象者における委託先の選定について、県は、一者随意契約の可能性を疑うべき状況であったにも関わらず、見積合わせや競争入札により競争性が確保されているかに関する確認を行っていた。包括外部監査の過程で、公募(プロポーザル)方式にて競争性を担保していた事が判明したが、県がこのことについて認識していなかったことは問題である。

補助金の経済性を確保するため、県は補助対象者に対し原則として競争入札又は見積り合わせによる調達を指導し、実績報告の審査等において競争性が確保されたことを確認するべきである。また、それらを実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討及び承認を行うことが望ましい。【意見 40】

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
3	私立学校耐震化促進事業費補助	意見 3	補助対象者における委託先の選定について	38

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
3	私立学校耐震化促進事業費補助	意見 4	耐震化を促すプロセスについて	38
18	児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助	指摘事項 2	協議書の記載について	70
19	家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助	意見 22	補助対象先の審査に対する確認について	72
21	経営改善普及事業費補助	意見 25	成果指標の目標と実績の大幅な差異について	78
22	商工会連合会指定事業費補助	意見 27	実績報告書における成果指標の定性的目標と実績に関する記載について	81
38	林業労働力確保支援センター事業費補助	意見 39	補助対象経費や補助金の額に関する明確な規定について	129
41	試験船なつどまり代船建造事業費補助	意見 40	補助対象者における委託先の選定について	135
44	消防対策振興事業補助	意見 44	補助対象経費の使用実績や効果の把握について	148
50	高等学校通学費等支援対策事業費補助	意見 50	通学費等免除の認定状況の報告入手について	164
55	防犯協会連合会補助	意見 56	相見積り関連資料の保存について	179

(6) 補助事業の効果測定

今般の監査においては、補助事業の効果測定や指標の設定に関しても、多数の意見が見られた。

「20. 『いごいの家』運営費補助」では、現在は宿泊利用者数を効果測定指標としている。しかし「いごいの家」施設の利用者は宿泊者だけではなく、会議室のみの利用や休憩、相談での利用者も多い。例えば会議室では、神経難病や重症心身障害等に関する書籍の閲覧や、インターネット検索による学習等が可能であり、またコロナ禍で国立病院内での面会ができたため、オンライン面会の支援も実施する等、様々な形で施設の活用がなされている。よって宿泊利用者以外の施設利用者数についても評価しなれば、正しく本件補助事業の公益性や効果を測定することは難しいと考えられる。効果指標についてはすべての施設利用者数を用いることが望ましい。【意見 23】

「48. 棟方志功記念館管理運営費補助」では、効果測定指標を展示会の実施件数としていている。しかし、例年季節ごとに年4回の展示替えを行っており、展示会の実施件数が年によつて

増減するわけではない。展示会の実施件数が補助金の効果を客観的に表す指標とは言えないと考える。本補助金の効果測定の指標として、例えば入館者数など、補助金の目的である本県の観光振興に寄与する指標への変更を検討することが望ましい。【意見 47】

【52. 文化財修理費補助】では、補助事業の効果測定が修理の件数でしかなされていないが、その弊害として、文化財としての価値を守るために可及的速やかな修理工事が必要とされている文化財と比較的猶予のある文化財が同列に 1 件の成果として測定されてしまうことが挙げられる。

貴重な文化財を保護する観点から、修理すべき文化財に時間的な優先順位を付けて、必要な修理が適時適正に行われるよう指標を設定することが有用である。今後、県内文化財の保存修理費の効果測定に関して、各々の文化財の価値を維持するためには、どの期間に修理を実施すれば良いのか、すべての文化財を網羅的に調査し、時間的な優先順位を付ける等をしたうえで、文化財の保有者に適切に保存修理を促していくことが望ましい。【意見 53】

No.	補助金名	指摘事項	監査の結果または意見	頁
2	私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助	意見 2	補助金の効果測定の方法について	35
9	青少年育成県民運動推進事業費補助	意見 8	補助金の効果測定の方法について	50
15	公衆浴施設整備費補助	意見 16	かまの補助対象者となる公衆浴場営業者の把握	63
20	「いごいの家」運営費補助	意見 23	効果測定指標の見直しについて	74
27	中小企業等経営支援事業費補助	意見 32	一歩踏み込んだ事業効果の把握について	95
48	棟方志功記念館管理運営費補助	意見 47	効果測定の指標について	156
52	文化財修理費補助	意見 53	補助事業の効果測定指標について	170
53	文化財保護協会費補助	意見 54	補助事業の効果測定について	173
54	記念物環境整備費補助	意見 55	補助事業の効果測定指標について	175

(7) 報告書様式の見直し(簡素化・効率化)

補助金の申請から実績報告に至る過程における申請書や報告書として、多くの様式が定められているが、これらの見直しにより事務の簡素化・効率化を図ることが可能な場合がある。

【14. 結核予防事業費補助】において、県は補助金申請時の提出書類として「結核予防事業計画書」の様式を定めており、補助対象となる健康診断の実施人数を、医療機関実施分と保健所実施分の別に記載する様式となっている。しかし、本件補助金で対象となるのは医療機関で実施した健康診断のみであり、保健所実施分の記載欄は不要である。業務効率化の

観点から、様式の見直しを行い、不要な記載欄は削除することが望ましい。【意見 13】

【16. 軽費老人ホーム事務費補助】では、完了実績報告書の添付資料として、地域貢献に関する報告書(第7号様式)が定められているが、その記載内容は直接軽費老人ホームの運営と関係するものではなく、運営主体である社会福祉法人が実施している公益的活動について記載する内容となっており、補助事業の完了報告書に添付する必要性については疑問がある。インターネットでの開示状況を踏まえれば、同報告書の廃止を検討することも考えられる。また、同報告書が必要だとするならば、何らかの事情で地域貢献活動の実施が困難になった場合の記載方法について事前に定めおき、必要な記載がなされるよう、施設に対して指導を行うことが望ましい。【意見 18】

No.	補助金名	指摘事項	監査の結果または意見	頁
11	福祉活動指導員設置費補助	意見 10	事業実績報告書の様式の見直し	54
14	結核予防事業費補助	意見 13	結核予防事業計画書の様式の見直し	60
16	軽費老人ホーム事務費補助	意見 18	完了実績報告書の添付書類について	65
21	経営改善普及事業費補助	意見 24	補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の書式統合化について	78
22	商工会連合会指定事業費補助	意見 26	補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の書式統合化について	81
29	シルバー人材センター連合事業費補助	意見 33	実績報告書添付書類の簡略化	103

(8) その他の監査の結果及び意見

前述した(1)～(7)に分類されなかった結果及び意見を(8)に分類している。

【15. 公衆浴施設整備費補助】では、事業の周知方法として、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合及び各地域県民局の保健所への通知が行われている。しかし、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合は県内のすべての事業者が加盟しているわけではなく、保健所も補助金の周知は本来の業務ではない。例年、補助金の申請額が予算額を下回っている状況を鑑みると、制度の周知が不足しているのではないかと考えられる。県のホームページの利用等を通じて本件制度を積極的に周知することが望ましい。【意見 15】

【30. 農業近代化資金利子補給費補助】では、青森県農業近代化資金利子補給規則と県と各金融機関が締結している農業近代化利子補給契約書との間で支払期限に関する規定に不整合が生じていた。これにより事務手続きが煩雑となる可能性がある。実務上誤りが発生している状態ではないが、規則と契約書との間に生じている支払期限に関する規定の不整合は、解消されることが望ましい。【意見 34】

【37. あおもり和牛改良促進対策事業費補助】では、県が補助金の執行実績を確認するた

めに作成している事業完了確認調書について、確認調書によって確認した関係書類が異なる場合や、確認した関係書類を確認調書へ具体的に記載していない場合が見受けられた。確認漏れを防止するためにも、今一度確認調書の様式を明確に定め、各果民局に通知することが望ましい。【意見 38】

No.	補助金名	指摘事項	監査の結果または意見	頁
4	私立学校外国語指導助手招致事業費補助	意見 5	当初予算と実績の乖離について	40
11	福祉活動指導員設置費補助	意見 9	実地調査報告書への確認書類等の記載	54
13	看護職員資格取得特別対策事業費補助	意見 12	貸与希望者への周知について	58
15	公衆浴場施設整備費補助	意見 15	事業の周知方法について	63
25	創業・成長産業推進金融対策事業費補助	意見 30	保証料補助の基となる融資対象毎融資実績の推移分析について	87
30	農業近代化資金利子補給費補助	意見 34	規則と契約書間の支払期限に関する規定の不整合について	105
32	青年等就農プロジェクト事業費補助	意見 35	おおもり農林業支援センターの決算内容の確認手続について	111
37	おおもり和牛改良促進対策事業費補助	意見 38	事業完了確認調書について	123
51	在学青少年育成費補助	意見 52	講演聴取機会の拡大、内容の公開検討について	168

(9) 措置状況の監査の結果及び意見

過去の包括外部監査における結果及び意見に対する措置状況について監査した結果、措置がなされていないものや措置が不十分なものがあった。

【7-1 産科医療確保支援事業費補助】実績報告書と歳入歳出決算(見込)書抄本の整合性チェックを実施した結果、歳入歳出決算見込書の抄本に補助事業の決算見込額が記載されておらず、本事業の補助金額が決算会計処理されているか確認できなかったものがあつた。十分な確認ができないまま補助金を支給していると言える。本来は、補助金申請者に速やかかな修正・再提出を求めるべきである。【指摘事項 11】

【9-1 放課後児童健全育成事業費補助】では、実績報告書 34 件中 17 件について、補助金精算額調書に記載された対象経費と歳入歳出決算(見込)書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。市町村への指導という措置は、不十分であったと言わざるを得ない。歳入歳出決算(見込)書抄本において補助事業の対象経費額を明示するかどうかは市町村によって異なっており、記載方法は統一されていない。そのため、一致していることを確認できない市町村が多く、そもそも歳入歳出決算(見込)書抄本を実績報告書の添付資料としている趣旨が失われている。果は、歳入歳出決算(見込)書抄本について補助事業の決算見込額を備考欄等に明示することを補助要綱等に定め、市町村に対して対象事業費の決算会計処理に関する証明を求めるべきである。【指摘事項 12】

なお同様の問題について、以下の補助金において指摘を行っている。

- 【10-1 地域子育て支援事業費補助】【指摘事項 13】
- 【11-1 保育対策等促進事業費補助(病児・病後児保育対策事業)】【指摘事項 14】
- 【12 保育対策等促進事業費補助(延長保育促進事業)】【指摘事項 15】

【13 ひどり親家庭等医療費補助】及び【14 乳幼児はつらつ育成事業費補助】では、平成 27 年度の現地調査(2 市町村対象)以後、市町村へ現地調査は行われておらず、措置内容に記載の「定期的」な立ち入り調査が行われていないことが判明した。今後、40 市町村を対象として、複数年で一巡する調査計画を立案し、適切に現地調査を実施することが必要である。調査内容も具体的に立案することが望ましい。【指摘事項 16、指摘事項 17】

No.	補助金名	指摘事項	監査の結果または意見	頁
1-3	私立学校経常費補助	指摘事項 9	監査報告書添付免除対象学校法人の会計指導について	189
3-1	特色教育支援経費補助	指摘事項 10	実施報告書の検証について	192
3-2	特色教育支援経費補助	意見 58	特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書について	193
7-1	産科医療確保支援事業費補助	指摘事項 11	国への事業実績報告の取扱いについて	197

No.	補助金名	指摘事項 意見	監査の結果または意見	頁
9-1	放課後児童健全育成事業費補助	指摘事項 12	実績報告書の検証について	201
10-1	地域子育て支援事業費補助	指摘事項 13	各千町村の補助金申請に関する確認事務について	203
11-1	保育対策等促進事業費補助 (病児・病後児保育対策事業)	指摘事項 14	実績報告書等の確認について	205
12	保育対策等促進事業費補助 (延長保育促進事業)	指摘事項 15	実績報告書とその添付資料について	207
13	ひとり親家庭等医療費補助	指摘事項 16	千町村が実施している医療費の給付事務の確認について	208
14	乳幼児はつらつ育成事業費補助	指摘事項 17	千町村が実施している医療費の給付事務の確認について	209
16-3	地域生活支援事業費等補助	指摘事項 18	実績報告書の添付書類間の整合性について	213
18	認定職業訓練事業費補助	意見 59	国庫補助金の交付対象となった設備の管理について	218

第5部 外部監査の結果及び意見(通常の監査)

1. 私立学校振興活動費補助(総務学事課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	私立学校振興活動費補助		
所管課	総務学事課		
交付開始年度	昭和49年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県私立学校振興活動費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	公益社団法人青森県私学協会		
補助金の目的	私学団体の育成及び私立学校教職員の資質向上を図り、私立学校の振興に資するため		
補助金の効果測定 の方法	研修の開催状況(研修内容、対象、参加者等)		
補助対象経費	私立学校の教職員等の資質向上を目的とした各種研修等の開催に係る経費等		
補助率	10/10(限度額1,100千円)		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	1,100	1,100	1,100
決算額(千円)	なし	762	570
交付件数(件)	なし	1	1

①補助金の目的

公立学校の教員については、法定とされている各種の研修が実施されその充実が図られているが、私立学校においては経営状態が厳しい中、校内研修による教員の資質向上(県外への研修派遣費も含めて)に限界がある。このため、私学協会が主体となって調査研究及び研修を実施すること並びに県内の各私学団体が実施する研修に一定の補助を行うことは、県域レベルの教育的課題の解決等を通じ、私立学校教職員の資質向上に資するものである。

(出所:「県費単独補助金等の点検・見直し調査」)

②青森県私学協会の目的

青森県における私立学校教育の振興を図ることを目的として、青森県内における私立学校教育の振興を図る事業及び私立学校運営の研究、功労者の祝賀、その他私立学校に對する理解を図る事業を行う。

(出所：公益法人ナビ)

③令和2年度研修開催計画

(単位：円)

補助対象事業名	令和2年9月15日付 令和2年度当初計画 (予算措置根拠)	令和3年3月10日付 令和2年度修正計画 (予算措置後)
私学経営研究調査事業	127,016	16,452
青森県私学協会研修会	266,375	115,685
青森県理事長協議会研修会	50,000	0
学校法人会計基準研修会	303,144	287,575
青森県私学教育研修会	250,000	0
青森県私立幼稚園教員研修会	150,000	100,000
青森県私立専門学校各種学校協会 教職員研修会	50,000	50,000
青森県専修学校各種学校連合会教 職員研修会	50,000	0
計	1,246,535	569,712

(出所：補助金交付申請書第2号様式より抜粋)

上記のように、研修は当初計画通りには開催されず、大幅な予算未消化が発生していたため、年度末に計画が再提出されている。

④予算額と決算額の乖離について

平成30年3月に青森県私学協会において、元事務職員が25百万円の横領を行っていたことが発覚し、県から改善要請を出していたため、改善の体制が整うまで補助金の交付要綱の作成をしなければならなかった(すなわち、補助しなかった)。令和元年度は委嘱講師が公務員となり謝礼が必要なくなったこと、会場費も公設で不要になった等により支出が減少した。また、令和2年度においてはコロナ禍で移動や研修会が行えず、支出が減少した。

(2) 監査の結果及び意見

【意見1】補助対象経費の限定について

当初予算と決算額の乖離について、不祥事やコロナ禍が原因の年度もあったことによるが、ここ数年実績が当初予算を大幅に下回っている現状がある。

また、実績報告書の支出内容については、県で各証跡資料との突き合せが行われているが、現状では、補助金の詳細な資金使途は私学協会に全面的に委ねられている。しかし、青森県の私立学校の教員全体の資質向上を目的とするのであれば、県が指定する使途(例えば研修テーマが内容レベルともに補助の趣旨に沿うものであるか)等の審査に適ったもの)に限定することも考えられる。

さらに、私学協会が主体的に行う活動費の補助を実施している自治体(都道府県)は、全国的に少数であるのが実態である。

以上を勘案すると、当初予算の策定及び交付要綱の策定から実績報告書の審査に至る過程において、補助金の目的に沿った有効な使い方がなされているかどうかという視点で、補助対象経費を限定していくことを検討することが望ましい。

2. 私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助(総務学事課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助		
所管課	総務学事課		
交付開始年度	昭和 42 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助金 交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	公益財団法人青森県私立学校教職員退職金財団		
補助金の目的	退職金財団加入学校法人の急激な負担の増加を緩和するとともに、退職金財団の経営基盤の強化を進めることにより、私立学校教職員の福祉の増進及び私学教育の振興を図るため		
補助金の効果測定 の方法	保有割合(加入教職員が全員退職した場合、一人当たりに支給可能な退職金の割合)		
補助対象経費	1 退職金財団が、加入学校法人の幼稚園、幼保連携型認定こども園、中学校及び高等学校の教職員に係る負担金の軽減に要した経費(上限 35,500 千円) (1)負担金軽減分 ①幼稚園・幼保(9.3%)②中学校・高校(8.0%) (2)新規加入者軽減分(上限 2,000 千円) 2 退職金財団が、経営基盤の強化を図るため退職手当資金積立金の積立に要した経費(上限 7,000 千円) (1)財務基盤強化(4,000 千円定額) (2)経営努力促進(3,000 千円上限) ・管理費<運用収益 ・新規加入者の着実な確保 ・負担金率の引上げ		
補助率	定額(上限 42,500 千円)		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	45,500	44,000	42,500
決算額(千円)	45,500	44,000	42,500
交付件数(件)	1	1	1

①補助事業の概要

県は、公益財団法人青森県私立学校教職員退職金財団(以下「退職金財団」という。)の加入学校法人の急激な負担の増加を緩和するとともに、退職金財団の経営基盤の強化を進めることにより、私立学校教職員の福祉の増進及び私学教育の振興を図るため、退職金財団が行う経営基盤強化事業に要する経費について、令和 2 年度予算の範囲内において、退職金財団に対し、青森県私立学校教職員退職金財団経営基盤強化事業費補助金を交付する。
(出所:交付要綱)

②退職金財団

退職金財団とは、公教育の一翼を担う優秀な教職員を確保し、私立学校に通う生徒のために教育環境の充実向上を図るため、私立学校教職員等の退職金に必要な資金の給付を行う公益事業体である。

③保有割合(加入教職員が全員退職した場合、一人当たりに支給可能な退職金の割合)の推移

【図表 保有割合の推移】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保有割合	39.1	38.3	42.5

(出所:「県費単独補助金等の点検・見直し調査」添付資料)

④一般的な評価指標における青森県の全国順位

【図表 一般的な評価指標における青森県の全国順位(平成 30 年度実績)】

評価指標	青森県の全国順位及び実績数値
負担金率(退職金財団が学校法人に課している、負担金の割合)	39 位 (全国平均 11.19%に対し本県 13.93%)
保有割合(加入教職員が全員退職した場合、一人当たりの退職金の支給可能な割合)	44 位 (全国平均 69.0%に対し本県 39.1%)
補助率(加入者の標準給与額に対する、都道府県の補助金の割合)	47 位 (全国平均 2.629%に対し本県 0.87%)
退職金交付率(各退職金団体ごとに、勤続期間や退職事由に基づいて定められたもの。退職金交付額の算定基準)	43 位 (全国平均 47.12 倍に対し本県 42.6 倍)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 2】補助金の効果測定の方法について

県の補助率は全国で最下位かつ全国標準値の 3 分の 1 以下であり、極めて低い水準になっている。一方、当該退職金財団は、財政健全化のため①加盟する学校法人の負担金率引き上げ②運営管理費の削減③新規加入者の確保、に取り組んできた。しかし、負担金率の引き上げは加盟する学校の負担増であり、この先の増額は限定的であるといわざるを得ない。特に幼稚園は小規模な園が多く、ここ数年負担金率も同率で実質上限に達している。また、多額の負担金を嫌って退職金財団への加盟をしていない事例もあると聞く(13 法人)。県では、当財団に加盟しない法人毎の個別具体的な理由までは把握されていないが、中には経営が思わしくなく教職員の退職金の支払いにも窮しているところもある可能性は否定できない。加盟するかどうかは法人の任意ではあるものの、加盟した法人には、県だけでなく国からの補助も出るため、教職員にとっては安全な退職資金が外部機関にプールされることは望ましいことに疑いない。

県は財団に対して財政健全化を急がせることで、このような加盟をためらわせるような事例を出さないよう、新規加盟者にも配慮したバランスのとれた対応を退職金財団に促す必要がある。その際、県は、退職金財団が新規加入者の獲得についてどのような努力をしているかヒアリングを実施した結果をスコアリングする等、定性的な評価もを行い、保有割合だけでなく、本来同基金が私学の教職員のセーフティネットとしての制度であることにも配慮したバランスのとれた評価を実施することが望ましいものと考ええる。

3. 私立学校耐震化促進事業費補助(総務学事課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	私立学校耐震化促進事業費補助		
所管課	総務学事課		
交付開始年度	平成 28 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県私立学校耐震化促進事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	私立幼稚園、中学校、高等学校等を設置する学校法人		
補助金の目的	施設の耐震化の促進を図るため		
補助金の効果測定の方法	耐震診断及び耐震化実施率		
補助対象経費	耐震診断、耐震補強及び耐震改築に要する経費		
補助率	補助対象経費の 6 分の 1		
	耐震補強及び耐震改築に係る補助限度額(千円)	幼稚園	中学校
		事業	高等学校
		耐震補強	10,000
		耐震改築	30,000
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	142,463	133,351	96,909
決算額(千円)	50,761	954	13,423
交付件数(件)	4	1	2

①補助の趣旨

県は、県内の学校法人が設置する私立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、中学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園(以下「私立学校」という。)の施設の耐震化の促進を図るため、私立学校の設置者が行う当該私立学校の施設の耐震診断、耐震補強及び耐震改築に要する経費について、令和 2 年度予算の範囲内において、当該設置者に対し、青森県私立学校耐震化促進事業費補助金を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和 45 年 3 月青森県規則第 10 号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(出所:交付要綱)

私立学校の耐震化については、一義的には国庫補助及び日本私立学校振興・共済事業団の融資によって進められるものであるが、この補助金は、それらに加え、県も連携して耐震化を推進するために設けられたものであると言える。しかしながら、本県においては全国最低レベルで耐震化が進まず、耐震診断すら受けない学校等が少なくない数で存在している状況にある。また、少子化等により、学校の経営状況が芳しくない等の経済的事情で耐震化が進まないという事情も存在する。

②耐震診断及び耐震化実施率

【図表 耐震診断及び耐震化実施率】(()内は全国平均)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
耐震診断実施率	52.4% (82.4%)	52.6% (84.1%)	57.4% (85.3%)
耐震化実施率	79.7% (90.3%)	79.9% (91.4%)	81.2% (92.3%)

(出所：県提出資料「私立学校施設 耐震診断実施率、耐震化率の推移」)

③県内の私立学校・高等学校の耐震化の状況(令和2年4月1日現在)

【図表 県内の私立学校・高等学校の耐震化の状況】

耐震基準を満たした棟数	耐震診断済(今後改修)		耐震診断未了
	棟数	(単位:棟)	
81	41	19	22
全棟数	122		

(出所：県提出資料「私立中学校・高等学校の耐震化の状況(R2.4.1現在)」)

④当初予算及び決算額の内訳(令和2年度)

ア. 当初予算額

事業	金額	内訳	
		個別に積算	内訳
耐震診断事業	6,909		
耐震改修事業	50,000	@10,000 千円×4校(5棟)	
耐震改修事業	10,000	@5,000 千円×2園(2棟)	
耐震改修事業	30,000	@15,000 千円×2園(2棟)	
合計	96,909		

(単位:千円)

なお、当初予算策定において、耐震診断事業以外は具体的な学校名が組み込まれていない。

イ. 決算額

(単位:千円)

事業	金額	内容
耐震診断事業	1,645	学校法人柴田学園(本校舎及び円型校舎の耐震診断)
耐震改修事業(高校等)	11,778	学校法人弘前東高等学校(産業教育実習棟及び自動車整備実習棟の耐震補強)
合計	13,423	

上記のほか、学校法人三ツ葉学園15,000千円(甲田幼稚園園舎の耐震改築)があるが、当該工事については工期延長に伴い翌年度繰越となっている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 3】補助対象者における委託先の選定について

補助対象者は、耐震診断や改修・改築を実施するにあたり委託先を選定している。この選定について、県は補助対象者に一任しており、結果として選定された業者の見積書や請求書等の写しの提出は受けているものの、そもそも業者選定の段階で競争入札や見積り合わせが行われていたかどうかのチェックは行われていない。

補助金の経済性を確保するため、県は補助対象者に対し、原則として競争入札又は見積り合わせによる調達を指導するべきである。また、それらを実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討及び承認を行うことが望ましい。

【意見 4】耐震化を促すプロセスについて

連年、予算と実績との乖離が大きいのとなっているが、耐震診断未実施の 22 棟について診断実施を計画通り確実に進める一層の手立が必要である。

例えば、個別に学校の施設担当者に面談を行う際に、なぜ耐震化に取り組まないのか、また、どのような障害があるのか等、個別の学校の事情を具体的に聞き出し、内容を文書化するに追加して、県として個別具体的に耐震化を促すプロセスをマニュアル化する等、有効に継続できる基盤を残しておくことが望ましい。そのうえで耐震化が完了していない学校に対して文書で予定を確認・指導する必要がある。さらに、現在、県で認識している耐震診断未実施 22 棟及び診断済未改修の 19 棟については、地震等の万一の事態を想定し、県民の安全のため、倒壊等の危険性のある建物に通い続ける生徒及び教職員の安全のため緊急時の避難計画の策定と提出を学校に促すことも必要である。そのためには耐震改修が完了した学校については県のホームページで公表するなどとして、耐震改修をより押し進める流れをつくることも考えられよう。

4. 私立学校外国語指導助手招致事業費補助(総務学事課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	私立学校外国語指導助手招致事業費補助		
所管課	総務学事課		
交付開始年度	平成 28 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県私立学校外国語指導助手招致事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	私立中学・高等学校		
補助金の目的	私立学校における語学指導の充実及び国際化の推進並びに地域における国際交流の推進を図るため		
補助金の効果測定 の方法	JET プログラムを活用した外国語指導助手の配置校数 外国語指導助手の地域活動への参加状況		
補助対象経費	県内の私立中学・高等学校を設置する学校法人が、国等の外国語指導助手招致事業(JET プログラム)の参加者を雇用するために要する経費		
補助率	最初の3年間は3分の2 4年目以降は2分の1		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	12,883	13,413	11,998
決算額(千円)	8,357	10,258	9,643
交付件数(件)	3	3	3

①補助の趣旨

県は、私立学校における語学指導の充実及び国際化の推進並びに地域における国際交流の推進を図るため、県内の私立の中学校又は高等学校を設置する学校法人が行う私立学校外国語指導助手招致事業(総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会)が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JET プログラム)の参加者に要する経費の一部について、令和 2 年度予算の範囲内において、当該学校法人に対し、私立学校外国語指導助手招致事業費補助金を交付する。

(出所:交付要綱)

②JETプログラムについて

JET プログラムとは、外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を通じて、我が国と諸外国との相互理解を増進し、もって我が国の国際化の促進に資するため、外国青年を招致する事業である。語学指導(英語など)に従事する外国語指導助手(ALJ)は、小学校、中学校及び高等学校において日本人外国語教員と協力して共同授業を実施する。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 5】当初予算と実績の乖離について

対象となる私立学校が 17 校あるにもかかわらず、連年の利用者(同じ学校法人3件にとどまっている。学校自体が自ら外国語指導教官を抱えているケースもある)が、新規利用者が出てこない状況は好ましいものとはみられない。現在、県では各候補学校に案内は出しているものの、学校側が利用したくないあるいは利用できない個別事情の把握が詳細になされた資料の作成まではなされていない。

この点、学校関係者の個別面談によるヒアリングの実施、あるいは外国語指導教官の受入に当たって何が障害となっているか等のアンケートの実施により、個別具体的な事情を察し出し、利用の促進に資するような手がかりとなるような必要情報をまとめた資料の作成が望ましい。

5. 納税貯蓄組合連合会補助(税務課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	納税貯蓄組合連合会補助		
所管課	税務課		
交付開始年度	昭和 37 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱		
主な補助対象者	青森県納税貯蓄組合連合会		
補助金の目的	青森県納税貯蓄組合連合会、市町村納税貯蓄組合連合会、納税貯蓄組合の自主的な活動を支援し、もって自主納税の促進及び納税思想の高揚に資するため。		
補助金の効果測定の方法	納税作品応募数		
補助対象経費	① 納税作品募集事業 ② 納税功労者表彰事業 ③ 市町村納税貯蓄組合連合会が実施する納税作品募集事業に係る経費に対する助成の事業		
補助率	補助対象経費の 10/10 限度額 ①438 千円、②90 千円、③2,268 千円		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	2,796	2,796	2,796
決算額(千円)	2,796	2,791	2,699
交付件数(件)	1	1	1

①納税貯蓄組合について

納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法(昭和 26 年法律 145 号)に基づき団体で、納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を目的として組織された団体である。組合には、国税、県税、市税等の納税者であれば誰でも加入できる。

納税貯蓄組合法が制定された背景として、戦後の社会的混乱や戦時中から続く増税による納税意欲の低下、震災などにより経済が破たん状態となった上、申告納税制度の導入など税制が大きく変わったため、滞納発生割合(納付すべき税額に占める新規発生滞納額の割合)は約4割と税収が危機的狀態に落ちいったという社会状況があった。明治時代から存在していた

納税組合は、組合幹部が徴税に介入するなどの事件があったため、GHQ に民主的な納税を阻害するとされ昭和 22 年に廃止されたが、戦後の税収の低下に鑑み、昭和 26 年の納税貯蓄組合法により納税貯蓄組合として新たにスタートした。

全国の市町村の商店街や町内会、同業組合、企業等の納税者を構成メンバーとする「単位組合」を基礎単位とし、その上に市町村連合会、所轄税務署単位に地区(署)連合会を、更にこの地区(署)連合会を構成員として、各都道府県の連合会が組織されている。また、その上部団体として、全国 12 の国税局管内ごとに局連合会を設置し、これらを全国的に統一して、全国納税貯蓄組合連合会(全納連)が置かれている。令和3年3月 31 日時点で、全国に単位組合が1万6千組合、組合員が74 万6千人となっている。

②納税作品募集事業について

納税思想の高揚を図り、納税秩序の確立に資するため、毎年、県内に所在する小学校及び中学校の在校生を対象として、作文、ポスター、習字の納税作品を募集している。

【図表 納税作品応募数】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
納税作品応募数	8,634	8,540	8,381

(出所:県資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見
該当なし。

6. 運輸事業振興助成費補助(交通政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	運輸事業振興助成費補助		
所管課	交通政策課		
交付開始年度	昭和 51 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	・運輸事業の振興の助成に関する法律(平成 23 年8月 30 日法律 第 101 号) ・運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める 政令(平成 23 年9月 26 日政令第 300 号) ・運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則(平成 23 年9月 26 日 総務省・国土交 通省令第1号) ・青森県運輸事業振興助成費補助金交付要綱		
主な補助対象者	(公社)青森県バス協会、(公社)青森県トラック協会、青森市企業局 交通部、八戸市交通部		
補助金の目的	昭和 51 年度の税制改正において、軽油引取税の税率を引き上げ られたことに伴い、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの 改善、安全運行の確保を図ることを目的として、バス事業者又はトラ ック事業者によって構成される公益法人等に対して補助金を交付 する全国共通の事業である。		
補助金の効果測定 の方法	当該補助金は、国の法令等(運輸事業の振興の助成に関する法律 施行規則)の定めに従った額を限度として交付を行っている。補助 金の目的を鑑みると、効果測定指標をアウトプット(アウトカム)数値 で設定することが困難であり、指標は設定していない。		
補助対象経費	① 補助対象経費及び補助率、補助金の額に記載のとおり		
補助率、補助金の額	① 補助対象経費及び補助率、補助金の額に記載のとおり		
財源	一般財源のみ。ただし、補填措置として国から地方交付税措置がな されており、県の実質的な負担は原則として生じない。		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	258,203	266,488	232,470
決算額(千円)	269,773	266,488	224,957
交付件数(件)	4	4	4

① 補助対象経費及び補助率、補助金の額
 補助対象経費は以下「ア」補助対象事業に掲げる事業に要する経費であり、補助金の額
 は、補助対象経費の実支出額又は「イ」補助金の基準額]にて算定した額のいずれか低い額
 以内の額である。

ア 補助対象事業

- 1 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業(以下「特定運輸事業」という。)を営む者が
行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業
- 2 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- 3 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業
- 4 特定運輸事業の適正化に関する事業
- 5 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- 6 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備
に関する事業
- 7 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業(当該事業に要する費用に充てるため
の基金を設けて行うものに限る。)
- 8 全国を単位とする一般社団法人であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に
要する資金の出えんを行う事業(当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限
る。)
- 9 前各号に掲げるもののほか、特定運輸事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に
協議して定めるもの

イ 補助金の基準額

交付対象者ごとの補助金の基準額は、次の算式によって算定した額とする。

$$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$$

A: 当該年度の軽油引取税収見込額

B: 当該年度の前々年度における自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合

$$\frac{e}{a+b+c+d}$$

$$a+b+c+d$$

a: 営業用バスの標準軽油使用量×営業用バスの登録台数

b: 営業用トラックの標準軽油使用量×営業用トラックの登録台数

c: 自家用バスの標準軽油使用量×自家用バスの登録台数

d: 自家用トラックの標準軽油使用量×自家用トラックの登録台数

e: 営業用バス又は営業用トラックの標準軽油使用量×交付対象者に係る営業用バス又は営業用
 トラックの登録台数

D: 調整値(総務大臣が定める)

②交付先別補助金交付額の推移

平成 30 年度～令和 2 年度における交付先別補助金交付額の推移は下表のとおりである。

【図表 交付先別補助金交付額の推移】

交付先	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(公社) 青森県バス協会	22,366	20,589	19,657
(公社) 青森県トラック協会	243,083	241,924	201,547
青森市企業局交通部	2,354	2,164	2,043
八戸市交通部	1,970	1,811	1,710

(単位:千円)

(出所:担当課作成資料)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 6】営業用トラック等の登録台数の客観的な確認について

補助金の多寡に影響を与える「交付対象者の営業用トラック等の登録台数」について、県は交付対象者の文書回答により確認・検証を行っているが、客観的な説明資料を徴収し確認・検証を行うべきである。

令和 2 年度において公益社団法人青森県トラック協会(以下、この項において「トラック協会」といふ。)へ交付した補助金の額は、前述「(1) ① イ 補助金の基準額」に定められた算定式により計算された 201,547 千円であった。「補助金の基準額の算定式中のパラメーターには「e:営業用バスの登録台数」が含まれている。当該パラメーターの存在より、交付対象者の営業用トラック等の登録台数が多ければ多いほど補助金の基準額・交付額が多額となる仕組みとなっている。

県が行う交付対象者(トラック協会の営業用トラック等の登録台数に係る検証方法は、トラック協会より「事業者数及び保有車両一覧表」の提出を受け、パラメーターとの照合を行うというものである。しかし、『事業者数及び保有車両一覧表』はトラック協会自らが作成した一枚もの書類であり、登録台数の集計結果が記載されているに過ぎず、客観的な説明書類とはならない。

「交付対象者に係る営業用バス又は営業用トラックの登録台数」は補助金の額に直接影響を与えるため、県は算定過程及び結果に恣意性がないか、客観的であるかという観点から深度ある検証を行う必要がある。一般論として、補助先に補助金をできるだけ多く貰いたいという「動機」があることを前提にした場合、県としては深度ある補助金の額の検証を実施することにより、不正を行う「機会」を限りなく低減するよう努めるべきである。県にはトラック協会から事業者別・種別の登録台数一覧の提出を受け、県自動車税の情報と照合を行う、青森運輸支局へ登録台数の照合を行うこと等の客観的な検証体制の構築を求めたい。

7. 地域間幹線バス系統確保維持費補助(交通政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	地域間幹線系統確保維持費補助		
所管課	交通政策課		
交付開始年度	平成 23 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱		
主な補助対象者	乗合バス事業者であって、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されている者。		
補助金の目的	県内の生活バス路線(通学や通勤、通院、買い物など日常生活の足として、都市部と周辺部とを結ぶ広域的・幹線的な路線)の維持を目的とし、乗合バス事業者へ補助金を交付する事業である。		
補助金の効果測定の方法	該当なし(生活バスの維持が目的であり、特段の KPI は設定されていない)		
補助対象経費 補助率、補助金の額	詳細記載は省略するが、複数市町村にまたがり一定の需要がある、赤字である等の一定の要件を満たす補助対象系統にかかると、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込み差額との差額が補助対象経費となる(ただし、補助対象経常費用の見込額の 9/20 に相当する額を限度とする)。また、補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 1/2 に相当する額以内の額とする。		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度		
当初予算額(千円)	191,250	191,167	197,583
決算額(千円)	191,718	191,140	196,540
交付件数(件)	5	5	5

(2) 監査の結果及び意見
該当なし。

8. 美術展覧会開催費補助(県民生活文化課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	美術展覧会開催費補助		
所管課	県民生活文化課		
交付開始年度	昭和 45 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県美術展覧会開催事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	一般社団法人青森県文化振興会議		
補助金の目的	県民の身近なところで優れた美術等を鑑賞する場として制作成果を発表する場を提供するとともに、創作活動の促進を図るため。		
補助金の効果測定の方法	①補助金の効果測定の方法について「記載のとおり。		
補助対象経費	青森県美術展覧会開催に要する経費(募集関係費、展示関係費、審査関係費、表彰関係費)		
補助率	定額補助		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	1,800	1,800	1,800
決算額(千円)	1,800	1,800	1,800
交付件数(件)	1	1	1

①補助金の効果測定の方法について
作品応募点数、入選点数、鑑賞者人数により補助金の効果を測定している。県展応募点数等の推移は以下のとおりである。

【図表 県展応募点数等の推移】

項目	第 57 回 (H28)	第 58 回 (H29)	第 59 回 (H30)	第 60 回 (R1)	第 61 回 (R2)
応募点数	207	193	247	200	204
一般	—	—	—	176	204
キッズ・ジュニア	—	—	—	—	—
合計	207	193	247	376	408
入選点数	196	191	234	200	204
一般	—	—	—	—	—
キッズ・ジュニア	—	—	—	8	63

項目	第 57 回 (H28)	第 58 回 (H29)	第 59 回 (H30)	第 60 回 (R1)	第 61 回 (R2)
合計	196	191	234	208	267
入場者数(人)	1,010	1,581	2,879	2,880	1,606
開催日数(日)	8	8	8	8	5
1日あたり入場者数(人)	126	198	360	360	321

(出所:「青森県美術展覧会開催費補助金の結果及び成果について」より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 7】補助対象経費の明細について

交付要綱では、実績報告につき以下のとおり定められている。

(実績報告)
第9 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して 30 日を経過した日又は令和3年3月 31 日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
(1) 事業実施報告書(第9号様式)
(2) 収支決算書(第 10 号様式)
(3) その他知事が必要と認める書類

事業報告書に添付する収支決算書は第 10 号様式に従って作成されることになるが、当該第 10 号様式において「※収支決算に係る証拠書類(領収書等)を添付すること」として領収書等類の添付が求められている。

令和2年度の実績報告書を閲覧し、収支決算書に添付された領収書を閲覧したところ、金額の記載(63,338 円)はあるもののその内容が記載されていない領収書が存在していた。内容を確認するために、補助対象経費を集計した「県展 2020 支出一覧」を閲覧したところ、「事務用品」のみ記載されており詳細な内容は不明であった。

補助対象経費としての妥当性を判断するためにも、詳細な内容が分かる明細を入手して確認することが必要である。

9. 青少年育成県民運動推進事業費補助(青少年・男女共同参画課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	青少年育成県民運動推進事業費補助		
所管課	青少年・男女共同参画課		
交付開始年度	平成7年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県補助金等の交付に関する規則 令和2年度青森県青少年育成県民運動推進事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	青少年育成青森県民会議		
補助金の目的	青少年育成県民運動の推進 (情報啓発誌の作成・配布、地域活動の促進)		
補助金の効果測定の方法	①補助金の効果測定の方法」に記載のとおり		
補助対象経費	①補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	①補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	3,500	3,500	3,350
決算額(千円)	3,495	3,490	3,075
交付件数(件)	1	1	1

①補助対象経費、補助金の額について

青森県は、青少年育成県民運動の推進を図るため、青少年育成青森県民会議が行う青少年育成県民運動推進事業に要する経費について、青少年育成県民運動推進事業費補助金を交付している。

補助金の交付に関する詳細は、交付要綱に定められており、具体的な補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

- ・情報啓発誌の作成及び配布に係る事業
- ・青少年の健全育成に資する地域活動の促進事業

イ. 補助金の額

補助対象経費の合計金額又は3,350千円のみすべからず低い額以内の額

②補助金の効果測定の方法について
青森県青少年育成県民運動に係る諸活動の参加者数等を把握する事により補助金の効果測定を実施している。過去3年間の推移は以下のとおりである。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動促進事業取組団体(団体数)	2	2	4
指導者研修参加者数(人)	112	167	419
「若い芽」配布数(部)	51,344	54,574	54,512
青少年健全育成推進員の活動状況(回)	258	250	294
県内一斉声かけ活動実施状況(回)	540	536	518

(出所:県資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見8】補助金の効果測定の方法について

青森県及び青少年育成青森県民会議では、毎月第三日曜日を「家庭の日」とし、家族のぬくもりを通じて絆を深める日としている。この「家庭の日」(毎月第三日曜日)の普及啓発に取り組み観点から「家庭の日」に係る啓発用チラシ及び啓発物品を作成し、各市町村教育委員会及び各市町村担当課を通じて各市町村内の青少年育成団体、各種キャンペーン活動やイベントにおいて配布している。

「家庭の日」に係るキャンペーン等事業を実施し、啓発用チラシ及び啓発物品を配布した場合は、その概要が分かる資料を青少年育成青森県民会議事務局まで提出するよう求めているが、啓発用チラシ及び啓発物品の配布実績の報告に係る具体的な記載内容が定められていないため、報告内容が報告者によって異なる状況となっている。

統一的な配布実績の報告にかかると、現状では、報告内容を担当者に一任せざるを得ず、効果測定の一貫性の観点から好ましくなく、また、その判断に都度相応の時間を割くこととなってしまい非効率である。

以上より、統一的な配布実績の報告にかかると、マニュアルを制定し、各市町村教育委員会及び各市町村担当課に配布・周知することで、マニュアルによる一貫した判断基準のもとに配布実績の把握をすることが望ましい。

10. 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助(健康福祉政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助		
所管課	健康福祉政策課		
交付開始年度	昭和48年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	社会福祉施設職員等退職手当共済法 青森県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱		
主な補助対象者	独立行政法人福祉医療機構		
補助金の目的	社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、社会福祉事業の振興に寄与すること。		
補助金の効果測定の方法	効果測定は特段、行われていない		
補助対象経費	社会福祉施設職員等退職手当共済法で定める社会福祉施設の職員の退職手当に要する経費の財源		
補助率	1/3		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	538,440	546,063	543,914
決算額(千円)	546,063	543,914	535,998
交付件数(件)	1	1	1

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、保育所、障害者支援施設等)の職員が退職した場合、その経営者に代わって社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、退職金が支給される。財源は賦課方式により、毎年度、共済契約者(経営者)が負担する掛金と、国、都道府県の補助金によってまかなわれる。負担割合はそれぞれ1/3である。本退職金制度は、独立行政法人福祉医療機構(以下、この項において「機構」という。)によって運営されている。

②補助金の額について

補助金の額は、毎事業年度別途厚生労働省社会・援護局長が通知する単位金額で、その事業年度の4月1日において機構との間に法第2条第9項に規定する退職手当共済契約を締

結している県内の経営者が同日に使用している職員の数を乗じた額である。

③補助金交付方法について

都道府県の補助金交付については、退職者からの退職手当金の請求に対して資金に一時的不足が生じないよう、国から概算払いによる分割交付を行うなど早期交付の要請がされている(平成18年3月27日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)。県としては、退職手当金の原資に一時的な不足を生じさせずかつ県の財政負担を軽減させる観点から、平成29年度以降は、資金繰りに支障がないことを機構に確認のうえ、3月に概算で一括払いとしている。

④単位金額及び被共済職員数の推移

【図表 単位金額及び被共済職員数】

単位金額(円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被共済職員数(人)	42,360	42,690	43,320
	12,891	12,741	12,373

(出所: 県資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

該当なし。

11. 福祉活動指導員設置費補助(健康福祉政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	福祉活動指導員設置費補助		
所管課	健康福祉政策課		
交付開始年度	平成6年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例 社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則 青森県福祉活動指導員設置費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	社会福祉法人青森県社会福祉協議会		
補助金の目的	福祉活動指導員の設置に要する経費について補助することにより、民間福祉活動の育成、援助等を行い、社会福祉の向上を図る。		
補助金の効果測定 の方法	事業完了時に「事業実施報告書」を提出させることとしており、当該報告書中「地域福祉活動指導員実績」を基に効果を測定する。		
補助対象経費	①補助対象経費及び補助金の額について記載のとおり		
補助率	「①補助対象経費及び補助金の額について」に記載のとおり		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	23,677	17,291	17,356
決算額(千円)	23,677	17,291	17,356
交付件数(件)	1	1	1

①補助対象経費及び補助金の額について
補助金の額は、交付要綱に定める基準額(地方交付税措置分)と補助対象経費の実支出額又は総事業費から当該事業に係る収入を控除した額のいずれか低い額である。

【図表 基準額及び補助対象経費】

1 種目	2 基準額	3 補助対象経費
福祉活動指導員設置費	17,356 千円	福祉活動指導員を設置し、民間社会福祉活動を推進指導するために必要な次に掲げる経費 社会福祉法人青森県社会福祉協議会職員の給与規程により福祉活動指導員に対し支給する給料及び諸手当並びに法定福利費、職員共済積立金、退職手当積立金又はこれに準じるもの及び労働安全衛生法第 66 条に基づき行う健康診断に係る費用

(出所:交付要綱)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 9】実地調査報告書への確認書類等の記載

県は毎年度、本補助金の実地調査を実施しており、調査結果に基づき実地調査報告書を作成している。令和2年度の実地調査報告書を読覧したところ、調査で閲覧した確認書類等の記載がなかった。

本報告書は法令や要綱等により様式が定められている書類ではなく、確認書類等の記載がなかったとしても合規性の観点からは問題はない。しかしこうした報告書は、事務引継ぎの他、担当事務が法令等に基づき適切に執行されていることを、第三者に納得できるように説明するためにも重要である。

毎年度の実地調査でどの書類を確認するのかについて、報告書へ記載せずに職員間で共有するのではなく、第三者から見ても明確になるよう報告書に明記することが望ましい。

【意見 10】事業実績報告書の様式の見直し

本補助金の事業完了報告書には、事業実績報告書の添付が求められており、その様式は交付要綱の別紙6で定められている。現在の様式では、「イ 社会福祉協議会職員設置状況」にて、補助対象職員の氏名、任用年月日、異動年月日(離職の場合)、延べ設置月数、学歴、年齢の記載が求められている。

確かに、福祉活動指導員の年齢や学歴といった情報が、県として必要になる場合もあるのかもれない。しかし、本補助金の事業実績報告書に補助対象職員の情報を記載させる目的が、事業実施内容が交付要綱に適合しているかを審査することであるとすれば、補助対象職員の学歴や年齢を本報告書に記載させる必要があるとは言い難い。

事業実績報告書については、その作成目的と記載が必要な内容を再検討し、様式を見直し、不要な項目の削除を検討する余地があると考ええる。

12. 沖繩みちのくの塔慰霊事業費補助(健康福祉政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	沖繩みちのくの塔慰霊事業費補助		
所管課	健康福祉政策課		
交付開始年度	昭和 56 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県沖繩みちのくの塔慰霊事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	公益社団法人青森県遺族連合会		
補助金の目的	今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、本県戦没者の御霊の追悼及び平和の祈念を県の果たす責務として、その建立に深く関わった青森県沖繩・南方地域戦没者の慰霊碑「みちのくの塔」の維持及びその遺族の福祉の増進を図る。		
補助金の効果測定の方法	慰霊祭に県担当者も参加し、塔の維持管理状況を確認 ※1		
補助対象経費	慰霊祭参加者数 ※2		
補助率	委託料、祭典費、旅費		
財源	「②補助対象経費及び補助金の額について」に記載のとおり 一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	1,274	1,274	1,357
決算額(千円)	1,630	1,204	693
交付件数(件)	1	1	1

※1:令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、県担当者の慰霊祭参加は見送られた。

※2:令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公益社団法人青森県遺族連合会からの慰霊祭参加者は2名のみであった。これにより前年度と比較して旅費が大きく減少している。

①みちのくの塔及び慰霊祭について

みちのくの塔は、昭和 39 年 11 月 11 日、沖繩県糸満市摩文仁の丘に建立された慰霊塔である。太平洋戦争において、日本近海をはじめ、中国本土、南方諸戦線に参じ祖国に殉じた県人一万九千八百四十有余柱の御霊のため、最後の戦場となった摩文仁の丘に建立された。現在は公益社団法人青森県遺族連合会が所有しており、公益財団法人沖繩県平和祈念財

団に維持管理を委託している。毎年1回、11月11日に、青森県遺族連合会の主催により、慰霊祭が執り行われている。

【図表 慰霊祭参加人数】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
26 人	26 人	20 人	18 人	2 人

(出所:県資料より監査人が作成)

②補助対象経費及び補助金の額について

補助金の交付に関する詳細は、交付要綱に定められている。

【図表 補助対象経費及び補助金の額】

補助対象経費	補助金の額
内容	補助対象経費の実支出額と1,356,709 円のみ、いずれか低い額以内の額とし、経費内訳ごとの補助金の維持管理及び慰霊祭の実施に要する経費
経費内訳	旅費 か低い額以内の額とし、経費内訳ごとの補助金の上限額は次の通りとする。 旅費@35,000 円×参加人数(20 人まで) 需用費@90,000 円 委託料@566,709 円

(出所:交付要綱)

(2) 監査の結果及び意見
該当なし。

13. 看護職員資格取得特別対策事業費補助(医療業務課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	看護職員資格取得特別対策事業費補助		
所管課	医療業務課		
交付開始年度	平成 28 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県看護職員資格取得特別対策事業実施要綱		
主な補助対象者	公益社団法人青森県医師会		
補助金の目的	ひとり親家庭等の就業支援と県内看護師・准看護師の人材育成等 を図るため		
補助金の効果測定 の方法	医療機関と貸与希望者とのマッチング件数		
補助対象経費	修学資金貸与事業に要する経費		
補助率	1/2		
財源	一般財源		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	20,037	20,037	20,037
決算額(千円)	8,222	4,939	8,313
交付件数(件)	5	3	4

①当初予算額と決算額の乖離について

予算額はマッチング成立数8人を想定した金額となっている。それに対し、マッチング成立数実績は、平成 30 年度が5人、令和元年度が3人、令和2年度が4人である。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 11】医療機関の財務内容の検証について

県では、本補助金の対象である医療機関の財務内容の検証を行っていない。しかし、本補助金は、貸与希望者が資格取得後5年以上マッチングされた医療機関で勤務することによってその貸与額が免除されることとなるため、医療機関がその間存続することが前提となっている。したがって、補助金交付決定時に対象となる医療機関が少なくとも貸与希望者の返還債務の免除要件である期間は存続する可能性が高い事を確認すべきである。医療機関の財務内容の検証を補助決定の際の検討事項に加えることが望ましい。

【意見 12】貸与希望者への周知について

当初予算額に比べ、決算額が著しく低い金額で推移している。これは申請者数及びマッチング成立数が想定よりも少ないことを表している。マッチング不成立には、貸与希望者の住所と医療機関が離れているなどの理由があることであるが、これについては効果的な解決策を見出すのは難しい。しかし、対象者への周知不足も原因の一つと考えられる。周知の徹底、周知方法の工夫により申請者数を増やし、本補助金がより有効に活用されることを期待したい。

14. 結核予防事業費補助(保健衛生課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	結核予防事業費補助		
所管課	保健衛生課		
交付開始年度	昭和 37 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 青森県結核予防補助金交付規程		
主な補助対象者	私立学校(高等学校以上)及び社会福祉施設		
補助金の目的	結核患者の早期発見により感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。		
補助金の効果測定の方法	補助金申請団体数、検診実施状況		
補助対象経費	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 60 条第 1 項の規定に基づく法令対応による学校又は施設の長が行う定期の健康診断の費用		
補助率	「①補助金の算定方法」について「1」に記載のとおり		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	1,055	1,084	2,738
決算額(千円)	1,700	1,696	1,739
交付件数(件)	26	27	27

①補助金の算定方法について

補助金の算定の基礎となる額は、年度ごとに県が定める「結核予防補助金補助単価」に健康診断を受けた者の延べ人数を乗じて得た額、学校又は施設の長が健康診断を実施するために支出した補助対象経費の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とされている。補助金の額は、当該補助金の算定の基礎となる額の三分の二である。

補助単価は、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱の結核に係る健康診断、管理検診の国庫補助基準単価に準ずるものであり、医療機関での実施が補助対象として告示されている。

【図表 令和2年度青森県結核予防事業費補助金補助単価】

区分	補助単価(円)
間接撮影(レンズカメラ)	454
間接撮影(70mm ミラーカメラ)	478
間接撮影(100mm ミラーカメラ)	505
直接撮影	1,767

(出所: 県資料より監査人が作成)

②健康診断実績件数について

結核の健康診断にはレントゲン撮影が用いられる。撮影方法には間接撮影と直接撮影があるが、現在ではほぼ直接撮影により行われている。

【図表 健康診断実績件数】

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
間接撮影(レンズカメラ)	—	—	—
間接撮影(70mm ミラーカメラ)	—	—	—
間接撮影(100mm ミラーカメラ)	—	—	—
直接撮影	2,187	2,158	2,148

(出所: 県資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 13】結核予防事業計画書の様式の見直し

県は補助金申請時の提出書類として、第1号様式「結核予防補助金交付申請書」、第2号様式「結核予防事業計画書」、第3号様式「補助金申請額内訳書」及び第4号様式「収支予算書」の4つの様式を定めている。このうち「結核予防事業計画書」では、補助対象となる健康診断の実施人数を、医療機関実施分と保健所実施分の別に記載する様式となっている。

しかし、本件補助金で対象となるのは医療機関で実施した健康診断のみであり、保健所実施分の記載欄は不要である。業務効率化の観点から、様式の見直しを行い、不要な記載欄は削除することが望ましい。

15. 公衆浴場施設整備費補助(保健衛生課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	公衆浴場施設整備費補助		
所管課	保健衛生課		
交付開始年度	昭和 50 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県公衆浴場施設整備費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	物産統制令が適用される一般公衆浴場(公立を除く)を運営する者		
補助金の目的	公衆浴場の衛生施設の充実及び経営の健全化		
補助金の効果測定の方法	指標設定なし		
補助対象経費	①公衆浴場施設整備(公衆浴場のかまの改善に要する経費) ②福祉設備整備(手すり等の設置に要する経費)		
補助率	補助対象経費の1/3 限度額 ①65万円、②20万円		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	3,600	3,000	3,000
決算額(千円)	2,800	2,433	3,000
交付件数(件)	5	5	5

①公衆浴場について

公衆浴場法では、「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。これらの営業を行う場合には公衆浴場法に基づき都道府県知事の許可を得なければならない。

公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場は、一般公衆浴場とその他の公衆浴場がある。一般公衆浴場とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物産統制令によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」その他、老人福祉センター等の浴場がある。

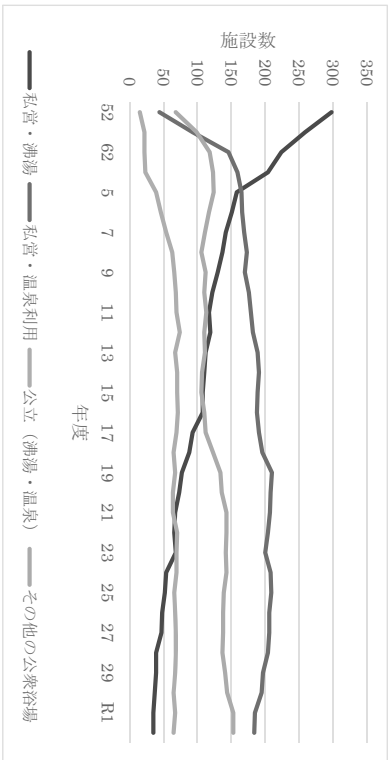
これに対しその他の公衆浴場は、保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴車、エスナテックサロンの泥風呂等がある。

【図表 青森県の公衆浴場施設数】

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般(私営・沸湯)	37	35	35
一般(私営・温泉利用)	195	185	184
一般(公立)	65	67	65
その他の公衆浴場	144	153	153

(出所：県資料より監査人が作成)

【図表 公衆浴場施設数の推移】



(出所：県資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 1】補助金交付要綱に消費税の取り扱いに関する記載が無い

交付要綱を閲覧したところ、消費税及び地方消費税相当額(以下、この項においては「消費税等」という。)の取り扱いに関する定めが無かった。補助金の交付事務においては補助対象経費から除く取り扱いがなされているが、消費税等の取り扱いを明確にするため、交付要綱において、補助対象経費には消費税等が含まれない旨を明記することが必要である。

【意見 14】補助金申請の優先順位の取り扱いを要綱に記載する

補助金の交付事務において、事業者が補助金を申請した際に、交付要綱に定められた補助金交付額が申請時点の予算残額を超過する場合、予算残額を補助金交付決定額としている。同時期に複数の事業者から申請があった場合、所管課に最初に申請の相談があった日付をもって優先順位を決定しているが、当該取り扱いが交付要綱に記載がなく、交付決定の起案にも文書化されていない。事務手続きの透明性を確保する観点からも、同時期に複

数の事業者から申請があった場合、優先順位がどのように決まるのか、交付要綱に記載しておくことが望ましい。

【意見 15】事業の周知方法について

本件補助金事業の周知方法として、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合及び各地域県民局の保健所への通知が行われている。しかし、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合は県内のすべての事業者が加盟しているわけではなく、保健所も補助金の周知は本来の業務ではない。例年、補助金の申請額が予算額を下回っている状況を鑑みると、制度の周知が不足しているのではないかと考えられる。

県のホームページの利用等を通じて本件制度を積極的に周知することが望ましい。

【意見 16】かまの補助対象者となる公衆浴場営業者の把握

本件補助金では、効果測定のための成果指標は設けられていないが、所管課担当者に質問したところ、本件補助金は公衆浴場の減少を一定程度抑制する効果があるものと考えている旨、回答があった。

この点、かまの補助について、対象となるのは沸湯の浴場を運営する一般事業者と温泉利用の浴場を運営する事業者のうちかまの設備を利用している事業者のみであり、全体の施設件数の推移を分析しても、その効果は判然としない。本来は補助金の対象となる施設数の推移を確認すべきと考えるが、保健衛生課では該当する事業者数を把握していない。

補助金の意義を公衆浴場施設数の減少抑制に求めるのであれば、せめて各保健所に確認をし、かまの整備に係る補助対象となる施設数を把握し分析すべきであると考える。

16. 軽費老人ホーム事務費補助(高齢福祉保険課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	軽費老人ホーム事務費補助		
所管課	高齢福祉保険課		
交付開始年度	昭和 40 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	老人福祉法 社会福祉法 軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針 青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める 条例		
主な補助対象者	社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例 社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則 青森県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
補助金の目的	青森県軽費老人ホーム利用料等取扱基準		
補助金の効果測定の方法	中核市以外の自治体に設置された軽費老人ホームを運営する社会福祉法人(15施設) 老人福祉の向上を図るため。		
補助対象経費	軽費老人ホームの運営に必要な職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、諸会費、利用者保健衛生費及び備品購入費等、並びに人件費積立金、施設整備等積立金(修繕積立金及び備品等購入積立金に係るものに限る。)に要する経費		
補助率	10/10	補助対象経費の実支出額と事務費基準額を比較し少ない方の額から事務費本人徴収額を控除した額	
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	321,784	321,543	320,074

決算額(千円)	306,548	304,364	308,021
交付件数(件)	15	15	15

①軽費老人ホームについて

軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設(老人福祉法第二十条の六)である。軽費老人ホームは、介護サービス事業所等と異なり介護報酬等の収入がないことから、利用者負担が高額とされないよう、国の制度として、事務費の一部に対し補助を行ってきた。

②入居者の状況

全入所者のうち、低所得者(対象収入 150 万円以下)の利用割合は約3分の2となっており、低所得者の利用は横ばい傾向にある。

【図表 軽費老人ホーム入居者数】 (単位:人)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
年間延入居者数	4,757	4,741	4,790
上記の内、前年の対象収入 150 万円以下の人	3,132	3,037	2,966

(出所:県資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 17】補助金交付要綱別表の簡素化について

補助対象経費及び補助金の額は、交付要綱の別表で定められているが、別表は施設ごとに作成されており、すべての施設について①事務費基準額、②事務費本人徴収額、③補助対象経費、④補助金の額をそれぞれ定めている。

確かに、①事務費基準額と②事務費本人徴収額については施設ごとに金額が変動する項目であり、施設ごとに別表を作成する一定の合理性はあると考えられるものの、③補助対象経費と④補助金の額はすべての施設で共通する内容であり、施設ごとに作成する必要はない。

業務の効率化の観点から、交付要綱別表の形式について再検討することが望ましいと考える。

【意見 18】完了実績報告書の添付書類について

補助事業の完了の報告は、完了実績報告書(第5号様式)によって行われ、報告書には収支決算書抄本(又は見込抄本)、地域貢献に関する報告書(第7号様式)、及び財産管理台帳(第3号様式)の写しを添付することとされている。このうち、地域貢献に関する報告書(第7号様式)は、その記載内容が直接軽費老人ホームの運営と関係するものではなく、運営主体である

社会福祉法人が実施している公益的な活動について記載する内容となっており、補助事業の完了報告書に添付する必要性については疑問がある。

社会福祉法人は、社会福祉法第 59 条の2に基づき、現況報告書について、インターネットを利用して公表することが義務付けられている。平成 29 年度以降の現況報告書等については、独立行政法人福祉医療機構が運営する「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」で公表されている。この現況報告書には、「地域における公益的な取組」が記載されており、誰でも閲覧することが可能である。現在の開示状況であれば、地域貢献に関する報告書(第7号様式)の廃止を検討することも考えられる。

また、本当に地域貢献に関する報告書(第7号様式)が必要だとするならば、何らかの事情で地域貢献活動の実施が困難になった場合の記載方法について、事前に定めておき、必要な記載がなされるよう、施設に対して指導することが望ましい。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域貢献活動の中止を余儀なくされた施設が多かったが、どのような活動を企画していたのか詳細に記載している施設もある一方、単に「新型コロナウイルス感染症の影響により実施事業なし」と記載しているだけの施設もあった。必要な報告書ならば、記載内容が一定の水準を保つよう、所管県として指導することが望ましい。

17. 産休等代替職員設置費補助(こどもみらい課)

ことが望ましい。

(1) 補助金の概要

補助金の名称	産休等代替職員設置費補助		
所管課	こどもみらい課		
交付開始年度	平成17年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金交付要綱 青森県児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金実施要綱 等)		
主な補助対象者	児童福祉施設等を設置する社会福祉法人等(公立及び中核市に 所在する施設を除く。)		
補助金の目的	児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって 継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるた めの産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用 し、もって児童福祉施設等の職員の母体の保護又は専心療養の保 障を図りつつ、児童福祉施設等における児童等の処遇を確保する ことを目的とする。		
補助金の効果測定 の方法	補助金申請件数		
補助対象経費	産休等代替職員の人件費		
補助率	10/10(ただし、上限は青森県最低賃金×勤務時間×勤務日数)		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	18,421	13,059	13,413
決算額(千円)	12,255	8,840	10,754
交付件数(件)	31	27	30

(2) 監査の結果及び意見

【意見19】実線に合った要綱の整備について

補助金の申請にあたり、産休等代替職員を任用する日の10日前の日までに任用承認申請書を提出する必要があるが、遅延している案件が複数ある。その場合、遅延理由書を添付しているが、遅延理由書の提出に関しては要綱に定めがない。急な採用決定によりこのような状況が生じているとされている。

そもそも10日前までに申請書提出という期限が合理的なのかどうかを再検討し、遅延理由書を提出すれば期限後の提出も認めるという規定を整備するなど、実態に合った要綱にする

18. 児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助(こどもみらい課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	児童福祉施設入所児童等自立支援事業費補助		
所管課	こどもみらい課		
交付開始年度	平成 11 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県児童養護施設入所児童等自立支援事業費補助金交付要綱		
主な補助対象者	児童養護施設及び児童心理治療施設を設置する社会福祉法人、小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童を委託している里親児童福祉の向上を図るため		
補助金の目的	児童福祉の向上を図るため		
補助金の効果測定 の方法	「児童養護施設退所児童支援のための実態調査報告書」によるアンケート調査の結果		
補助対象経費	運転免許取得に要する経費、大学等進学に要する経費		
補助率	補助対象経費の 10/10		
財源	限度額 200 千円		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	3,800	3,800	3,800
決算額(千円)	3,326	3,984	2,221
交付件数(件)※	8	10	7

※ 交付件数には交付した団体数を記載している。利用者数については、「①利用者数」に記載の通り。

①利用者数

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
普通自動車運転免許取得補助	16	19	8
大学等進学経費補助	1	3	5
合計	17	22	13

(出所:県作成資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見
【指摘事項 2】協議書の記載について

青森県児童養護施設入所児童等自立支援事業協議書の作成にあたり、「児童の保護者からの援助の可能性について十分検討を行い、援助ができない理由を具体的に記載していただき。」と果からの留意事項が付けられている。しかし、補助対象者から提出された協議書の一部に具体的な理由が記載されていないものがあつた。

具体的な理由を記載することが、保護者からの援助の可能性について十分検討することにつながり、本来補助の対象とすべきでない児童に補助金が交付されることを防止することになる。補助対象者に対し、具体的な理由の記載を徹底するよう指導する必要がある。

【意見 20】収支決算書の記載ルール統一について

実績報告時に収支決算書の提出を求めているが、その記載方法が各補助対象者によって異なっている。支出額が補助金額を超えている場合、①補助金額とそれを超過する部分を収入として計上し、実際に支出した金額を支出として計上しているケース、②補助金額のみを収入として計上し、支出の部にも同額を計上しているケースなどがあり、記載ルールが統一されていない。

記載ルールを統一し、提出された決算書の比較可能性を高めることが望ましい。

19. 家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助(こどもみらい課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助		
所管課	こどもみらい課		
交付開始年度	平成 28 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県補助金等の交付に関する規則 青森県家庭福祉対策教育支援貸付事業実施要綱 青森県家庭福祉対策教育支援貸付事業費(貸付金)補助金交付 要綱 青森県家庭福祉対策教育支援貸付事業費(事務費)補助金交付 要綱		
主な補助対象者	公益財団法人青森県育英奨学会		
補助金の目的	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育の機会を確保し、貧困の連鎖 の解消を図るため		
補助金の効果測定 の方法	大学入学時奨学金の貸付件数		
補助対象経費	【貸付金】事業を実施するのに必要な貸付金原資 【事務費】事業の事務に要する経費(給与、職員手当等、共済費、 賃金、旅費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料)		
補助率	【貸付金】補助対象経費の実支出額又は60,000千円の内、すれか低 い額以内の額 【事務費】補助対象経費の実支出額又は13,081千円の内、すれか低 い額以内の額		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	113,081	113,081	73,081
決算額(千円)	44,232	25,084	23,181
貸付件数(件)	34	22	18

※「貸付件数」は、大学入学時奨学金の貸付件数を記載した。

①当初予算額の推移について

平成 30 年度及び令和元年度の当初予算額は貸付限度額 1,000 千円を基に算定されてい
るが、高等教育等修学支援金の制度が導入されたことにより、令和2年度当初予算では、貸付
限度額 600 千円を基に算定されている。

②当初予算額と決算額の乖離について

募集人員 100 名に対し、最終的な貸付者数が少なく推移している。令和2年度は、新型コロナ
ウイルス感染症等による家計急変世帯に対する貸付も可能としたため、家計急変世帯への
貸付もあつたことを考慮したが、結果として家計急変世帯に対する貸付はなかつた。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 21】補助対象先の財務内容の把握について

補助対象先である(公財)青森県育英奨学会について決算書の提出を求めているが、担当
者がHPで公表されている資料を確認しているとのことである。本補助金は将来的に県への返
済額も増えるものであり、補助対象者の財務状況を把握する重要性は高いものと考え
る。

今後担当者が変わった場合、財務状況の把握の重要性を次の担当者に周知する意味に
おいても毎年正式に決算書の提出を求める体制にすることが望ましい。

【意見 22】補助対象先の審査に対する確認について

現在、貸付金の補助金交付に際し、(公財)青森県育英奨学会から審査方法や審査結果を
入手し、妥当な審査が行われているかどうか県が確認するという体制にはなっていない。

外部団体に補助金を出すにあたって、その補助金が適正に利用されているかどうかの確認
は不可欠であり、妥当な審査が行われているかどうかを県が確認する体制を整えることが望ま
しいと考える。

20. 「いこいの家」運営費補助(障害福祉課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	「いこいの家」運営費補助		
所管課	障害福祉課		
交付開始年度	昭和 44 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県「いこいの家」運営費補助金交付要綱		
主な補助対象者	①公益社団法人岩木産の家(青森病院) ②独立行政法人国立病院機構岩手病院あすなろ療育園協力会 ③独立行政法人国立病院機構花巻病院わかば病棟いこいの家協力会		
補助金の目的	重症心身障害児者及び進行性筋萎縮症児者(以下、この項において「障害児等」という。)の福祉について、県民の理解を深めるとともに、障害児等の援助と必要な保護の実施を図るため。		
補助金の効果測定の方法	宿泊利用者数		
補助対象経費	①宿泊施設の維持管理に要する経費 ②宿泊施設の管理人手当等に要する経費		
補助率	補助率:補助対象経費の 10/10 限度額:「いこいの家」が設置されている国立病院機構病院に各年 4月 1日現在で在籍する障害児等で保護者が青森県に住所を有するものの人数に 10,000 円を乗じて得た額又は補助対象経費の合計額のいずれか低い額以内の額		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	1,930	1,930	1,920
決算額(千円)	1,870	1,920	1,860
交付件数(件)	2	2	2

①「いこいの家」について

「いこいの家」は、国立病院に入所している障害児等に面会する家族等の宿泊や休憩、交流のための施設である。補助対象となっている青森病院、岩手病院及び花巻病院に併設されている「いこいの家」は、北東北3県で広域的に利用されていることから、保護者が青森県内に

住所を有する入所児者数に応じて、補助金を交付している。なお岩手病院については、直近 3年間で対象となる障害児等はなかった。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2年度の利用者数は大きく減少した。

【図表 岩木産の家 在籍児者数及び施設利用者数】

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
4月 1日時点在籍児者	180	185	180
宿泊利用者(延べ)	745	718	192
会議室利用者(延べ)	430	482	253
訪問者(休憩・相談)(延べ)	258	296	227

(出所: 県資料より監査人が作成)

【図表 わかば病棟いこいの家 在籍児者数及び施設利用者数】

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
4月 1日時点在籍児者	7	7	6
宿泊利用者(延べ)	2	2	—
訪問者(休憩・相談)(延べ)	—	—	—

(出所: 県資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 23】効果測定指標の見直しについて

補助金の効果測定の方法について、現在は宿泊利用者数を指標としている。しかし「いこいの家」施設の利用者は宿泊者だけでなく、会議室のみの利用や休憩、相談での利用者も多い。例えば会議室では、神経難病や重症心身障害等に関する書籍の閲覧や、インターネットによる学習等が可能であり、またコロナ禍で国立病院内の面会ができないうえ、オンライン面会の支援も実施する等、様々な形で施設の活用がなされている。よって宿泊利用者以外の施設利用者数についても評価しなければ、正しく本件補助事業の公益性や効果を測定することは難しいと考えられる。

効果測定指標については、すべての施設利用者数を用いることが望ましい。

21. 経営改善普及事業費補助(商工政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	経営改善普及事業費補助		
所管課	商工政策課		
交付開始年度	昭和 45 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。) 小規模事業経営支援事業費補助金の運用について 経営改善普及事業等の実施方針		
主な補助対象者	県内商工会議所、青森県商工会連合会(42 商工会)		
補助金の目的	県内小規模事業者の経営の振興と安定を図るため		
補助金の効果測定の方法	指導実績数、講習会開催実績数、各種補助金採択件数等		
補助対象経費	商工会・商工会議所が経営改善普及事業の適正かつ効果的な実施を図るために行う経営指導推進事業に要する経費等		
補助率	補助対象経費の 10/10		
財源	一般財源のみ(普通交付税充当事業)		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	1,323,883	1,307,883	1,310,429
決算額(千円)	1,301,822	1,271,078	1,266,002
交付件数(件)	8	8	8

①県内の商工会、商工会議所の状況

	商工会(42)	商工会議所(7)
平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鱒ヶ沢町、つがる市、深浦町、岩木山、西目屋村、藤崎町、大鰐町、青森市浪岡、平川市、田舎館村、板柳町、金木町、中泊町、鶴田町、市浦、三沢市、野辺地町、七戸町、おいらせ町、十和田湖、六戸町、横浜町、上北町、東北町、七戸町天間林、六ヶ所村、むつ市川内町、大畑町、大間町、風間浦村、佐井村、東通村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、陸上町、南郷		青森商工会議所 弘前商工会議所 八戸商工会議所 黒石商工会議所 五所川原商工会議所 十和田商工会議所 むつ商工会議所

②補助対象経費

(○印は、補助対象経費に該当する。)

補助事業の区分	経費区分	商工会	商工会
(1) 補助対象職員等の設置費 (人件費)	俸給	○	○
	職員手当等	○	○
	福利厚生費	○	○
	福利環境整備費等	○	○
	指導環境推進費	○	○
	賃金	○	○
	法定経営指導員職員手当	○	○
	旅費・事務費	○	○
	指導事業費	○	○
	研修事業費	○	○
(3) 資質向上対策事業費	小規模事業振興委員活動費	○	○
	嘱託専門指導員謝金	○	—
(4) 経営指導推進費	経営・技術強化支援事業費	○	—
	指導用軽車両購入費	○	○
(5) 小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費	○	○
	指導施設建設費等	○	○
(6) 指導施設建設費	指導施設建設費等	○	○
(7) 情報ネットワーク化等推進事業費	端末機設置費	○	—
(8) 若手後継者等育成事業費	若手後継者等育成事業費	○	—
(9) 地域振興推進事業費	地域振興調査事業費	○	○
	むらおこし総合活性化事業費	○	○
(10) 広域連携等対策事業費	広域連携等対策事業費	○	○
(11) 経営安定特別相談事業費	経営安定特別相談事業費	○	—

(出所: 交付要綱別表より抜粋)

③補助金額の内訳

(単位：千円)

項目	商工会議所	商工会
人件費	336,491	854,499
事業費		
旅費事務費	4,727	8,902
指導事業費	11,145	28,270
研修事業費	1,276	116
振興委員活動費	1,597	-
嘱託専門指導員謝金	3,771	-
小規模事業者普及費	3,284	1,546
若手経営者等育成事業費	1,562	-
むらおこし総合活性化事業費	5,200	1,400
経営安定特別相談事業費	1,600	-
経営技術強化支援事業費	608	-
事業費計	34,774	40,235
合計	371,266	894,735
総合計		1,266,001
人件費率	90.6%	95.5%

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 3】様式に従っていない実績報告について

補助金の実績報告にあたっては、実績報告書の添付書類について様式が定められている。しかし、その様式第8の1(第 13 条関係)7補助事業実績(16)重要指標①地区商工業者等の状況の記入にあたって、黒石商工会議所は令和2年度の交付要綱に定められた様式を使用せず、前年度以前の様式を使用して実績報告を行っていた。この結果、会員数について本来当年度の加入・脱退数を報告すべきところ、前年度の加入・脱退数を報告していた。また、青森商工会議所は、同一箇所の報告において、本来 12 月末現在の状況を報告すべきところ、3 月 31 日現在の状況を報告していた。

これらについて、各商工会議所に対する訂正および再提出等の指導は、何ら行われていなかった。

県は、交付要綱に定めた実績報告の形式・内容について、適時に検査を実施し、補助対象者に対して適切な指導を行う必要がある。

【意見 24】補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の書式統合化について

補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の様式については、交付要綱において規定されており、交付申請時には様式1、状況報告時には様式7、実績報告時には様式8の1がそれぞれ規定されている。

3つの様式の記載内容をみると、各様式中の「7 補助事業実績」は同一内容の記載となっている。しかしながら、状況報告においては計画時と年度途中における実績比較、また実績報告においてはこれに加えて最終的な実績との比較を必要があり、様式が統一されていないことにより事務の効率性が阻害されている。

県においては、上記様式1、様式7及び様式8の1に含まれる「7 補助事業実績」の書式を統合するべく、見直し・検討をすることによって現状業務の効率化を図ることが望ましい。

【意見 25】成果指標の目標と実績の大幅な差異について

一部の補助事業については、実績報告書に成果指標の実績値を報告することになっていないが、目標値と比較して大幅に差異が発生している事業が複数存在していた。差異が大きく発生している事業を例示すると以下のとおりである。

商工会議所	経費区分	指標名	目標値	実績値
青森	経営安定特別相談事業	講習会への参加者数	40 社	7 社
弘前	経営安定特別相談事業	セミナー受講者数	50 名	22 名
十和田	若手後継者等育成事業	青森県の観光消費額	10%増	2.5%増

目標値と実績値が乖離した原因について、県は実績報告書等においてその報告を求めている。しかし、効果的な小規模企業者支援策の選定、すなわち補助対象事業の選定に生かすためにも、計画どおりに進捗しなかった事業についてその理由を把握することは重要である。

県においては、成果指標の目標と実績の大幅な差異について、実績報告書の様式において該当欄を設け、その主な理由について報告を受けることが望ましい。

22. 商工会連合会指定事業費補助(商工政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	商工会連合会指定事業費補助		
所管課	商工政策課		
交付開始年度	昭和 45 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。) 小規模事業経営支援事業費補助金の運用について 経営改善普及事業等の実施方針		
主な補助対象者	青森県商工会連合会		
補助金の目的	県内小規模事業者の経営の振興と安定を図るため		
補助金の効果測定 の方法	指導実績数、講習会開催数等		
補助対象経費	商工会連合会が商工会指導事業等の適正かつ効果的な実施を図るために行う経営指導推進事業に要する経費等		
補助率	補助対象経費の 10/10		
財源	一般財源のみ(普通交付税充当事業)		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	205,338	203,829	206,881
決算額(千円)	198,163	198,108	188,076
交付件数(件)	1	1	1

①補助対象経費

補助事業の区分	経費区分
(1) 補助対象職員等の設置費(人件費)	俸給
	職員手当等
	福利厚生費
	賃金
(2) 指導事業費	法定経営指導員職員手当
	旅費・事務費
	指導事業費
	支部活動推進費
(3) 資質向上対策事業費	研修事業費
	人事交流赴任旅費
	人事交流単身赴任手当
(4) 経営指導推進費	嘱託専門指導員謝金
	経営・技術強化支援事業費
(5) 指導施設建設費	指導施設建設費等
(6) 情報ネットワーク化等推進事業費	情報ネットワーク化等推進事業費
(7) 若手後継者等育成事業費	若手後継者等育成事業費
(8) 地域振興推進事業費	広域振興等地域活性化事業費
(9) 経営安定特別相談事業費	経営安定特別相談事業費

(出所:交付要綱別表より抜粋)

②補助金額の内訳

(単位:千円)

項目	金額
人件費	124,899
事業費	
旅費事務費	3,037
指導事業費	1,119
研修事業費	5,228
嘱託専門指導員部費	5,451
若手経営者等育成事業費	11,035
経営安定特別相談事業費	384
経営技術強化支援事業費	4,000
支部活動推進費	522
人事交流単身赴任手当	240
情報ネットワーク化等推進事業費	20,251
広域振興等地域活性化事業費	11,906
事業費計	63,176
合計	188,076
人件費率	66.4%

(2) 監査の結果及び意見

【意見 26】補助金交付申請、状況報告及び実績報告の添付書類の書式統合化について

本件は、「[21 経営改善普及事業費補助金]」【意見 24】に記載した内容と同一であるため、詳細な記述は省略する。

【意見 27】実績報告書における成果指標の定性的な実績に関する記載について

一部の補助事業については、実績報告書において成果指標の実績値を記載することになっている。定量的目標については目標と実績の記載があるが、定性的目標については、目標の記載があるが実績に関する記載がない。

もともと定められた様式は定量的目標と実績の記載を想定したものと推測されるが、補助事業に関する理解を深め、事業の有効性を高めるために、定性的目標に対する実績についても、補助対象者に対し記載を求めることが望ましい。

23. 青森県信用保証協会補助(商工政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	青森県信用保証協会補助
所管課	商工政策課
交付開始年度	平成 22 年度
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	平成 23 年東北地方太平洋沖地震被災中小企業災害復旧青森県信用保証協会補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)
主な補助対象者	青森県信用保証協会
補助金の目的	東日本大震災により被災した県内中小企業者の早期復旧を支援し、経営の安定化を図るため。
補助金の効果測定の方法	補助対象融資件数
補助対象経費	県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「平成 23 年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠」に係る信用保証料の免除に要する経費
補助率	補助対象経費の 8/10
財源	繰入金(東日本大震災復興推進基金繰入金)
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度
当初予算額(千円)	39,356 31,183 23,344
決算額(千円)	39,145 30,964 23,256
交付件数(件)	1 1 1

①補助金の効果測定の方法について

補助対象融資件数を把握することにより補助金の効果測定を実施している。過去3年間の推移は以下のとおりである。

【補助対象融資件数の推移】

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助対象融資件数(件)	398	370	351

(出所:県作成資料)

(2) 監査の結果及び意見
【意見 28】保証料計算ロジックの理解と計算チェックについて

本事業の保証料については、交付要綱の第8において補助事業の完了日から起算して30日を経過した日までに実績報告書(第4号様式A)に保証料計算書を添えて報告することが規定されている。

本事業の保証料は、青森県信用保証協会によって計算され、保証料計算書として県に報告し、県においては報告された保証料を補助金として支出している。しかし、現状、県においてはその計算の正確性の確認を何ら行っていない。

補助金として支出している保証料の正確性を担保するため、県としては少なくとも保証料の計算ロジックを理解し、さらにサンプリングベースで保証料計算の正確性をチェックすることが望ましい。

24. 東北地方太平洋沖地震被災中小企業経営再建特別対策事業費補助(商工政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	東北地方太平洋沖地震被災中小企業経営再建特別対策事業費補助		
所管課	商工政策課		
交付開始年度	平成 23 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	東北地方太平洋沖地震被災中小企業経営再建特別対策事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	金融機関		
補助金の目的	東日本大震災により被災した県内中小企業者の早期復旧を支援し、経営の安定化を図るため。		
補助金の効果測定の方法	補助対象融資件数		
補助対象経費	県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「平成 23 年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠」に係る貸付金利子の免除に要する経費		
補助率	補助対象経費の 10/10		
財源	繰入金(東日本大震災復興推進基金繰入金) 諸収入(市町村負担金)		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	46,040	36,360	27,341
決算額(千円)	45,541	36,089	27,229
交付件数(件)	9	9	9

①補助金の効果測定の方法について
 補助対象融資件数を把握することにより補助金の効果測定を実施している。過去3年間の推移は以下のとおりである。

【補助対象融資件数の推移】

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助対象融資件数(件)	713	661	622

(出所:県作成資料)

(2) 監査の結果及び意見
【意見 29】利子補給額の正確性のために

本事業の利子補給額の確定については、交付要綱の第8において補助事業の完了日から起算して 30 日を経過した日までに実績報告書(第5号様式)に利子計算書、事業報告書(第2号様式)を添えて報告することが規定されている。

本事業の利子補給額の基となる融資額は当初の融資時点で確定しており、県の確認作業は金融機関との間においてサンプリングにより行われた。

融資決定以降の利子補給額の変動要素は、利子計算書からみると①期限の利益喪失、②代位弁済、③完済、④制度拡充による期間延長、⑤内入れ、⑥期間短縮、⑦コロナ資金に借換、等が挙げられている。これらの項目の網羅性、正確性をチェックする手段として、青森県信用保証協会から「条件変更リスト」、「早期完済リスト」、「代位弁済リスト」を入手して利子計算書の正確性を担保している。

しかしながら、令和2年度上半期 青い森信用金庫 利子計算書(利子補給一覽表)によれば、平成 29 年6月8日以内入れたものが令和2年度に判明して令和2年度の利子補給額から控除されていた。つまり、平成 29 年度から令和元年度にかけて、利子補給額が必ずしも誤っていたことになる。

このような実態をみると、融資実行以降に支払変更となった案件について、利子補給額の正確性担保のための追加的な手続を検討することが望ましいと考える。

一例としては、主要金融機関(青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫。この3行で利子補給金額の 88%を占める)に対して、上記に掲げた利子補給額の変動要素のうち、特に①期限の利益喪失、②代位弁済、⑤内入れ、⑥期間短縮等、誤るリスクの高い項目について、ローテーションによる訪問やサンプリングによるチェックを行う等、効果的な確認の実施を検討することが考えられる。

25. 創業・成長産業推進金融対策事業費補助(商工政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	創業・成長産業推進金融対策事業費補助		
所管課	商工政策課		
交付開始年度	平成 26 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	創業・成長産業推進金融対策事業費補助金交付要綱		
主な補助対象者	青森県信用保証協会		
補助金の目的	創業や成長産業分野の取組を推進し、県経済の活性化を図るため。		
補助金の効果測定の方法	補助対象融資件数		
補助対象経費	県特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金のうち、創業や県の推進する戦略等に基づく重点推進分野等の取組に係る信用保証料の一部免除に要する経費		
補助率	補助対象経費の 3/10 又は 4/10		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	100,236	100,220	100,042
決算額(千円)	123,712	128,951	64,233
交付件数(件)	1	1	1

①補助金の効果測定の方法について
 補助対象融資件数を把握することにより補助金の効果測定を実施している。過去3年間の推移は以下のとおりである。

【補助対象融資件数の推移】

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助対象融資件数(件)	691	760	450

(出所: 県作成資料)

(2) 監査の結果及び意見
【意見 30】保証料補助の基となる融資対象毎融資実績の推移分析について

令和2年度の決算額を令和元年度と比較すると、(1)補助金の概要に記載したとおり128,951千円から64,233千円へ56%も減額となっている。また、県作成の県特別保証融資制度の融資実績(平成28年～令和2年度)によると、「選ばれる青森」への挑戦資金は下記の推移を示している。

【図表 「選ばれる青森」への挑戦資金の融資実績推移】

年度	件数	融資額(千円)	前年度比
平成28年度	430	6,842,968	122.5%
平成29年度	659	7,338,045	107.2%
平成30年度	786	9,208,438	125.5%
令和元年度	839	9,782,635	106.2%
令和2年度	519	5,564,129	56.9%

(出所:県作成資料)

この表でわかるように融資金額においても前年度比43%減少となっている。この融資金額が減少した理由について、県は新型コロナウイルス感染症に関連した減少であるとの概括的な理由は把握しているものの、深度のある分析は行われていない。また、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱によれば、融資対象は下記のように多岐にわたっている。

- 融資対象
- (1) 県内で中小企業者として創業する事業
 - (2) 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業
 - (3) 空き店舗活用事業の融資
 - (4) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業
 - (5) 新分野進出を図る取組
 - (6) 新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組
 - (7) 再生可能エネルギー導入促進枠
 - (8) 再生可能エネルギー導入支援枠
 - (9) 雇用創出枠
 - (10) 生産性向上を図る事業
 - (11) 働き方改革を推進する取組
 - (12) AI・IoT等を活用し経営革新等を図る取組
 - (13) SDGs(持続可能な開発目標)の達成に資する取組
 - (14) 事業承継枠
 - ① 存続見通しがつかない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一

- 枠を承継するために資金を要するもの
- ② 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの(事業承継後5年以内の者を含む)
 - ③ 事業承継特別保証を利用するもの
 - ④ 事業承継特別保証を利用し、経営者保証コーポネーターによる確認を受けたもの
 - (15) 金融機関提案枠
- (取消線を示した項目は、創業・成長産業推進金融融資の対象融資からは除外されている。)

新型コロナウイルス感染症関連で、中小企業の資金繰り支援策は国・地方自治体を問わず数多く講じられているが、本補助金とそれらの施策との関連について、融資対象ごとに分析することは、県内中小企業者の創意ある向上発展を図り、地域経済の活性化や雇用に資することを目的からすると有用である。

融資対象ごとの融資実績の推移を分析し、補助事業の現況分析や予算作成に活用することが望ましい。

26. 休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助(商工政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助		
所管課	商工政策課		
交付開始年度	昭和 57 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助金交付要綱【 県 】 休廃止鉱山坑害防止等工事費補助金交付要綱【 国 】		
主な補助対象者	休廃止鉱山の坑廃水処理事業を行っている鉱業権者及び指定坑害防止事業機関		
補助金の目的	坑廃水処理に要する費用負担の適正化を図り、もって休廃止鉱山に係る鉱害及び危害の防止を図るため。		
補助金の効果測定の方法	坑廃水処理実績で報告される処理水が環境省の示す排水基準を満たしているかどうか。		
補助対象経費	坑廃水処理費、処理施設改修費及び付帯工事のうち、自己の採掘活動に係るもの以外の処理に要する経費		
補助率	補助対象経費の 1/4 又は 1/8		
財源	一般財源のみ(特別交付税充当事業)		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	23,147	23,524	21,517
決算額(千円)	19,401	20,307	20,930
交付件数(件)	2	2	2

①令和2年度当初予算額の内訳

(単位:千円)

鉱山名	坑廃水処理事業費	補助対象比率	補助対象経費	補助金	
				国(3/4)	県(1/4、1/8)
上北鉱山	86,615	96%	83,149	62,362	20,782
秋津鉱山	7,307	80%	5,844	4,384	730
合計	93,922		88,993	66,746	21,517

ア. 補助対象比率は毎年度見直される。
(国制定の算定式)→補助対象比率＝(自然汚染率+他社汚染率)×調整係数

イ. 県補助金は、「休廃止鉱山坑害防止等工事費補助金交付要綱」及び「休廃止鉱山の坑害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金交付要綱」の規定に基づき、1/4 補助を基本としているが、秋津鉱山は秋田県にまたがる鉱山であるため、秋田県との折半補助としている。(青森県 1/8、秋田県 1/8 補助)

(出所: 県作成の起案書)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 31】補助金交付団体の財務情報の入手について

県の交付要綱では補助金交付団体に対して決算書等の財務情報の提出を要求しておらず、県は補助金交付団体から決算書等の財務情報を入手していない。

しかしながら、例えば「補助金交付申請時に必要とされる財務情報について」(2019 年4月 23 日経済産業省、大臣官房会計課)によると、補助金申請時において、足元の現状認識把握に関する財務情報として決算書、財務諸表、収支計算書等の資料が必要であるとされている。その理由としては、「補助事業の遂行を安心して託すことが出来る者であるか、補助目的を如何に能率的に達成する者であるか。」について判断資料を補足させるためであり、最低限必要な観点には、①倒産する危険性が低い企業であるか、②補助金の裏負担²が可能である企業であるか、の 2 点であるとのことである。

本補助金についても、上記観点から、補助金交付団体から決算書等の財務情報を入手することが望ましい。

² 裏負担とは、事業者が補助対象となる事業費から補助金を控除した事業者負担分を負担することをいう。

27. 中小企業等経営支援事業費補助(地域産業課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	中小企業等経営支援事業費補助		
所管課	地域産業課		
交付開始年度	平成 19 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	令和2年度青森県中小企業等経営支援事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	公益社団法人21あおもり産業総合支援センター(詳細は「①公益社団法人21あおもり産業総合支援センターについて」を参照)		
補助金の目的	県内中小企業等の新事業展開・取引あっせん・販路開拓及び創業等を促進すること。		
補助金の効果測定の方法	「③事業対象メニュー毎の実施回数、件数等の実績」に記載のとおり		
補助対象経費	「②補助対象経費及び補助金の額」に記載のとおり		
補助金の額	「②補助対象経費及び補助金の額」に記載のとおり		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	40,902	40,941	40,196
決算額(千円)	40,499	38,517	35,550
交付件数(件)	1	1	1

①公益社団法人21あおもり産業総合支援センターについて
 補助金交付先の公益社団法人21あおもり産業総合支援センター(以下、この項において「センター」という。)は、青森県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化まで幅広い総合的な支援を行い、企業の振興並びに新たな産業の育成及び新事業の創出を図り、もって、本県産業の活性化と活力ある地域づくりに寄与することを目的とする法人である。センターへは県から390百万円の出資がなされている。

②補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費および補助金の額は下表のとおりである。

事業区分	補助対象経費	限度額
創業・経営革新支援事業	ア プロジェク トマネージャ ー等支援人材 充実強化事業	29,534千円
イ 支援体制 整備円滑化等 事業	旅費、謝金、会議費、印刷製本費、消耗品費、備品費、通信運搬費、資料購入費、借料・損料(会場借上料含む)、広告料、修繕料、補助員賃金及び社会保険料等(健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料、通勤手当等)、負担金(全国イノベーション推進機関ネットワーク等)	ただし、「ア プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業」については、25,368千円以内の額とする。
ウ 専門家派遣事業	謝金(センター職員に対する謝金を除く)、旅費	
エ 受発注取引推進事業	端末機器及びパソコン等リース料、通信運搬費(回線使用料等含む)、委託料(ホームページ、ソフトウェア保守、システム設計、データベース作成・書換、企業サイト作成等)、消耗品費	10,662千円
オ 支援体制整備円滑化事業	(イ) 受発注情報収集促進事業 (ウ) 支援機関等連携体制強化事業 旅費、印刷製本費、資料作成費、資料購入費、会場等借上料、通信運搬費、会議費、消耗品費、工事請負費、保険料、広告宣伝費、謝金(ワッシュコンピュータ)、委託料、負担金(補助含む)	ただし、謝金(ワッシュコンピュータ)に ついては、999千円以内の額、広域専門調査員の謝金については、3,215千円以内の額とする。
カ 商談会等開催事業	広域専門調査員の謝金及び社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料等)、負担金(青森県広域サイクルマシナリ受注促進協議会等)、赴任手当等	
ク 支援体制整備円滑化事業		

(出所:交付要綱)

③事業対象メニュー毎の実施回数、件数等の実績
ア. 創業・経営革新支援事業

(i) ワンストップ総合相談窓口の運営(決算額:25,057千円)
ワンストップ相談窓口とは、中小企業の経営に関する総合相談窓口として、専門的知見等を有するプロフェッショナル等が無料で、ビジネスプラン、技術的課題、経営全般、省エネ関連、資金繰り、マーケティング等の多岐にわたる分野の相談に応じる窓口である。近年の相談状況は下表のとおりである。

【図表 ワンストップ総合相談窓口 相談実績】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
窓口相談	165件	257件	931件
巡回相談	2,068件	1,828件	1,214件
コーディネーターの数	6人	7人	7人

(出所:センター作成「事業報告」)

(ii) 専門家派遣事業(決算額:445千円)

中小企業診断士、税理士、デザイナー、IT コーディネーター等の経験豊富な民間の専門家を中小企業等からの派遣要請を受けて現地に派遣し、必要なアドバイスをを行う事業であり実績は下表のとおりである。なお、中小企業者は専門家に対する経費(謝金・旅費)の1/3を負担する。

【図表 専門家派遣事業 実績】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
派遣企業	7社	5社	3社
派遣延べ日数	28日	17日	8日

(出所:センター作成「事業報告」)

イ. 取引推進事業(決算額:10,045千円)

センターへ登録した企業を対象に、取引条件等が適合する相互の取引情報を提供し企業紹介、取引案件あっせん支援を行うとともに、県内企業の新規取引機会拡大のため商談会を実施している(令和2年度の商談会はコロナウイルス流行のため中止、代替としてオンライン商談会となった)。また、県内外で発注開拓を行う広域専門調査員を配置し、県内受注企業に対する情報提供及び取引あっせん活動を行っている。近年のあっせん紹介件数やあっせん成立件数は下表のとおりである。令和2年度のあっせん成立が少数・少額であるのとは商談会の中止や景況感悪化による投資抑制が要因である。

【図表 取引あっせん実績】

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
あっせん紹介件数	86件	82件	101件
あっせん成立件数	22件	21件	4件
あっせん成立金額	20,143千円	99,786千円	4,431千円

(出所:センター作成「事業報告」)

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項4】補助金実績報告書の記載漏れ・誤りについて

交付要綱において補助金実績報告書のフォーマットが規定されているが、センターから收受した実績報告書を閲覧したところ下表のとおり記載すべき内容の漏れや誤りが散見された。

【図表 実績報告書の記載漏れ・誤りの一覧】

No	箇所	漏れ・誤りの内容
1	(別紙4)プロジェクトマネージャー等活動実績	要綱ではワンストップ相談窓口にて相談対応するプロジェクトマネージャーの活動報告として総相談件数の中の新規件数の報告を求めているが、受領した実績報告書には記載されていない。
2	(別紙4)プロジェクトマネージャー等活動実績	要綱ではワンストップ相談窓口にて相談対応するプロジェクトマネージャーの活動報告として相談対応した事業者総数・新規事業者数の報告を求めているが、受領した実績報告書には記載されていない。
3	(別紙2)補助事業実績書	要綱では創業・経営革新支援事業にかかわる連絡会議等に出席した場合は、当該会議の名称・時期の記載を求めているが、受領した実績報告書には記載されていない。
4	(別紙2)補助事業実績書	「(別紙2)補助事業実績書」において年間の補助事業の概要を記載し、(別紙3)以降で各事業の詳細を説明するフォーマットとなっているが、「(別紙2)補助事業実績書」における参照すべき別紙番号が誤っている箇所がある。
5	(別紙6)取引あっせん等の実績	要綱に基づき中間(上半期)実績報告書も提出しているが、中間実績報告書における「(別紙6)取引あっせん等の実績」において受注申出件数が1件と記載されているにも関わらず、年度の実績報告書では同欄が50件となっており、いずれかの報告書が誤っている。

(出所:交付要綱及び実績報告書から監査人作成)

いずれの誤謬等も、補助金の確定に重要な影響を与えるものではないと思われるもの、前表 No1、2、3の情報等は補助金の効果測定に際して有用な情報であり、要綱に基づき適切な報告を受けなくてはならない。果は実績報告書の深度ある審査を実施することも、センターに対して適切な実績報告書を作成・提出するように指導する必要がある。

【意見 32】一歩踏み込んだ事業効果の把握について

果は当補助金メニューのうち「ワンストップ総合相談窓口の運営事業」(詳細は、前述「(1) 果 (i) ワンストップ総合相談窓口の運営」を参照)の成果指標として、相談件数を用いているが、アンケート等により相談者満足度を測定し、成果指標として利用すべきと考える。

ワンストップ総合相談窓口ではコーディネーターが常駐し、事業計画策定、技術的課題の解決、人材確保アドバイス、IT 化支援、財務・経理・給与・税務面のアドバイス、省エネ関連、資金繰り支援、マーケティング相談等の多岐にわたる分野の相談受付を行っている。相談件数により事業効果を測定することは、実施するアドバイスの深度が相談者個別に異なるものであり数は重要視されないこと、コロナウイルスの流行・景況・法的制度の変更の有無等の外的環境により相談件数は大きく左右されること、そもそも義務的な事業ではないこと等から、困難と考える。ワンストップ総合相談窓口は広範囲のコンサルタント的な役割を果たしており、その価値は、個々の相談者にとって有用なアドバイスがもたらえたか否か、すなわち相談者満足度にある。現状では、コーディネーターの業務に対する満足度調査は特段行っておらず、その業務の対外的な評価は行い得ない状況にある。今後、満足度調査(アンケート調査)を行い、事業を適切に評価し改善・改良していく PDCA サイクルの徹底化が望まれる。また、コーディネーター別の顧客満足度もモニタリングすることで、人事評価にも利用すべきである。

28. むつ小川原開発地区企業立地促進費補助(産業立地推進課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	むつ小川原開発地区企業立地促進費補助		
所管課	産業立地推進課		
交付開始年度	平成6年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	むつ小川原開発地区等に立地する企業 ※対象業務の範囲は特定しない(ただし、風俗営業その他補助金を交付することが不適当と認められる事業を除く。)		
補助金の目的	むつ小川原開発は、昭和44年に新全国総合開発計画に位置付けられて以降、国、県、産業界などが一体となって取り組んできた国家プロジェクトであり、青森県が策定する基本計画を踏まえ、国が所要の措置を講ずる旨の閣議口頭了解の下で推進されている。現在、むつ小川原開発地域には、我が国を支える重要なエネルギー関連企業や研究機関が立地しているが、この地域のポテンシャルを最大限活かし、成長産業の立地と研究開発拠点の整備による「科学技術創成圏の形成」を目指すことを目的として、むつ小川原開発地区における企業の立地を促進し、振興を図ることが当補助金の目的である。		
補助金の効果測定の方法	「③雇用創出効果について」に記載のとおり		
補助対象経費	「②補助対象経費及び補助率」に記載のとおり		
補助率、補助金の額	「②補助対象経費及び補助率」に記載のとおり		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	(※1) -	(※1) -	(※1) -
決算額(千円)	14,177	55,000	55,000
交付件数(件)	1	5	1

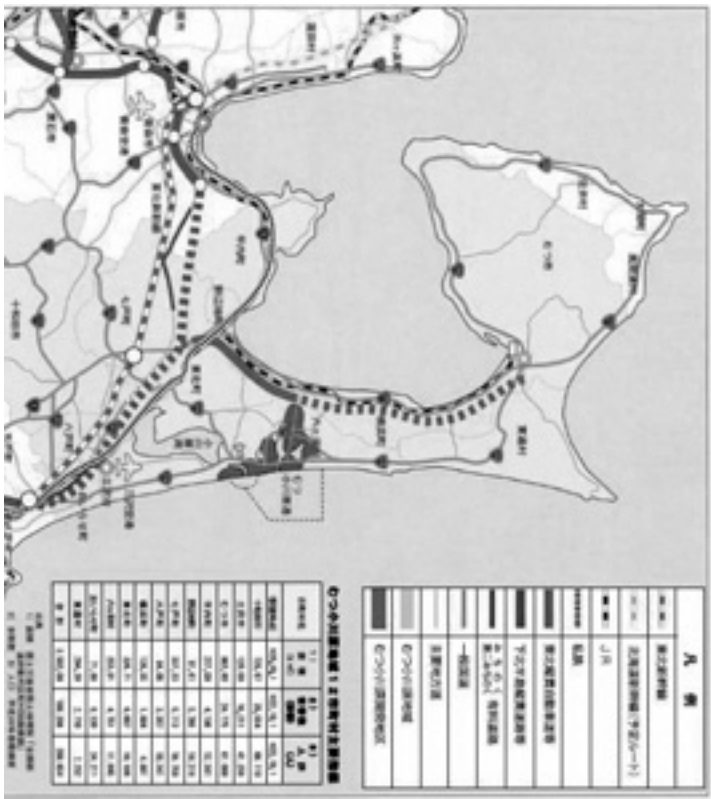
(※1): 2月補正予算で計上

①むつ小川原開発地区の概況について

むつ小川原地域は、青森県の北東部に位置し、六ヶ所村を中心として、北限をむつ市、

東通村、南限を十和田市、おいらせ町とする 12 市町村を指すむつ小川原開発の対象地域である。むつ小川原開発は、この地域の中の六ヶ所村から三沢市北部にいたる「むつ小川原開発地区」を中心に展開されており、国家石油備蓄基地、核燃料サイクル施設等が立地し、我が国のエネルギー政策及び原子力政策上重要な地域となっている。

【図表 むつ小川原地域案内図】



(出所：青森県ホームページ)

②補助対象経費及び補助率

交付要綱によれば補助対象経費及び補助率は次のとおりである。

ア. 補助対象経費

補助対象経費は、以下 i、ii の要件を満たす企業がむつ小川原開発地区等に立地し、及び操業等する場合における当該立地に係る工場又は事業場の用地その他のむつ小川原開発地区等において補助事業者が操業等を行うのに必要と認められる用地（その面積が 1,200 ㎡以上であるものに限る。）の取得に要する経費とする。

- i 用地を取得した日から起算して3年を経過した日までに操業等をするものであること。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- ii 操業等を開始した日から起算して1年を経過した日までに5人以上の雇用創出効果があるものであること。

イ. 補助金の額

補助金の額は、用地 1㎡当たり 2,500 円。補助金限度総額は令和 2 年度において 55,000 千円である。

③雇用創出効果について

県は、当該補助金の成果指標 (KPI) を、補助対象用地を用いて実施する事業による雇用創出効果と設定しており、その実績は下表のとおりである。

【図表 雇用創出効果の推移】

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
雇用創出効果(人)	5	40	5

(出所：担当課作成資料)

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 5】申請時における雇用創出効果の検証について

県は「むつ小川原原燃興産株式会社(以下、「原燃興産」という。同社の事業内容は下記用みを参照。)へ令和元年度において 16,252 千円、令和 2 年度において 55,000 千円の用地取得のための補助金を支出しているが、交付要綱が定める補助要件のひとつである「操業等を開始した日から起算して1年を経過した日までに5人以上の雇用創出効果があるものであること。」とする要件について、補助金の交付事務実施者として県が通常行うべき水準の検証を実施していないと考えるを得ない状況にある。

(原燃興産の事業内容について)

原燃興産は原子燃料サイクル施設の関連業務(日本原燃株式会社等の原子燃料サイクル施設及び付帯設備の保守・運転管理、社員寮、社宅、食堂等の管理運営等)に係る地元参画、地元雇用を推進することによって、原子燃料サイクル事業の安定的な進展と地域振興に寄与するため、昭和 62 年に日本原燃株式会社、青森県、六ヶ所村の出資により設立された企業である。

(出所：原燃興産ホームページ)

県が当該補助金の申請を受け付け、交付決定にかかると審査を実施する場合、申請書類等より補助要件である前 1 年以内における 5 人以上の雇用創出効果が認められるか否かを精緻に

検証する必要がある。この点、原燃興産から県に提出された令和元年度補助金申請時の事業計画書では、雇用創出効果として「日本原燃株式会社再処理工場しゅん工に向けて整備する、当該駐車場・入構手続書等に係る不動産管理、賃貸業務を円滑に進めるための事務職の雇用並びに構内・建物の清掃、除雪、緑化等の施設維持管理、建物・設備のユーティリティ(機械・電気・消防等)運転管理、当該施設と構内間シヤトルバス運行等の日本原燃株式会社からの委託業務の拡大が予定されることから、それらに係る従業員を新たに計5名雇用する計画である。」と説明している。また、令和2年度の補助金申請に係る事業計画書においてもほぼ同様の説明がなされている。

ここで問題となるのは、この二つの申請における雇用創出効果の発現について、前記の文字以外に特段の説明はなされず、また、雇用創出効果の根拠となる詳細資料がなら添付されていない点にある。当該記載のみでは、5名の雇用創出効果の実現可能性が不透明である。当該申請により、71百万円という多額の県費が支出されることを鑑みた場合、県は雇用創出効果の発現可能性について、詳細かつ深度ある審査を行って然るべきである。具体的には、駐車場等を利用し原燃興産へ管理委託を行うとする日本原燃株式会社の取締役会議事録、事業計画書を徴取し開発規模や原燃興産への管理委託がなされる可能性・業務内容(ひいては雇用創出効果)を読み取ることや、原燃興産自体の取締役会議事録・稟議書・事業計画等を徴収し雇用創出効果の実現性を読み解かなくてはならない。

もう一つの問題点として、交付要綱において申請時には形式がな資料のみを求め、雇用創出効果の説明を行う事業計画の提出を補助事業者へ求めていないことも挙げられる(現状、前記太字項目が記載された事業計画書さえ提出の必要がない交付要綱の設計となっている)。今後は交付要綱を改訂し、申請時の提出書類に「事業計画書(用地取得により実施する事業の詳細および雇用創出効果がわかる資料を含む)」といった項目を加え、詳細な資料の提出を受ける交付要綱・制度設計に変更しなくてはならない。

【指摘事項6】操業・雇用創出効果の認識時点について

前記「【指摘事項5】申請時における雇用創出効果の検証について」に記載したとおり、原燃興産は、日本原燃からの駐車場等管理委託契約を受注することで雇用創出効果を果たすことを計画していた。しかし、監査時点(令和3年11月)において、原燃興産が取得した補助対象土地について、日本原燃株式会社(以下、「日本原燃」といふ。)へ更地にて土地の賃貸借が行われているものの、当初計画していた日本原燃による駐車場整備や原燃興産への駐車場管理委託は未だ行われていない状況にあった。当該補助金の制度設計として、事後において雇用創出効果が認められない場合には補助金の返還等を求めている。ここで、雇用創出効果の源泉である日本原燃からの駐車場等管理委託業務契約が締結されていない現状(換言すれば、取得した土地を利用した雇用創出が発現していない現状)にて、補助金の返還等が必要ないか否かが論点となる。

県が原燃興産に支出した令和元年度及び令和2年度補助金にかかる一連の流れは下表のとおりである。

【図表 補助金にかかる一連の流れ】

No	時期	対象	動き
1	R元/7/26	R元年分	原燃興産が補助対象用地取得にかかる契約締結(引き渡しはR元/9/4)
2	R元/8/19	R元年分	原燃興産から県に補助金交付申請
3	R元/9/2	R元年分	県が審査を行い、原燃興産へ補助金交付決定通知書を送付
4	R元/9/25	R元年分	原燃興産から県へ補助事業完了実績報告書を送付
5	R元/10/1	R元年分	原燃興産(貸手)と日本原燃間(借手)で補助対象土地の賃貸契約開始 「操業開始届」により同日より操業等開始。
6	R2/3/27	R元年分	原燃興産から県へ5人以上雇用創出効果があったとする「雇用状況届」が提出される。
7	R2/4/28	R元年分	県から原燃興産へ補助金が支出される。【補助事業完了】

No	時期	対象	動き
①	R2/8/31	R2年分	原燃興産が補助対象用地取得にかかる契約締結(引き渡しはR2/9/28)
②	R2/9/2	R2年分	原燃興産から県に補助金交付申請
③	R2/9/23	R2年分	県が審査を行い、原燃興産へ補助金交付決定通知書を送付
④	R2/10/1	R2年分	原燃興産(貸手)と日本原燃間(借手)で補助対象土地の賃貸契約開始 「操業開始届」により同日より操業等開始。
⑤	R2/10/6	R2年分	原燃興産から県へ補助事業完了実績報告書を送付
⑥	R3/4/27	R2年分	県から原燃興産へ補助金が支出される。
⑦	R3/9/3	R2年分	原燃興産から県へ5人以上雇用創出効果があったとする「雇用状況届」が提出される。【補助事業完了】

また、交付要綱が定める補助要件は以下のとおりである。

【図表 交付要綱が定める補助要件】

- i 用地を取得した日から起算して3年を経過した日までに操業等をするものであること。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- ii 操業等を開始した日から起算して1年を経過した日までに5人以上の雇用創出効果があるものであること。

県の補助要件充足にかかる整理としては、日本原燃との管理業務委託を待たずに、更地の土地賃貸借契約を締結した時点(【図表 補助金にかかる一連の流れ】における「No5」「No④」の時点)で操業等を開始したものとして要件 i を満たすと考え、操業開始日(賃貸借開始日から1年以内に新卒採用等により職員が5名以上増加したこと)の報告を受けた時点(「No6」「No⑦」の時点)で要件 ii を満たすものとして、補助事業は適切に完了したとしている。この県の整理方法では、次のような問題が認められるものとする。

第一に、雇用創出効果は補助対象となった土地を利用して発現することが求められているが、補助対象となった土地において現状で雇用創出効果は発揮されていない点である。確かに原燃興産の全体で職員数は増えている。県は、委託業務に備えた新卒採用等の職員の増員であると説明しており一定の合理性は認められると解されるが、増加した職員には短期事務職員や、寮の清掃担当・食堂の調理担当等の契約社員も含まれており、必ずしも全ての職員が取得した土地による雇用創出効果とは言えない。

第二に、県は日本原燃との賃貸借契約の開始時点を「操業」としているが、原燃興産の事業計画書において日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結により5名の雇用創出効果を見込んでいることから、本来は日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結日を操業日ととらえるべきである。

第三に、県の現状の整理では、肝心の日本原燃との駐車場等管理委託契約が締結されていないにもかかわらず県は補助事業をモニタリングも含め完了と認識しており、たとえ今後日本原燃との賃貸借契約が中止となった場合であっても、補助金の返還等の議論はなされないこととなってしまふ。

以上を鑑みた場合、将来的になされる日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結を「操業」ととらえ、土地取得から操業後1年までの期間において補助対象土地を利用した委託契約締結の業務履行による5人以上の雇用創出効果が確認された時点で補助金が確定・補助事業完了とする整理が合理的であるものと思料する。そうすることで、計画に記載された日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結を県としてモニタリングすることが可能となり、土地を利用した委託業務実施により5人以上の雇用創出効果があったとする説明がはじめて可能となるだろう。

県は当該補助金について既に終了した事業はとらえずに、交付要綱の要件に即り、令和元年度補助金に係る土地取得日(令和元年9月4日)から3年後の「令和4年9月3日」までに操業(日本原燃との駐車場等管理委託契約の締結)がなされること、また、操業の1年後までに委託契約により5名以上の雇用創出効果があることを今後も継続的に注視する必要がある。なお、それらが果たされないならば実質的に補助要件を満たさないとも考えられ、返還を含め厳正に対応する必要がある。

29. シルバー人材センター連合事業費補助(労政・能力開発課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	シルバー人材センター連合事業費補助		
所管課	労政・能力開発課		
交付開始年度	平成9年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 通達「高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施について」 青森県シルバー人材センター連合事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。) ※国のシルバー人材センター連合事業に係る補助金と協同して実施しており、国の補助金交付額を上限としている。国の補助金については高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱参照。		
主な補助対象者	公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会 高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため。		
補助金の目的	シルバー人材センターの契約金額		
補助金の効果測定の方法	連合会事業に要する運営費(人件費・管理費)及び事業費		
補助対象経費	補助対象経費合計額の1/2、県予算額又は国補助金交付額のいずれか低い額以内		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	9,080	8,989	8,989
決算額(千円)	9,080	8,989	9,109
交付件数(件)	1	1	1

①シルバー人材センター事業について

シルバー人材センターは、健康的で働く意欲のある原則 60 歳以上の高齢者を会員とし、家庭・事業所・公共団体等から依頼された高齢者にふさわしい就業機会を請負・派遣事業等の形式で提供すること等により、高齢者の更なる生きがいの充実・健康の維持を図り、高齢者の福祉の増進や地域社会の発展に寄与することを目的に、全国的に事業展開している。青森県では、25 市町村に広域2団体を含む 23 団体が設置され、活動している。

【図表 青森県シルバー人材センター事業実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
契約金額(百万円)	2,867	2,899	2,886
会員数(人)	6,748	6,657	6,451
受注件数(件)	38,570	36,907	36,070

(出所:令和2年度シルバー人材センター連合事業概要より監査人作成)

②シルバー人材センター連合会について

シルバー人材センター連合会は、シルバー人材センター事業の普及啓発や安全・適正就業対策等を通じ、各自自治体に設置されているシルバー人材センターの円滑な事業運営を支援している。またシルバー人材センターの連携・協力のもと、高齢者活躍人材確保事業を通じ、高齢者の多様な就業ニーズの確保、ライフスタイルの実現等を支援することを目的に、各都道府県に設置され事業を行っている。青森県では、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会が設置されている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 33】実績報告書添付書類の簡略化

交付要綱では、実績報告書(第 9 号様式)に添付する書類として、事業実績書(第 10 号様式)、収支精算書(第 11 号様式)及び収支精算書に係る証拠書類等の写しを定めている。このうち事業実績書の記載内容は、公益社団法人が作成を義務付けられている事業報告書と内容が重複している。また収支精算書及び収支精算書に係る証拠書類等についても、公益社団法人が作成を義務付けられている計算書類等と一部内容が重複している。

いずれの書類も、所管課である労政・能力開発課に提出されているため、事務手続の効率化の観点から、法人担当者とも協議し、可能な範囲で報告書類の簡略化を検討することが望ましい。

30. 農業近代化資金利子補給費補助(団体経営改善課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	農業近代化資金利子補給費補助		
所管課	団体経営改善課		
交付開始年度	昭和 37 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号) 農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年政令第 346 号) 農業近代化資金融通措置要綱(平成 14 年 7 月 1 日 14 経営第 1747 号)		
主な補助対象者	農協、銀行等の民間融資機関		
補助金の目的	農業者等の経営の近代化を促進するため。		
補助金の効果測定の方法	利子補給件数及び金額		
補助対象経費	利子補給に要する経費		
補助率	利子補給率 0.7%~1.3%		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度		
当初予算額(千円)	48,100	52,968	55,210
決算額(千円)	44,223	47,827	46,003
交付件数(件)	12	12	12

①農業近代化資金の概要

ア. 資金の内容

農協等民間金融機関の資金を活用し、農業者の資本整備の高度化と、農業経営の近代化を図ることを目的として創設され、融資対象は農地取得を除いた農業用施設の全てに及び、農協等融資機関が融資する。

- ・資金使途:施設の改良・造成・取得資金等
- ・貸付限度額:個人 1,800 万円 法人 2 億円(融資率 原則 80%以内、認定農業者及び集落営農組織等 100%以内)
- ・償還期間:15 年以内(うち据置 7 年以内)

イ. 助成措置
 農業近代化資金利子補給事業により、基準金利と農業者貸付金利との差を県が農協等融資機関に対して利子補給し、農業者の金利の負担軽減を図っている。

ウ. 貸付金利

令和3年 11 月 18 日現在

基準金利	利子補給率	農業者貸付金利	利子補給期間
	県		
1.60%	1.30%	0.30%	最終償還まで

なお、認定農業者等に対しては、農業者貸付金利を次のとおりとする特別措置がある。

基準金利	利子補給率	農林水産長期金融協会	農業者貸付金利	利子補給期間
	県	利子助成率		
1.60%	1.30%	0.600～0.14%	0.16%～0.30%	最終償還まで

※利子助成率は償還期限により異なる。

エ. 年度別承認実績

(単位:件、千円)

平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
116	934,460	114	915,520	60	392,930

(2) 監査の結果及び意見

【意見 34】規則と契約書間の支払期限に関する規定の不整合について
 青森県農業近代化資金利子補給規則(以下、この項において「規則」という。)には以下のとおり定められている。

(利子補給金の支払)
 第五条 県は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日から三十日以内にこれを支払うものとする。

一方、県と各金融機関は農業近代化資金利子補給につき農業近代化利子補給契約書(以下、この項において「契約書」という。)を締結しており、以下のとおり定められている。

第8条 甲(青森県)は、乙(金融機関)から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

規則では、請求書を受理した日から三十日以内に支払う事を求めているのに対し、青森県と各金融機関が締結した契約書では、請求書を受理した日の属する月の翌月中に支払う事を求めており、支払期限の定めが不整合が生じている。実際の支払いは、規則に基づき請求書

を受理した日から三十日以内に実施しており、当該規則を遵守する事で契約書の支払条件を満たしている。
 しかし、規則と契約書との間で支払期限の定めが不整合が生じているのは事実であり、これにより事務手続きが煩雑となる可能性がある。なお、農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助では、青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則と農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書とで支払期限の定めが不整合が生じておらず、両者共に請求書を受理した日から三十日以内に支払うものとしている。
 規則と契約書との間に生じている支払期限に関する規定の不整合は、解消されることが望ましい。

31. 農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助(団体経営改善課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	農業経営負担軽減支援資金利子補給費補助		
所管課	団体経営改善課		
交付開始年度	平成13年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	農業経営負担軽減支援金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月20日16 経営第8953号) 青森県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領(平成13年7月26日 青構第594号) 青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則(平成13年12月14日 青森県規則第91号)		
主な補助対象者	農協、銀行等の民間金融機関		
補助金の目的	経済環境の変化等によって債務の償還が困難となっている農業者に対し、既往債務の償還負担の軽減を図るため。		
補助金の効果測定の方法	利子補給件数		
補助対象経費	利子補給に要する経費		
補助率	利子補給率1.3%(令和3年11月18日時点)		
財源	一般財源。 ※平成22年12月31日まで貸付決定した分については(公財)農林水産長期金融協会から助成金あり。		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	4,517	3,878	3,451
決算額(千円)	3,903	3,358	3,057
交付件数(件)	7農協	7農協	7農協

①農業経営負担軽減支援資金の概要

ア. 資金の内容

意欲と能力を有しながらも、経営環境の変化等によって負債の償還が困難となっている農業者に対し、農協等融資機関が営農負債の負担を軽減するために融資する。貸付金利の一部を県が利子補給し、農業者の金利負担の軽減を図る。

- ・資金使途:営農負債(制度資金を除く)の借換
- ・貸付限度額:営農負債の残高(融資率100%)
- ・償還期間:10年以内(うち据置3年以内)

イ. 助成措置
農業経営負担軽減支援資金利子補給事業により、基準金利と農業者貸付金利との差を県が融資機関に対して利子補給する。

ウ. 貸付金利

基準金利	1.60%	利子補給率 県	1.30%	貸付金利	0.30%	利子補給期間 最終償還まで
	令和3年11月18日現在					

エ. 年度別承認実績

平成30年度	件数	金額	令和元年度		令和2年度	
			件数	金額	件数	金額
1	1	22,120	1	12,310	3	69,940

(単位:千円)

(2) 監査の結果及び意見
該当なし。

32. 青年等就農アシスト事業費補助(構造政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	青年等就農アシスト事業費補助		
所管課	構造政策課		
交付開始年度	平成23年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県青年等就農アシスト事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	公益社団法人おおもり農業支援センター(旧:公益社団法人おおもり農林業支援センター。令和3年4月1日より農林業関連事業の廃止に伴い、名称変更。)		
補助金の目的	意欲ある青年等が円滑に就農できるよう、(公社)おおもり農業支援センターの就農相談等の窓口機能を充実強化するため。(詳細は「①事業継続の必要性について」参照。)		
補助金の効果測定の方法	就農相談件数を効果測定の指標としている。		
補助対象経費	(公社)おおもり農業支援センターの就農支援活動業務等に要する経費(詳細は「②補助対象経費の概要」参照。)		
補助率	補助対象経費の10/10		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	3,591	3,596	3,624
決算額(千円)	3,591	3,596	3,599
交付件数(件)	1	1	1

①事業継続の必要性について

ア. 事業実施主体 公益社団法人おおもり農林業支援センター(公益社団法人おおもり農業支援センターに改称)	イ. 事業継続の必要性 本県農業の担い手を育成・確保していくためには、就農希望者が意欲を持って就農できるよう、就農啓発から定着まで、それぞれの発展段階に応じて支援していく必要がある。特に、農業に関心を持ち、就農を検討し始める初期段階は、技術・経営管理能力の習得		
---	---	--	--

や営農開始後の収入、将来の生活に不安を抱える中で就農の決意を固め、準備を進める時期であり、それを後押しする判断材料が必要な時期に当たる。
当センターは、これまで市町村などの関係機関と連携しながら、就農啓発から就農準備段階を中心に、県内外からの就農相談に応じるワンストップ窓口としての役割を担っており、農業就業人口の減少や高齢化が進展している中で、就農に関する相談は、200件前後で推移し、県内の新規就農者数の確保に大きく貢献している。
当該センターは、就農相談のワンストップ窓口として重要な役割を担っていること、また、当該事務執行に伴う自主財源を持っていないことを踏まえ、引き続き、当該事業に係る事務経費を補助していく必要がある。

(出所:令和2年度予算書添付資料)

②補助対象経費の概要

1 就農支援活動業務	(1) 就農相談員・無料職業紹介相談員の設置に要する賃金 (2) 新規就農希望者に対する相談、研修の実施に要する印刷費、通信運搬費、消耗品費、旅費等 (3) 県外、県内の新規就農者関連情報の収集、情報発信に要する印刷費、通信運搬費、消耗品費、出張管理料、旅費等
2 就農支援資金及び新規就農促進関連資金の貸付業務(償還事務のみ)	(1) 就農支援資金の償還に要する印刷費、通信運搬費、消耗品費、旅費等 (2) 新規就農促進関連資金の償還に要する印刷費、通信運搬費、消耗品費、旅費等 (3) 就農支援資金及び新規就農促進関連資金に係る資料作成、情報整理、データベース作成に要する印刷費、通信運搬費、借上料、消耗品費等 (4) 就農支援資金及び新規就農促進関連資金の償還に係る農業協同組合への業務委託に要する委託料
3 求人・求職情報提供活動業務(無料職業紹介業務)	(1) 無料職業紹介責任者講習会の受講に要する受講料、参加旅費等 (2) 県内農業法人、大規模農家に対する求人情報調査の実施に要する印刷費、通信運搬費、消耗品費等 (3) 求人情報の提供、あっせんに要する印刷費、通信運搬費、消耗品費、旅費等 (4) データベース作成に要する印刷費、通信運搬費、消耗品費等
4 就農啓発活動業務	(1) 新規就農啓発リーフレットの作成・配布に要する印刷費、通信運搬費、消耗品費等 (2) 就農啓発ポスターの作成・配布に要する印刷費、通信運搬費、消耗品費等

(出所:交付要綱別表)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 35】あおもり農林業支援センターの決算内容の確認手続について

県担当者は、補助対象事業で使用された経費については、公益社団法人あおもり農林業支援センター(以下、この項において「センター」という。)に訪問して領収書等の証憑を確認して検証を行ったうえで支給しているため、この補助金の対象事業に限っては、この手続自体に問題は無い。

一方、センターはこの事業以外にも、県から様々な補助事業を担っており、センター自身任意ではあるが独立監査人の監査も受けており、監査報告書も受け取っている。センターの令和3年度定時社員総会議案書には、監事の監査報告書が添付されているが、その一節に「会計監査については、独立監査人からの報告を受け、会計処理が適正妥当であるかどうか及び財務諸表が正確であるかどうかを検討」との記載があるものの、独立監査人の監査報告書の添付まではなされていない。この点、県では、独立監査人の監査報告書を入力して、その意見がどのような結果であったのかについての確認はなされていなかった。そもそも独立監査人の監査報酬についても、県の補助金の対象となっており、かつセンターは県が過半数の出資を行っている法人であることから、定時社員総会議案書に独立監査人の監査報告書の添付を県がセンターに求めること、ないしは独立監査人の監査報告書を別途徴求することは、センターの決算内容の適正性の確認手続の充実・補完につながるため推奨されるべき手続であると思料する。

以上より、独立監査人の監査報告書を別途徴求することが望ましい。

33. 農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費))(構造政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費))		
所管課	構造政策課		
交付開始年度	平成26年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県農地中間管理機構事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	公益社団法人あおもり農林業支援センター		
補助金の目的	(公社)あおもり農林業支援センターが、機構事業を行うための職員人件費の補助		
補助金の効果測定 の方法	機構(公社)あおもり農林業支援センター)の集積実績		
補助対象経費	(公社)あおもり農林業支援センターの県派遣職員を除く職員7名の人件費及び機構事業推進員等15名の業務に携わらない年休等に係る人件費		
補助率	補助対象経費の10/10		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	17,123	17,113	17,675
決算額(千円)	15,771	16,475	18,030
交付件数(件)	1	1	1

①補助の趣旨

県は、担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定により農地中間管理機構として知事の指定を受けた公益社団法人あおもり農林業支援センター(現公益社団法人あおもり農林業支援センター)(以下「支援センター」という。)が農地集約・集約化対策事業実施要項(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。)に基づき行う農地中間管理機構事業(中略)の実施に要する経費並びに支援センターの管理事務等に要する経費について、毎年度予算の範囲内において、支援センターに対し、青森県農地中間管理機構事業費補助金を交付する。

(出所:交付要綱)

②補助対象経費

1及び2 省略

3 支援センター管理事務費
管理事務等に要する次の経費
(1) 人件費
(2) 管理事務費

4 機構事業推進費
農地中間管理事業の PR 活動や支援センターの経営強化に要する経費
(人件費、旅費、需用費、使用料等)

(出所: 交付要綱別表)

③青森県の担い手への農地集積率

令和2年度耕地面積 (ha)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
149,800	55.1%	56.5%	57.6%

(出所: 県提出の事業の成果に関する資料)

④農地中間管理機構とは

農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備。農地中間管理機構は、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域の農地利用を最適化。

(出所: 平成 25 年 12 月農林水産省パンフレット)

⑤青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 趣旨
本県は、食料自給率 117% (平成 29 年度概算値: カロリーベース) で全国 4 位と高く、全国屈指の食糧供給県である。しかし、近年、農業従事者の高齢化や労働力不足の深刻化、さらには、人口減少などに伴う産地間競争の激化やグローバル経済の進展など、農林水産業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。
今後とも本県農林水産業が持続的発展を成し遂げるためには、農産物の高付加価値化や6次産業化への取組に加え、農産物の低コスト化に取り組むことが不可避となっている。このため、農地中間管理機構を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集積・集約化と農地の有効活用に取り組むことにより、本県農業生産の構造改革を推進するものである。

(出所: 青森県農地中間管理事業の推進に関する基本方針(令和3年3月30日改正))

⑥公益社団法人あおり農業支援センター事業

ア. 支援センターの目的
農地の有効利用、農業の担い手の育成・確保、農業構造の改善、農業や農山村の振興に資する事業等を実施することにより、本県の基幹産業である農業の持続的な発展に寄与する。(令和3年4月1日から、林業関連事業の廃止に伴い、公益社団法人あおり農業支援センターに名称を変更。変更前の名称は「公益社団法人あおり農林業支援センター」。)

イ. 支援センターの概要

所在地	青森県新町2丁目4番1号 青森県共同ビル6階
法人設立	平成 23 年 10 月 26 日 (平成 24 年 4 月 1 日に公益認定) (分収造林事業を除く事業について、(社) 青い森農林振興 公社から承継)
農地中間管理機構の指定	平成 26 年 3 月 19 日
社員	青森県、40 市町村、7 農林関係団体
組織体制	理事長 1 名、事務局長 1 名、総務・担い手支援課 9 名、農地 集積・集約課 7 名

(出所: 県作成の概要書)

ウ. 支援センターの主な業務

- ・ 農地中間管理事業
- ・ 農地売買等事業
- ・ 青年農業者等育成センター事業
- ・ 農業経営者総合サポート事業
- ・ 公社営畜産基盤整備事業

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 7】交付要綱別表の記載漏れについて

県の補助金交付要綱の別表には、記載された区分毎に、補助金の額が各々対応するよう記載されているが、形式上一部の区分(2 農地売買支援事業費)に補助金の額の記載が抜け落ちている箇所があった。加えて、同区分の補助対象に人件費が含まれているかどうかは明示されていないが、実際には人件費部分が含まれる補助対象として支給されていた。もともとこれは、国の補助金の交付要綱の文言を引用したものが、国の交付要綱ではさらに内訳表が付されて人件費相当分も含まれているものの、県の交付要綱にはその内訳を記載していないことによる不備である。実際の支給対象先は支援センターのみで実務に影響を与えないとはいえ、県の交付要綱を読み手に混乱させないよう明確にすべし至急整備する必要がある。以下に、該当する別表を引用する。

別表(第2、第5関係)

補助対象経費	補助金の額	重要な変更
1 農地中間管理機構事業費 (1) 借受農地管理等事業費 支援センターが実施要綱第3の1の(1)に規定する借受農地管理等事業を行うのに要する経費 (2) 農地中間管理機構運営事業費 支援センターが実施要綱第3の1の(3)のイに規定する農地中間管理機構運営事業を行うのに要する経費 2 農地売買支援事業費 支援センターが売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業を行うのに要する次の経費 ア 契約書及び許可申請書作成費 イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 ウ 登記申請書作成費 エ 登記関係証明書作成費 オ 諸税 カ 金融消費貸借契約書作成費 キ 対価買付料徴収支払関係費 ク 財産管理費 ケ 測量費 コ 通信費 サ 旅費 シ 資金回収事務費 ス 信託・出賃回収事務費 セ 農地管理業務費 ソ 委託契約印紙税 タ 連携強化活動費 支援センターが行う農地中間管理機構事業の実施に関係する田休との連携活動に要する経費	補助対象経費の10/10に相当する額以内の額	経費の配分及び補助事業の内容の変更(ただし、知事が別に定めるのは除く。)事業の新設、又は廃止
	空白	

補助対象経費	補助金の額	重要な変更
3 支援センター管理事務費 管理事務等に要する次の経費 (1) 人件費 (2) 管理事務費 (3) 土地買入資金助成費(無利子事業) ア 担い手育成タイプとして買い入れた農用地等の対価の支払に要する資金を借入金により調達した場合の当該借入利息の支払に要する経費 4 機構事業推進費 農地中間管理事業のPR活動や支援センターの経営強化に要する経費 (人件費、旅費、需用費、使用料等)	補助対象経費の10/10に相当する額以内の額 補助対象経費の10/10に相当する額以内の額 補助対象経費の10/10に相当する額以内の額 補助対象経費の10/10に相当する額以内の額	

(出所:交付要綱)

上記の表において、「空白」は補助金の額の記載が抜け落ちている箇所を明示するために監査人が追加したものである。

【意見 36】交付要綱の区分の簡素化について

補助対象が細かく区分されて交付要綱に定められており、予算要求の区分も当該交付要綱の区分毎に行われている。また、予算作成や実績作成もその区分毎に個別の経費の振り分けや共通経費の案分をしており、県予算の上限に収まらない経費は、支援センターの自己負担として自主財源に付け替えるよう、県が支援センターに指導している(支援センターには多少の手数料収入があり、自主財源を保有している)。なお、当該区分は、過年度に国費で100%賄われていた事業に係る経費が、その後徐々に削減されていく過程で発生した区分であり、実際の請求、決裁、支払等は一括して行われている。にもかかわらず、県予算と支援センターの財源との間で経費を付け替えたり、県費で賄われる部分をさらに詳細に区分して経費を配分する労力をかけることに、あまりリットまないものと思われる。

以上より、交付要綱の区分を簡素化することにより事務の簡素化を図ることが望ましい。

34. 農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(管理事務費))(構造政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(管理事務費))		
所管課	構造政策課		
交付開始年度	平成 26 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県農地中間管理機構事業費補助金交付要綱		
主な補助対象者	公益社団法人おおもり農業支援センター		
補助金の目的	(公社)おおもり農業支援センターが、機構事業を行うための事務経費の補助		
補助金の効果測定 の方法	機構((公社)おおもり農業支援センター)の集積実績		
補助対象経費	(公社)おおもり農業支援センターの事務所の維持管理等に係る経費		
補助率	補助対象経費の 10/10		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	7,742	7,464	6,949
決算額(千円)	7,742	6,614	5,918
交付件数(件)	1	1	1

No.33 農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費))にまとめて記載しているため、
そちらを参照のこと。

35. 農地中間管理機構事業費補助(機構事業推進費)(構造政策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	農地中間管理機構事業費補助(機構事業推進費)		
所管課	構造政策課		
交付開始年度	平成 26 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県農地中間管理機構事業費補助金交付要綱		
主な補助対象者	公益社団法人おおもり農業支援センター		
補助金の目的	(公社)おおもり農業支援センターが、機構事業の PR 活動を行うための職員人件費等の補助		
補助金の効果測定 の方法	機構((公社)おおもり農業支援センター)の集積実績		
補助対象経費	(公社)おおもり農業支援センターが行う農地中間管理事業の PR 活動に係る経費		
補助率	補助対象経費の 10/10		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	6,800	6,800	6,800
決算額(千円)	6,800	6,800	6,800
交付件数(件)	1	1	1

No.33 農地中間管理機構事業費補助(一般管理費(人件費))にまとめて記載しているため、
そちらを参照のこと。

36. りんご緊急需給調整対策事業費補助(りんご果樹課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	りんご緊急需給調整対策事業費補助		
所管課	りんご果樹課		
交付開始年度	平成 19 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	令和2年度青森県りんご緊急需給調整対策事業費補助金交付要綱 青森県りんご緊急需給調整対策事業実施要領(以下、この項において「実施要領」という。)		
主な補助対象者	公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会 (以下、この項において「基金協会」という。)		
補助金の目的	生食用りんごの市場価格の低迷時に、市場出荷用りんごを市場から隔離し、需給及び市場価格の安定を図ること。		
補助金の効果測定 の方法	青森県りんご緊急需給調整対策が発動になった場合に、りんご生食用果実を市場隔離した量		
補助対象経費	青森県りんご緊急需給調整対策事業に要する経費		
補助率	100 分の 35		
財源	諸収入		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	—	—	38,500
決算額(千円)	—	—	38,500
交付件数(件)	—	—	1

①事業の具体的な内容

青森県りんごの 12 月末の在庫が一定量を上回るなど、価格が短期間で低下すると想定される場合に、2月から3月を対象期間として、生食用りんごの一部を市場から隔離し、加工原料用又は輸出用に仕向けることにより価格の浮揚を図るもので、それに係る経費として出荷団体に補填金を交付するものである。補填対象経費は、加工仕向けに要する再選果の選果機利用及び運搬又は輸出入仕向けに要する掛かり増し経費とされている。

なお、この対策に係る資金は、県、市町村、出荷団体(全国農業協同組合連合会青森県本部及び青森県りんご商業協同組合連合会)が下記の割合で造成し、県は令和2年度に一括造成している。財源は、直前の事業(実施期間:平成 29 年度～平成 31 年度)終了により、基金協会から返還された諸収入 38,500 千円が充当されている。

【図表 基金造成額等】

対象数量	造成単価 (円/kg)	基金造成額(単位:千円)			
		県	市町村	全農あおもり	りんご商協連
(1)		35%	15%	25%	25%
5,500	20	110,000	38,500	16,500	27,500
				27,500	27,500

事業主体は基金協会であり、緊急需給調整対策を発動するかどうかは、知事が定めている「青森県りんご緊急需給調整検討委員会」において判断される。

②過去の緊急需給調整対策発動実績

平成 19 年度より開始した本事業において、緊急需給調整対策が発動されたのは、平成 20 年度のみである。降霜、降ひょう等の被害により県産りんごの品質が低下し、販売不振及び価格低迷が続いたため、8,500 トンを市場隔離し、良品果の市場供給及び価格浮揚を目的とした実績がある。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 37】基金協会による報告様式について

実施要領では、基金協会が毎年度末までに知事に対し、事業の実施状況及び基金の状況について報告することを以下のとおり定めている(ただし、事業実施期間の事業初年度を除く)。

第5 報告
基金協会は、事業実施状況及び基金の状況について、事業初年度を除く毎年度末までに、別紙様式により知事に報告するものとする。
(出所:実施要領)

別紙様式では、交付準備金造成額の期首、期末の残高および補填金交付額、準備金再造成額を記入することが定められている。

ところで、交付準備金の運用益は実施要領上、特別事業資金として積み立てることになっており、さらに交付準備金に繰り入れることになっている。実施要領の記述は、以下のとおりである。

第4 補填金交付事業
(中略)
3 対策事業の実施

基金協会は、対策事業を実施するに当たり、次に掲げる事項について業務方法を定め、知事の承認を得なければならぬ。
なお、これを変更しようとするときも同様とする。

(中略)

(10) 資金の管理

ア 基金協会は、対策事業に係る経理と他の事業に係る経理とを区分して行うものとする。

イ 交付準備金の運用益は、特別事業資金として積み立てするものとする。

ウ 特別事業資金は、基金協会の理事会の議決を経て一般管理費に充当できるものとする。ただし、地方公共団体に係る当該資金は、交付準備金に繰り入れられるものとする。

(出所:実施要領)

したがって、交付準備金の運用益は交付準備金に繰り入れられるまでは特別事業資金として積み立てられることになるが、特別事業資金は県への報告対象とされていない。

基金の状況に関する報告として、交付準備金だけではなく、特別事業資金として積み立てられた運用益の残高および増減額も併せて報告を受けることができるよう、報告様式を改定することが望ましい。

37. あおもり和牛改良促進対策事業費補助(畜産課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	あおもり和牛改良促進対策事業費補助		
所管課	畜産課		
交付開始年度	平成 23 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県補助金等の交付に関する規則 青森県あおもり和牛改良促進対策事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。) 青森県あおもり和牛改良促進対策事業実施要領		
主な補助対象者	農業協同組合等		
補助金の目的	優良種雄牛造成のためのフアイールド検定を行い、黒毛和種肉用牛の改良と増殖を推進するとともに、黒毛和種肉用牛経営の安定を図る。		
補助金の効果測定の方法	①補助金の効果測定の方法に記載のとおり		
補助対象経費 補助率	②補助対象経費に記載のとおり 補助対象経費の1/2以内 (限度額)フアイールド検定用計画交配:23,000 円、生産育成:42,000 円、親子判定:9,800 円、フアイールド検定:73,000 円		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移 当初予算額(千円) 決算額(千円) 交付件数(件)	平成 30 年度 12,759 10,786 325	令和元年度 12,759 12,318 371	令和 2 年度 12,759 13,498 387

①補助金の効果測定の方法について

県基幹種雄牛の作出件数(県基幹種雄牛と指定された雄牛の頭数)により補助金の効果測定を実施している。過去4年間の作出件数は以下のとおりである。

【県基幹種雄牛の作出件数】

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
作出件数	1頭	1頭	0頭	1頭
名前 (はるまちしらきよ)	春待白清	広清 (ひろきよ)	—	忠光安 (ただみつやす)

②補助対象経費について
 直接検定³により選抜された種雄候補牛と雌牛を交配させて検定用子牛を生産・育成し、その枝肉情報を基に種雄候補牛の能力を推定するフールド検定(現場後代検定)に要する経費が、補助対象経費である。

【補助対象経費】

事業区分	補助対象経費	補助金の額
1 フールド検定用計画 交配事業	フールド検定用子牛を生産するため、直接検定で選抜された種雄候補牛を交配するのに要する経費	1頭につき23,000円 以内の額
2 フールド検定用子牛 生産育成事業	交配によってフールド検定用子牛を生産し、育成するのに要する経費	1頭につき42,000円 以内の額
3 フールド検定用子牛 親子判定検査	生産・育成されたフールド検定用子牛に係る親子判定検査に要する経費	1頭につき9,800円 以内の額
4 フールド検定	生産・育成されたフールド検定用子牛を肥育するのに要する経費	1頭につき73,000円 以内の額

(出所: 交付要綱別表(第2, 第4関係))

(2) 監査の結果及び意見

【意見 38】事業完了確認調書について

県では、補助金の執行実績を確認するため、青森県おおもりの牛改良促進対策事業完了確認調書(以下、この項において「確認調書」という。)を作成し、事業区分に応じて関係書類を確認している。当該確認調書の様式は青森県財務規則に定める工事検査様式(第95号様式)を準用する形で、農林水産部内で県補助事業に使用する共通様式として、平成21年度に定めたものである。

確認調書を読覧したところ、各確認調書ごとに確認した関係書類が異なる場合や、確認した関係書類を確認調書へ具体的に記載していない場合が見受けられた。確認調書の様式を定めてから時間が経過しており、確認を実施する県民局ごとに様式が異なってきたことによるものと思われる。

確認漏れを防止するためにも、今一度確認調書の様式を明確に定め、各県民局に通知することが望ましい。

³ 直接検定とは、種雄候補牛を適正に育成し、検定期間中の増体量、飼料摂取量、飼料効率等を計測する手法である。

38. 林業労働力確保支援センター事業費補助(林政課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	林業労働力確保支援センター事業費補助		
所管課	林政課		
交付開始年度	平成10年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県林業労働力確保支援センター事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	公益社団法人おおもりの農林業支援センター (令和3年度からは公益社団法人青森県林業会議)		
補助金の目的	林業労働力の確保・育成		
補助金の効果測定の方法	事業の実施回数、件数等の実績や、林業の職種に係る求人、求職の状況等を測定指標としている。 「②事業対象メニュー毎の実施回数、件数等の実績」に記載のとおり		
補助対象経費	「①補助対象経費と補助金の額」に記載のとおり		
補助率	「①補助対象経費と補助金の額」に記載のとおり		
財源	基金繰入金(森林整備担い手対策基金)及び国交付金		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	26,773	27,259	25,921
決算額(千円)	26,035	27,175	25,135
財源			
国庫支出金(※1)	430	430	430
繰入金	25,604	26,744	24,704
交付件数(件)	1	1	1

(※1): 林業成長産業化総合対策交付金

①補助対象経費と補助金の額

【図表 補助対象経費と補助金の額】

補助対象経費		補助金の額
1 森林整備担い手対策推進事業費		
(1) 職業病健康診断助成事業費 林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部(以下「林業防具支部」という。)が行う職業病健康診断(雇用労働者)に要する経費について補助するものに要する経費	第1次検診料の4分の1以内の額	
(2) 蜂刺抗体検査推進事業費 林業防具支部が行う蜂刺され抗体検査等に要する経費について補助するものに要する経費	蜂刺され抗体検査等を行うのに要する経費の2分の1以内の額	
(3) 伐木等業務安全衛生再教育事業費 チェーンソー特別教育修了後 5 年以上経過した技能者に対し、チェーンソー等安全作業技術・技能研修を実施するのに要する経費	事業費の 10 分の 10 以内の額	
(4) 林退共掛金助成事業費 青森県林業従事者福利厚生対策事業実施要領(平成 6 年 9 月 28 日制定)に基づいて林業退職金共済事業青森県支部が行う林退共掛金助成事業に要する経費について補助するものに要する経費	林退共掛金の 5 分の 1 以内の額、事務費は、200 千円以内の額	
(5) 高性能林業機械作業システム等研修事業費 高性能林業機械作業システムを中心とした研修を行うのに要する経費	事業費の 10 分の 10 以内の額	
(6) 素材生産安全対策推進事業費 青森県素材生産安全対策推進事業実施要領(令和 2 年 3 月 30 日制定)に基づいて保護具等の購入に要する経費について補助するものに要する経費	防護スボ 購入に要する経費又は 1 人当たり 13,000 円 のいずれか低い額以内の額 林業用ウェア 購入に要する経費又は 1 人当たり 15,000 円 のいずれか低い額以内の額 安全靴 購入に要する経費又は 1 人当たり 14,000 円 のいずれか低い額以内の額 保護帽 購入に要する経費又は 1 人当たり 8,000 円	

補助対象経費

補助金の額

(7) 未来の林業を担う人材獲得事業費 高校生や大学生等を対象とした林業の「こと」体験会の開催に要する経費	のいずれか低い額以内の額 事業費の 10 分の 10 以内の額
(8) 林業「働き方改革」推進事業費 林業における働き方改革を推進するため、林業事業者を対象とした雇用環境の改善に係る相談会の開催に要する経費	事業費の 10 分の 10 以内の額
2 林業労働災害防止対策事業費	
(1) 安全巡回指導事業費 林業防具支部が行う安全衛生指導員による作業現場を中心とした巡回指導の実施に要する経費について補助するものに要する経費	巡回指導の実施に要する経費の 2 分の 1 以内の額
(2) 事業体安全管理手法等指導事業費 先山(伐採現場)における災害防止のため事業主に対する講座を開催するものに要する経費	事業費の 10 分の 10 以内の額
3 管理運営費 (1) 人件費 (2) 運営事務費	当該経費の 10 分の 10 以内の額

(出所:交付要綱別表)

②事業対象メニュー毎の実施回数、件数等の実績
ア.職業病健康診断助成事業

【図表 検診料助成実績】

(単位:人)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
受診数	833	820	809	832	811

(出所:林政課作成資料より監査人が作成)

イ. 林退共掛金助成事業

【図表 助成実績の推移】

(単位:事業体、千円)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
事業体数	62	60	60	62	62
労働者数	603	616	611	640	645
助成額	6,707	7,051	6,609	6,959	6,609

(出所:林政課作成資料より監査人が作成)

ウ. 伐木等業務安全衛生再教育事業

【図表 受講者数の推移】

(単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
受講者数	132	106	80	65	57

(出所:林政課作成資料より監査人が作成)

エ. 蜂抗体検査促進事業

【図表 受診者数の推移】

(単位:事業体、人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
事業体数	63	71	75	73	83
受診者数	1,200	1,284	1,365	1,334	1,314

(出所:林政課作成資料より監査人が作成)

オ. 安全巡回指導事業

【図表 巡回の実績】

(単位:事業体、回)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
巡回事業体数	60	95	63	87	87
巡回指導回数	63	95	125	121	124

(出所:林政課作成資料より監査人が作成)

カ. 事業体安全管理手法等指導事業

【図表 参加者数の推移】

(単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
参加者数	56	35	44	78	28

(出所:林政課作成資料より監査人が作成)

キ. 高性能林業機械作業システム等研修事業費

【図表 参加者数の推移】

(単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
参加者数	9	12	11	10	10

(出所:林政課作成資料より監査人が作成)

ク. 素材生産安全対策推進事業(防護衣着用推進事業(H29～R元))

【図表 支援者数の推移】

(単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
支援者数	—	149	149	99	100

(出所:林政課作成資料より監査人が作成)

ケ. 未来の林業を担う人材獲得事業

年度	開催日	開催場所	参加者数	内容
H30年度	H30.8.11	階上町	20人	チェーンソーによる伐倒及び高性能林業機械(プロセッサ、フオワード)の操作
R元年度	R元8.22	階上町	27人	
	R元8.24	平内町	7人	
R2年度	R2. 9.18	平内町	30人	五所川原農林高校の生徒を対象としたチェーンソー及び林業機械の操作等
	R2. 10.8	五所川原市	35人	五所川原農林高校の生徒を対象としたチェーンソーによる伐倒等
	～ R2. 10.9			
	R2. 10.22	十和田市	31人	三本木農業高校の生徒を対象としたチェーンソー及び林業機械の操作等
	R2. 12.10	平川市	25人	柏木農林高校の生徒を対象としたチェーンソーによる操作等
	R3. 1.28	南部町	33人	名久井農業高校の生徒を対象としたチェーンソーによる操作等

(出所:林政課作成資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 39】補助対象経費や補助金の額に関する明確な規定について

令和2年度において、公益社団法人あおもり農林業支援センター（以下、この項において「センター」という。）は、林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に定める林業労働力確保支援センターに指定されており、センターは県からの補助を受け、事業主体として各種事業を実施している。事業のうち素材生産安全対策推進事業については、センターが事業に関する事務処理要領を定め、保護具等を購入した事業主に補助金を交付している。

補助金の額は、県の交付要綱に従って定められているが、運用上は補助金額が千円未満切り捨て、購入経費は消費税を含まない金額で補助している。

しかし、補助対象経費に消費税相当額が含まれないこと、および、補助金額はそれぞれ千円未満切り捨てで計算されることについては、県の交付要綱及びセンターの事務処理要領上明確に定められておらず、事務処理要領に定める様式のうちの「別表」の表中に、補助対象品目について税抜価格を記入することや補助金額が千円未満切り捨てで記入するよう指示されているのみであった。

影響額は少額ではあるが、補助対象経費に消費税相当額が含まれないこと、および、補助金額はそれぞれ千円未満切り捨てで計算されることは、センター及び補助対象者にとっても重要な情報であり、明確に定めることが望ましいと考える。

事務処理要領において上記の点を明確に定めるよう、センターに対し、県が適切に指導することが望ましい。

39. 漁業近代化資金利子補給費補助（水産振興課）

(1) 補助金の概要

補助金の名称	漁業近代化資金利子補給費補助		
所管課	水産振興課		
交付開始年度	昭和44年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	漁業近代化資金融通法 漁業近代化資金融通法施行令 漁業近代化資金融通法施行規則 青森県漁業近代化資金利子補給規則		
主な補助対象者	「①融資機関について」に記載のとおり		
補助金の目的	漁業者等に対し水産業協同組合等が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、利子補給を行う措置等を講ずることとし、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。		
補助金の効果測定 の方法	融資実績（過去3年間の実績は下記「②漁業近代化資金承認実績」に記載のとおり）		
補助対象経費 補助率	「③漁業近代化資金利子補給率」に記載のとおり		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	24,532	29,455	34,727
決算額(千円)	20,696	25,480	31,750
交付件数(件)	1	1	1

①融資機関について

補助対象者は漁業近代化資金融通法第2条2項に定める「融資機関」であり、以下に記載のとおりである。

ア. 水産業協同組合(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
イ. 水産業協同組合第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合
ウ. 水産業協同組合第93条第1項第1号の事業を行なう水産加工業協同組合
エ. 水産業協同組合第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会

オ. 農林中央金庫

(出所: 漁業近代化資金融通法第2条2項)
なお、県が実際に融資している融資機関は漁業協同組合連合会である「東日本信用漁業協同組合連合会」のみである。

② 漁業近代化資金種目別承認実績(融資実績)

(単位: 千円)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人施設	25	275,850	52	516,630	49	453,220
共同利用施設	15	500,960	18	469,824	18	425,690
合計	40	776,810	70	986,454	67	878,910

(出所: 水産振興課作成資料より監査人が作成)

③ 漁業近代化資金利子補給率

(令和3年 10 月 18 日現在)

区分	融資機関	利子補給率(%)
個人施設	漁協・信漁連	1.30
		【20トン以上漁船】 【1.25】
	農林中金	1.10
		【20トン以上漁船】 【1.05】
共同利用施設	信漁連・農林中金	0.70

(出所: 漁業近代化資金利子補給率(令和3年 10 月 18 日現在)より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見
該当なし。

40. 漁業経営維持安定資金利子補給費補助(水産振興課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	漁業経営維持安定資金利子補給費補助		
所管課	水産振興課		
交付開始年度	昭和 51 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	漁業経営維持安定資金の円滑な融通のためのガイドライン(水産庁長官通知) 青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則(以下、この項において「利子補給規則」という。) 青森県漁業経営維持安定資金事務取扱要領 青森県漁業経営再建計画認定要綱		
主な補助対象者	「①融資機関について」に記載のとおり		
補助金の目的	「②補助金の目的」に記載のとおり		
補助金の効果測定の方法	「③補助金の効果測定の方法」に記載のとおり		
補助対象経費	融資機関が融資した漁業経営維持安定資金に係る利子額		
補助率	利子補給率 1.25%(平成 30 年度～令和2年度実績) 利子補給率=基準金利-貸付利率 国から通知のあった基準金利と貸付利率の差を利子補給率としている。		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度 令和元年度 令和2年度		
当初予算額(千円)	4,695	3,685	2,609
決算額(千円)	3,761	2,731	1,580
交付件数(件)	1	1	1

① 融資機関について

補助対象者は利子補給規則に定める「融資機関」であり、以下に記載のとおりである。

ア. 水産業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合連合会
イ. 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合
ウ. 農林中央金庫
エ. 銀行
オ. 信用金庫

カ. 信用協同組合

(出所:利子補給規則 第2条1項3号)

なお、実際に融資している融資機関は漁業協同組合連合会である「東日本信用漁業協同組合連合会」のみである。

②補助金の目的

漁業経営の維持が困難となっている中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要な資金の融通を円滑にする事を目的としている。具体的には、中小漁業者が漁業協同組合に対して有している購買未収金の返済が困難である場合、融資機関に借換える事により購買未収金を返済し、利子負担の軽減や漁業協同組合からの購買を円滑にする事を目的としている。

③補助金の効果測定の方法

漁業経営維持安定資金の借入者数により補助金の効果測定を実施している。令和2年度上期及び下期の漁業経営維持安定資金承認年度別の借入者数(件数)、期首融資残高、期末融資残高、融資平均残高及び利子補給額は以下のとおりである。

ア. 令和2年度上期

承認年度	件数	期首融資残高(千円)	期末融資残高(千円)	融資平均残高(円)	具利子補給額(円)
平成 21 年	34	116,752	103,189	55,675,098	695,938
平成 22 年	2	3,280	3,280	1,635,506	20,443
平成 23 年	1	16,000	16,000	7,978,082	99,726
平成 27 年	5	10,910	6,820	4,622,931	57,786
計	42	146,942	129,289	69,911,617	873,893

イ. 令和2年度下期

承認年度	件数	期首融資残高(千円)	期末融資残高(千円)	融資平均残高(円)	具利子補給額(円)
平成 21 年	31	103,189	60,562	44,324,942	554,061
平成 22 年	2	3,280	2,360	1,550,136	19,376
平成 23 年	1	16,000	8,000	7,167,123	89,589
平成 27 年	4	6,820	6,820	3,438,027	42,975
計	38	129,289	77,742	56,480,228	706,001

(出所:「令和2年度上期及び下期漁業経営維持安定資金承認年度別利子補給額」より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見
該当なし。

41. 試験船なつどまり代船建造事業費補助(水産振興課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	試験船なつどまり代船建造事業費補助		
所管課	水産振興課		
交付開始年度	令和2年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	令和2年度青森県試験船なつどまり代船建造事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	地方独立行政法人青森県産業技術センター		
補助金の目的	ホタテガイ養殖業をはじめとする陸奥湾の水産業の維持安定を図るため		
補助金の効果測定 の方法	竣工の翌年度(令和4年度)の調査結果情報発信の回数(38回)		
補助対象経費	代船の設計に要する経費		
補助率	補助対象経費の10/10 限度額 5,879千円		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	—	—	5,879
決算額(千円)	—	—	5,879
交付件数(件)	—	—	1

(2) 監査の結果及び意見

【意見40】補助対象者における委託先の選定について

県は、交付要綱に基づき補助事業主体である地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下、この項において「産業技術センター」という。)から実績報告書の提出を受け、その審査を実施した。その審査の過程において、県は、実績報告書に添付して提出された見積書が一方のみであったにも関わらず、委託先の選定が見積合わせや競争入札により行われたかどうかに関する確認を行っていないかった。

その理由について、県は、産業技術センターは地方独立行政法人であり、業務の執行にあたっては県の規定に準拠することになっているため、委託先の選定における競争性は、産業技術センターの規定に基づいて適切に確保されることを想定していた旨、回答している。

しかし、県に提出された見積書は一方のみであり、一方随意契約の可能性を疑うべき状況であったことからすれば、契約先の選定方法について産業技術センターに問い合わせて

うべきだったと考える。

なお、今回の包括外部監査において監査人からの質問に回答するため、県が産業技術センターへ確認したところ、公募(プロポーザル)方式にて競争性が確保されていたことが判明している。しかし、県がこのことについて認識していなかったことは問題である。

補助金の経済性を確保するため、県は補助対象者に対し原則として競争入札又は見積り合わせによる調達を指導し、実績報告の審査等において競争性が確保されたことを確認するべきである。また、それらを実施できない合理的な理由がある場合には、随意契約理由書の作成を求め、内容の検討及び承認を行うことが望ましい。

【意見41】補助対象経費について

交付要綱において、補助金の交付の対象となる経費(以下、この項において「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、以下のとおり定められている。

区分	補助対象経費	補助金の額
設計費	1.試験船なつどまりの代船を建造するための設計委託費 2.試験船なつどまり代船建造設計業務委託の事務に要する次に掲げる経費 基本設計業務企画提案競技審査委員依頼旅費、消耗品費、通信運搬費、その他事業に必要な経費	左の経費に相当する額又は、5,879千円のいずれか低い額

補助金の額は、補助対象者である産業技術センターが基本設計業務を委託した場合の見積書及び経費積算に基づき決定している。その内訳は以下のとおりである。

科目	内訳	数量	単位	単価	金額(円)	金額(千円)
1.試験船なつどまりの代船を建造するための設計委託経費						
委託費	設計委託費	1	式	5,814,190	5,814,190	5,815
				小計	5,814,190	5,815
2.試験船なつどまり代船建造設計業務委託の事務経費						
旅費	依頼旅費(青森市 長島～水総研)	1	人	1,200	1,200	2
	依頼旅費(青森市 奥内～水総研)	1	人	1,775	1,775	2
需用費	A4コピー用紙	2	箱	3,667	7,334	8
	プリンタートナー	1	本	36,850	36,850	37
役務費	通信運搬費	12	ヶ月	1,200	14,400	15
				小計	61,559	64
				総合計	5,875,749	5,879

(出所:経費積算内訳より監査人が作成)

令和2年度青森県試験船なつどまり代船建造事業費補助金事業完了実績報告書のうち、事業実績及び経費の配分が記載された補助事業実績書を閲覧したところ、経費の配分について以下のとおり記載されていた。

(単位:円)

事業内容	補助事業に要する経費	補助対象経費	備考
1.試験船なつどまりの代船を建造するための設計委託	5,814,190	5,814,190	
2.試験船なつどまり代船建造設計業務委託の事務	64,810	64,810	

この2.試験船なつどまり代船建造設計業務委託の事務64,810円のうち、旅費交通費として計上された1,625円を除く63,185円は消耗品費として計上されていた。その内訳は以下のとおりである。

No.	品名	数量	単位	単価	金額
1	修正テープ トホ [®] CT-YX6 10個人	1	箱	2,800.00	2,800
2	ホストイット XJ-ED 6801RH-K	3	箱	2,009.00	6,027
3	ホストイット XJ-ED 5001-G	1	箱	1,736.00	1,736
4	ホストイット XJ-ED 5001-P	1	箱	1,736.00	1,736
5	ホストイット XJ-ED 5001-Y	1	箱	1,736.00	1,736
6	コンピューター定規 西敬 CLR-150 15cm 10本入	1	箱	1,125.00	1,125
7	ホストイット XJ-ED 6542-K	3	箱	2,925.00	8,775
8	ホストイット XJ-ED 6562-K	3	箱	2,340.00	7,020
9	ホストイット XJ-ED 680RN-1 10パック入	1	箱	2,760.00	2,760
10	ホストイット XJ-ED 680RN-2 10パック入	1	箱	2,760.00	2,760
11	ホストイット XJ-ED 680RN-3 10パック入	1	箱	2,760.00	2,760
12	ジェットストリーム 三菱鉛筆 SXN15005 黒 10本入	2	箱	1,095.00	2,190
13	ジェットストリーム 三菱鉛筆 SXN15007 黒 10本入	2	箱	1,095.00	2,190
14	ジェットストリーム 三菱鉛筆 SXN15007 青 10本入	2	箱	1,095.00	2,190
15	油性ペーパー ゼブラ MO-150-MC-BK 黒 10本入	1	箱	1,095.00	1,095
16	スタンプ専用補充インキ サッポロ Q1-20 黒	6	本	262.00	1,572
17	ホッチキス MAX HD-10NX プルーフ	5	個	270.00	1,350

(単位:円)

No.	品名	数量	単位	単価	金額
18	レバーナイフ NIZ 7-300NB	10	冊	342.00	3,420
19	カッターナイフ HA-2B	10	本	84.00	840
20	カッターナイフ用替刃 HA-100SN	1	個	130.00	130
21	格子柄台ふきん 10枚入 6534-5085	1	P	460.00	460
22	クツジョ封筒 B120J	30	P	198.00	5,940
				消費税	6,056
				小計	66,623
				青森県産業技術 センター負担分	△3,438
				合計	63,185

交付要綱における補助金の金額を決定するに当たり使用された事務経費と上記実績を比較すると、明らかに異なる内容の事務経費が消耗品費として計上されていた。需用費としての使用を見込んでいたA4コピー用紙やプリンター用インク、役務費としての使用を見込んでいた通信運搬費が、ポストイット、鉛筆、ホッチキス、レバーナイフ、カッターナイフ等の使用に変更されていたのである。また、業務委託の事務を実施するにあたり、サイズ、色の違いこそあれポストイット15箱、鉛筆6箱、ホッチキス5本、レバーナイフ10冊、カッターナイフ10本等を使用する必要があったのかどうかも疑問を抱かざるを得ない。

所管課からは、関係書類を閲覧突合した結果、補助対象経費として適正であると判断した旨の回答を得ているが、少なくとも消耗品費が補助対象経費として必要とした合理的な理由を産業技術センターに求め、県としてその合理性を判断することが望ましい。

42. ひらめ放流手法改良調査事業費補助(水産振興課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	ひらめ放流手法改良調査事業費補助
所管課	水産振興課
交付開始年度	平成29年度
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県ひらめ放流手法改良調査事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)
主な補助対象者	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会
補助金の目的	ヒラメ種苗のより効果的な放流手法への移行を図るため。
補助金の効果測定の方法	「①補助金の効果測定の方法」に記載のとおり
補助対象経費	協会が行うひらめ放流手法改良調査事業のうち次に掲げる経費 ・旅費、需用費、使用料及び賃借料、委託料
補助率	補助対象経費の1/3 限度額 9,594千円
財源	一般財源のみ

当初予算額、決算額、交付件数の推移 当初予算額(千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額(千円)	9,283	9,369	9,594
交付件数(件)	1	1	1

①補助金の効果測定の方法について
ヒラメ種苗放流数、ヒラメ漁業数量によって効果測定を実施している。過去4年間の実績は以下に記載のとおりである。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総生産尾数(*1)	101万尾	103万尾	132万尾	97万尾
標識放流尾数(*2)	3万尾	3万尾	3万尾	3万尾
標識放流場所(*3)	つがる市沖	つがる市沖	三沢市沖	三沢市沖
標識放流サイズ(*4)	51mm	53mm	68mm	100mm

(*1) 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会がヒラメ種苗を育成、放流した総放流数である。
(*2) 生産した一部の人工種苗について、ヒラの一部をカット(標識魚)して放流した尾数である。
なお、市場調査の結果、鱒ヶ沢魚市場及び八戸魚市場において、標識魚の水揚げが確認さ

れている。

(*3) 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会では、これまでの分散放流(48 カ所)を見直し、餌が豊富な河口周辺の砂浜域 16カ所に種苗を集中放流することとした。

(*4) 公益社団法人青森県栽培漁業振興協会が放流しているヒラメの人工種苗は、天然稚魚よりも小型サイズのものが大半であり、他魚種からの食害や餌料不足等によって放流された人工種苗の生残率が低下している懸念があった。そこで、本補助事業により天然稚魚と同等以上のサイズの人工種苗を生産する事としたため、標識放流サイズが平成 29 年度から大きくなっている。

なお、令和2年度の決算額が 3,776 千円と予算額 9,594 千円と比較して極端に少ないのは、ヒラメの産卵期に海水を引き込んでいた管が根詰まりを起こした事により使用できる海水量が減少し、ヒラメの稚魚の生産数が減少した事によるものである。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 42】実績報告書について

交付要綱では実績報告書について以下のとおり定められている。

(実績報告書)	第9 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日から起算して 30 日を経過した日又令和3年4月2日の「いずれかい早い」期日までに、事業実績(廃止)報告書(第 8 号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
(1) 事業実績報告書(第2号様式)	
(2) 収支精算書(第3号様式)	
(3) その他知事が必要と認める書類	

(出所:交付要綱)

令和2年度青森県ひらめ放流手法改良調査事業実績報告書の2.事業内容及び経費の配分(2)事業実績及び経費の配分について以下のとおり報告があった。

地域	事業の内容	事業の規模及び内容	総事業費	左の経費の負担区分	
				県補助金	その他
県全域	1. 餌料培養	タンノ、ラムシ、アルテミアの培養	円	円	円
	2. 仔稚魚飼育	生物餌料、配合給餌による飼育	11,326,556	3,775,518	7,551,038
	3. 稚魚運搬放流	稚魚運搬及び放流			
	4. 親魚養成	親魚の加温			
	計		11,326,556	3,775,518	7,551,038

(出所:令和2年度青森県ひらめ放流手法改良調査事業実績報告書より監査人が作成)

総事業費 11,326,556 円の内訳とその証拠書類として総勘定元帳と支出(仕訳)伝票が添付されていたが、領収書、請求書等の添付はされず、その確認もされていなかった。総勘定元帳や支出(仕訳)伝票は領収書、請求書等に基づいて作成した資料に過ぎない。

補助対象経費が実際に発生し、支払ったかどうかの確認は、領収書、請求書の提出を求め、閲覧することが望ましい。

43. 八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助(港湾空港課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助		
所管課	港湾空港課		
交付開始年度	平成 26 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	令和2年度青森県八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	八戸港国際物流拠点化推進協議会(以下、この項において「協議会」という。)		
補助金の目的	八戸港の利用促進を図るため		
補助金の効果測定 の方法	コンテナ貨物取扱量		
補助対象経費	①補助対象経費及び補助金の額について記載のとおり		
補助率	「①補助対象経費及び補助金の額について」に記載のとおり		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	36,000	19,000	19,000
決算額(千円)	36,000	8,386	10,851
交付件数(件)	1	1	1

①補助対象経費及び補助金の額について

協議会は、地域における貿易活動の拡大に寄与するとともに、八戸港コンテナ定期航路のさらなる利用促進を図ることを目的に、八戸港におけるコンテナ輸出入に要する経費の一部の補助(八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金(以下、この項において「協議会補助金」という。))を行っており、協議会補助金の一部を県と八戸市が負担している。協議会は、県及び八戸市、金融機関、運送事業者等で構成されている。

補助事業の負担割合は県 2/3、市 1/3 で、その他に一部協議会が独自に補助している部分がある。

補助対象経費	補助金の額
新規、増加貨物補助事業	前年同期間と比較した貨物量の増加量 1TEU 当たり 10 千円。(京浜港を経由した場合には増加量 1TEU 当たり 12.5 千円。)
八戸港と貨物の荷受人又は荷受人との距離が直線で 50km 以上離れている場合で、次のいずれかに該当するもの。 ①前年同期間に八戸港の利用実績がないこと。 ②台湾、香港、東南アジア諸国連合向け県産農林水産物(加工品を含む。)の輸出であること。	ただし、1 荷主当たりの補助限度額は 2,500 千円とする。
陸送費補助事業	輸送に要するトラック、トレーラー等での輸送料及び付帯する経費(荷役料、倉庫保管料等を除く。)の 3分の 1 以内の額。ただし、1TEU 当たりの補助限度額は 15 千円、1 荷主当たりの補助限度額は 400 千円とする。
リーフアークコンテナ補助事業	前年同期間と比較したリーフアークコンテナ貨物量の増加量 1TEU 当たり 2.5 千円。ただし、1 荷主当たりの補助限度額は 250 千円とする。 なお、増加貨物量の累計が 61TEU 以上を対象とする。

(出所:交付要綱)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 43】消費税に関する規定について

協議会による補助金の交付は、協議会が作成する「令和2年度八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金交付要領」(以下、この項において「協議会要領」という。)によっている。この協議会要領には、陸送費補助事業(協議会要領第2条第1項第4号)に対する補助金について、「消費税及び地方消費税(以下、この項において「消費税等」という。))に係る仕入控除税額(以下、この項において「消費税等仕入控除税額」という。))があった場合は、その一部又は全額の返還を請求する旨の規定がある。

(消費税等仕入控除税額)

第 9 条 申請者は、第 2 条第 1 項第 4 号に定める補助事業について、補助金の交付の申請及び実績の報告をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額)に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額するものとする。ただし、申請及び報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 申請者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税額の確定報告書(別記第 9 号様式)を会長に提出するものとする。

3 会長は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(出所: 協議会要綱)

これに対し、県の交付要綱(令和 2 年度版)には、消費税等仕入控除税額に係る規定はない。しかし、県補助金を原資とする協議会補助金において、荷主から協議会に返還される金額があるのであれば、それを協議会に対して県に返還を求めべきである。

したがって県は、協議会において荷主から協議会補助金の返還があった場合には、速やかに県に報告することを求めること、相応の額の返還を行うこと等について県の交付要綱等の文書に定め、協議会と認識を共有する必要があると考える。

ところで、八戸市の令和 2 年度包括外部監査結果報告書において、上記と同趣旨の意見が報告されており、八戸市とはほぼ同内容の交付要綱を定める県においても、その措置が図られたことである。

その結果として「令和 3 年度青森県八戸港コンテナ貨物集貨促進事業費補助金交付要綱」には、以下の規定が置かれている。しかしこの要綱の規定では、協議会補助金において荷主から協議会に返還される金額があっても、それを協議会に対して県に返還を求めることができる規定になっていない。

(消費税等仕入控除税額)

第 9 条 補助対象者は、補助金の交付の申請及び実績の報告をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額)に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額するものとする。ただ

し、申請及び報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税額の確定報告書(第 7 号様式)を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(出所: 令和 3 年度青森県八戸港コンテナ貨物集貨促進事業費補助金交付要綱)

県の交付要綱にある「補助事業者」は協議会を指しており、この要綱における補助対象経費とは、協議会が荷主に交付した補助金であり、そこに消費税等相当額は含まれていない。したがって、協議会補助金において荷主から協議会に返還される金額があっても、県の交付要綱の規定を根拠に、県が協議会に対してその返還を求めるとはできないと解される。

県は、協議会において荷主から協議会補助金の返還があった場合には、速やかに県に報告することを求めること、および返還額のうち県補助金に対応する額の返還を行うこと等について県の交付要綱等の文書に定め、協議会と認識を共有する必要があると考える。

44. 消防対策振興事業補助(消防保安課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	消防対策振興事業補助		
所管課	消防保安課		
交付開始年度	昭和 23 年度(事業開始年度)		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県消防対策振興事業補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	公益財団法人青森県消防協会		
補助金の目的	消防団活動の一層の活性化により、地域防災力の向上を図るため		
補助金の効果測定 の方法	特段の成果指標(KPI)は設けられていない。		
補助対象経費	①補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
補助率	①補助対象経費、補助金の額について」に記載のとおり		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	3,000	3,000	3,000
決算額(千円)	3,000	3,000	3,000
交付件数(件)	1	1	1

①補助対象経費、補助金の額について
補助金の交付に関する詳細は、交付要綱に定められており、補助対象経費、補助金の額は以下のとおりである。

ア. 補助対象経費

- ・消防功労者等の表彰事業
- ・火災予防思想の普及、宣伝及び啓発事業
- ・消防新聞「消防青森」の発行事業
- ・殉職消防団員の慰霊祭開催事業
- ・消防団研修会奨励事業
- ・女性消防団員活動活性化事業
- ・消防操法大会開催事業
- ・消防団加入促進事業

イ. 補助金の額
補助対象経費の合計金額の 1/2 に相当する額又は 3,000,000 円のみずれが低い額
以内の額

(2) 監査の結果及び意見

【意見 44】補助対象経費の使用実績や効果の把握について

県は、補助金対象経費の使用目的や金額の合理性に関する確認は適切に実施しているが、以下に記載のとおり具体的な補助対象経費の使用実績や効果を把握していない。

まず、火災予防思想の普及、宣伝及び啓発事業において、令和2年度は防火チラシを592,000枚作成・配布し防火思想の普及を図っているが、具体的な何枚配布したかの実績を把握していない。

また、消防団加入促進事業において、令和2年度は絆創膏を5,000枚作成・配布し消防団員加入促進を図っているが、具体的に何枚配布したかの実績を把握していない。

さらに、消防新聞「消防青森」の発行事業において、令和2年度は消防新聞「消防青森」を20,000枚作成・配布し消防団員の家族に消防団活動の理解と協力を得ることを図っているが、具体的に何枚配布したかの実績を把握していない。

補助対象経費の使用実績や効果を把握し、補助金の有効性を確認することが望ましい。

45. 防災ヘリコプター運航調整交付金補助(消防保安課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	防災ヘリコプター運航調整交付金補助		
所管課	消防保安課		
交付開始年度	平成7年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県防災ヘリコプター運航調整交付金補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	青森県防災ヘリコプター連絡協議会(以下、この項において「連絡協議会」という。)		
補助金の目的	各消防本部から防災航空隊員(総員 10名)を派遣した後の消防本部が、消防業務を円滑に行うために雇用した臨時職員の賃金や他職員の時間外手当を充当するため。		
補助金の効果測定の方法	特段の成果指標(KPI)は設けられていない。		
補助対象経費	防災航空隊員派遣後の消防本部が消防業務を円滑に行うために雇用した臨時職員の賃金や他職員の時間外手当		
補助率	補助対象経費の合計金額又は 8,975 千円のみ、すなわち低い額以内の額		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	8,975	8,975	8,975
決算額(千円)	8,975	8,975	8,975
交付件数(件)	1	1	1

①連絡協議会の助成金について

本補助金は、青森県から連絡協議会を經由して、防災航空隊員を派遣した各消防本部へ助成金として交付される。連絡協議会から各消防本部に交付した助成金の対象隊員数、決算額及び交付数の推移は以下のとおりである。

【図表 助成金の対象隊員数、決算額及び交付数の推移】

決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付対象隊員数(人)	10	10	10
決算額(千円)	8,975	8,975	8,975
交付件数(件)	9	9	8

(出所:「事業実績書」より監査人が作成)

②事業実績書について

補助金の用途を示す事業実績書(令和2年度)の内容は以下のとおりである。

助成団体の名	派遣者	助成額(円)	助成金の用途
青森地域広域事務組合	1名	897,500円	時間外勤務手当
弘前地区消防事務組合	2名	1,795,000円	時間外勤務手当
八戸地域広域市町村圏事務組合	2名	1,795,000円	再任用職員給料
五所川原地区消防事務組合	1名	897,500円	時間外勤務手当
十和田地域広域事務組合	1名	897,500円	時間外勤務手当
下北地域広域行政事務組合	1名	897,500円	臨時職員賃金
三沢市	1名	897,500円	臨時職員賃金
北部上北広域事務組合	1名	897,500円	時間外勤務手当
合計	10名	8,975,000円	

(出所:「事業実績書」より監査人が作成)

助成団体は消防本部を管轄している団体であり、それぞれの団体において消防本部が組織されている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見45】時間外勤務手当の集計方法について

交付要綱に基づき補助対象者から提出された事業完了実績報告書において、助成金の使途内訳として時間外勤務手当の事業費決算金額が記載されている。当該金額を確認したところ、一部の助成団体において、派遣された防災航空隊員が所属していた部隊すべての時間外勤務手当が集計されており、防災航空隊員の派遣とは関係ない「時間外勤務手当が含まれていた。時間外勤務手当の集計方法を具体的に定めた規定が存在しない」ため、各消防本部においては、防災航空隊員の派遣とは関係ない「時間外勤務手当を含めて報告している」と考えられる。もし仮に、防災航空隊員の派遣とは関係ない「時間外勤務手当を除いた」時間外勤務手当を集計した結果、補助限度額未満であった場合は、交付する補助金の金額が異なる可能性がある。

防災航空隊員の派遣により発生した時間外勤務手当のみを集計できるように、経費集計方法に関するガイドラインを作成することが望ましい。

46. あおもり MICE 開催費補助(誘客交流課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	あおもり MICE 開催費補助		
所管課	誘客交流課		
交付開始年度	平成 28 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	令和2年度青森県大規模 MICE 補助金交付要綱(以下、この項に おいて「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	令和2年度青森県小規模 MICE 補助金交付要綱 ・延べ 100 人泊以上の会議や大会等を主催する企業、団体等(間 接補助: 県→観光連盟→MICE 主催者)。 ・延べ 10 人泊以上～99 人泊以下の研修・視察旅行等を主催する 企業、団体等(間接補助: 県→市町村→MICE 主催者)。		
補助金の目的	本県の延べ宿泊者数の増加により、地域経済への直接的な効果促 進を図るため。		
補助金の効果測定 の方法	補助金交付の件数		
補助対象経費	MICE 開催に要する経費(会場費、謝金、通信費、交通費、印刷製 本費、委託料、報償費、消耗品費、賄料)		
補助率	「①補助率」に記載のとおり		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	16,000	16,000	16,000
決算額(千円)	12,355	13,302	1,000
交付件数(件)	32	30	6

①補助率

ア. 大規模 MICE

県内宿泊施設に宿泊する延べ人数に応じ下記を上限に交付。

県外参加者の延べ宿泊者数	助成額(1件当たり)
100 人～299 人	30 万円
300 人～499 人	50 万円
500 人～999 人	70 万円
1,000 人～1,999 人	100 万円
2,000 人～2,999 人	200 万円

県外参加者の延べ宿泊者数	助成額(1件当たり)
3,000 人～	300 万円

(出所: 交付要綱より監査人作成)

イ. 小規模 MICE

補助対象経費の 50/100(限度額 10 万円)

②令和2年度予算額

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度の大規模 MICE 補助金を申請していた団体の辞退が続出した。同様の理由で、本来県外から本県を訪れる予定であった多くの修学旅行が修学旅行の延期・中止となりおおよそ多くの観光事業者、宿泊施設は経営面で大きな打撃を受けている。そのため、修学旅行の県内での開催を促進して県内観光事業、宿泊施設等への支援につながるため、修学旅行と同じく県内宿泊施設、交通事業者等の利用を前提としている「大規模 MICE 開催費補助金」の対象を拡大した。9月補正予算において、従来の大規模 MICE 開催費補助の予算額を削減し、その分を大規模 MICE 開催費補助(修学旅行分)の予算として計上した。

③令和2年度決算額、交付件数内訳

決算額(千円)	大規模 MICE	大規模 MICE (修学旅行分)	合計
交付件数(件)	300	700	1,000
	1	5	6

(出所: 令和2年度助成金申請団体一覧表より監査人作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 46】小規模 MICE 補助の対象市町村の特定化について

小規模 MICE 補助は、小規模 MICE を実施している市町村を対象に、市町村が交付した補助金に対し、県が補助金を交付するものである。事業実績を確認したところ、対象となっている市町村は現在では青森市のみであった。県としては、他市町村での制度創設に向けて主要市に働きかけているが、他市町村では DMIO(観光地域づくり推進法人)や観光コンベンション協会が小規模 MICE の誘致を実施しているケースもあり、市町村自体が小規模 MICE を実施することに消極的な傾向にある。補助金が特定市町村に限定されている状況は公平性の観点から問題である。

今後、DMIO や観光コンベンション協会など市町村以外の団体も補助金対象とするなど、実態に合わせた制度となるよう検討することが望ましい。

47. おおもり MICE 開催費補助(修学旅行分)(誘客交流課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	おおもり MICE 開催費補助(修学旅行分)		
所管課	誘客交流課		
交付開始年度	令和2年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	令和2年度青森県大規模 MICE 補助金交付要綱(以下、この項に おいて「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	青森県内で実施する修学旅行を運営する旅行会社		
補助金の目的	県内の修学旅行の需要を喚起し、県内の延べ宿泊者数を増加させ ることにより、地域経済への直接的な効果促進を図るため		
補助金の効果測定 の方法	補助金交付の件数		
補助対象経費	修学旅行の開催に要する経費(バス借り上げ料、会場費、謝金、通 信費、交通費、印刷製本費、委託料、報償費、消耗品費、賄料)		
補助率	【①補助率】に記載のとおり		
財源	国庫支出金のみ (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	—	—	—
決算額(千円)	—	—	12,200
交付件数(件)	—	—	120

①補助率

県内の宿泊施設に宿泊する延べ人数に応じ下記を上限に交付。

参加者の延べ宿泊者数	助成額(1件当たり)
10人～49人	5万円
50人～99人	10万円
100人～149人	15万円
150人～199人	20万円
200人～249人	25万円
250人～	30万円

(出所:交付要綱より監査人作成)

(2) 監査の結果及び意見
該当なし。

48. 榎方志功記念館管理運営費補助(青森県立美術館)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	榎方志功記念館運営事業費補助		
所管課	青森県立美術館		
交付開始年度	昭和49年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	榎方志功記念館運営事業費補助金交付要綱		
主な補助対象者	一般財団法人榎方志功記念館		
補助金の目的	一般財団法人榎方志功記念館が行う榎方志功画伯の作品の展示・公開等に要する経費を補助し、文化的価値が高く評価されている榎方志功画伯の作品を通じて本県の観光振興を図る。		
補助金の効果測定の方法	展示会の実施件数		
補助対象経費	臨時雇賃金、福利厚生費、報償費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、賃借料、保険料、諸謝金、租税公課、委託費、雑支出		
補助率	10/10 限度額 7,000 千円		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	7,000	7,000	7,000
決算額(千円)	7,000	7,000	7,000
交付件数(件)	1	1	1

①入館者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入館者数(人)	19,741	18,340	7,361

(出所：事業報告書より監査人作成)

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により入館者数が大幅に減少している。

(2) 監査の結果及び意見

【意見47】効果測定指標について

県では、本補助金の効果測定指標を展示会の実施件数としている。しかし、例年季節ごとに年4回の展示替えを行っており、展示会の実施件数が年によって増減するわけではない。展示会の実施件数が補助金の効果を客観的に表す指標とは言えないと考える。

本補助金の効果測定指標として、例えば入館者数など、補助金の目的である本県の観光振興に寄与する指標への変更を検討することが望ましい。

49. 原子力施設立地振興対策事業費補助(原子力立地対策課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	原子力施設立地振興対策事業費補助		
所管課	原子力立地対策課		
交付開始年度	平成 26 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県原子力施設立地振興対策事業費補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	原子力施設に係る立地・周辺市町村を除く25市町村 県が公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団(以下、この項において「むつ財団」という。)に補助金を交付し、同財団が対象市町村へ助成金を交付する。		
補助金の目的	原子力発電施設又は原子力発電関連施設の立地に伴う県内市町村の均衡ある地域振興を図るため。		
補助金の効果測定の方法	むつ財団が助成金を交付した市町村数		
補助対象経費	対象市町村が実施する「公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置」、「企業導入・産業活性化措置」、「福祉対策措置」、「地域活性化措置」、「防災・安全対策措置」に要する事業費、市町村補助、出資金及び基金造成費に対し、むつ財団が助成するのに要する経費		
補助率	むつ財団が助成するのに要する経費の合計額又は4億9千万円のいずれか低い額。		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	490,000	490,000	490,000
決算額(千円)	490,000	490,000	490,000
交付件数(件)	1	1	1

①公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団について

むつ財団は、平成元年3月に原子燃料サイクル事業者の協力のもとに青森県によって財団法人として設立され、平成25年4月に公益財団法人に移行した。この法人は、原子燃料サイクル施設の立地を契機とした地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のために必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等

における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

実施事業は主に3つあり、一般公募を中心に、青森県内の地域活性化や産業の育成・振興に関するプロジェクトに必要な助成を行う「地域・産業振興プロジェクト支援助成事業」、青森県内の原子力関係市町村以外の市町村が行う、施設整備・企業導入等に対する助成を行う「原子力施設立地振興対策事業」及び産業振興や地域づくりのための情報を収集・提供を行う「地域・産業振興情報収集提供事業」を実施している。このうち「原子力施設立地振興対策事業」が本件補助金の対象である。

②対象市町村に対する助成金交付限度額について

むつ財団から各市町村への助成金の交付限度額は、1対象市町村につき 14,000 千円又は助成対象経費の実支出額のうち、いずれか低い額以内の額である。
ただし、対象市町村が合併市町村の場合、14,000 千円に当該合併関係市町村数から1を引いた数に7,000 千円を乗じて得た額を加算した額又は助成対象経費の実支出額のうち、いずれか低い額以内の額である。

③助成対象市町村について

助成の対象となるのは、県内の原子力施設の立地市町村、隣接市町村及び隣々接市町村を除く市町村である。

【図表 令和2年度対象市町村、事業名および助成金額】

市町村名	事業名	助成金額(千円)
青森市	重度心身障害者移動支援(タクシー券等)対策事業	21,000
弘前市	高齢者インフルエンザ予防接種事業	28,000
八戸市	都市公園施設事業	21,000
黒石市	子どもの居場所づくり整備事業、市立小・中学校備品購入事業、名勝金平成園(澤成園)保存活用事業	14,000
五所川原市	高齢者インフルエンザ予防接種事業	28,000
つがる市	消防力強化資機材整備事業、観光施設等整備改修事業、小学校教師用教材整備事業、下水道施設改修事業	42,000
平川市	平川市国民健康保険診療所維持運営事業	28,000
今別町	ごみ収集運搬事業	14,000
蓬田村	蓬田村ふれあいセンター貯水槽等改修工事	14,000
外ヶ浜町	史跡大平山元遺跡総合活用整備事業、外ヶ浜中央病院運営事業	28,000

市町村名	事業名	助成金額(千円)
鯉ヶ沢町	公共施設整備事業	14,000
深浦町	深浦町国民健康保険深浦診療所運営事業	21,000
西目屋村	観光施設改修整備事業、車両機材購入事業	14,000
藤崎町	西豊田児童公園遊具設置事業、福祉バス購入事業	21,000
大鰐町	基幹産業育成事業(農業生産施設整備促進事業)、公共施設整備事業	14,000
田舎館村	村道舗装補修事業	14,000
板柳町	農道舗装整備事業	14,000
鶴田町	鶴田消防署救急車更新事業、鶴田町建設整備課 公用車更新事業	14,000
中泊町	GIS更新事業、中里中学校体育館暖房機更新工 事、防災無線拡声子局修繕工事、光ケーブル移設 工事、財務書類作成事業	21,000
三戸町	三戸中央病院運営事業	14,000
五戸町	ひばり野公園管理事業	21,000
田子町	教員用パソコン更新事業、農業者トレーニングセ ンター改修事業、健康づくり・介護予防のための健康 測定機器購入事業	14,000
南部町	道路維持補修事業	28,000
階上町	協働のまちづくり地区計画対象路線整備事業	14,000
新郷村	美郷館改修事業	14,000
	合計	490,000

(出所: 県資料より監査人が作成)

(2) 監査の結果及び意見

【意見 48】補助金交付先に関する検討内容について

補助金を交付する場合、その交付先について公平性が確保されている必要があり、補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か、検討が必要である。本件補助金制度は、県がむつ財団に補助し、同法人が当該補助金を原資に、対象市町村へ助成金を交付する仕組みとなっている。よって、補助金の交付先であるむつ財団が補助対象として適切か、県として検討が必要である。しかし、補助金交付要綱や交付決定に係る起案等、当該補助金の関連文書を閲覧したところ、この点について明確に説明した文書は見当たらなかった。

原子力立地対策課の担当者に質問したところ、むつ財団は本件補助金交付以前より、青森県内の地域活性化や産業の育成・振興に関するプロジェクト等を実施しており、同法人の助

成金に対して補助金を交付することで、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となり、補助金の目的である原子力発電施設又は原子力発電関連施設の立地に伴う県内市町村の均衡ある地域振興が達成できる旨、説明があった。

確かに上記の内容は、当該法人が補助対象として適切である理由として合理的であると考えるが、人事異動等で担当者が変わった場合の引継ぎや、法令等に基づいた事務の執行に関する第三者への説明のために、行政文書として残すことが望ましい。

【意見 49】補助金の積算根拠について

本件補助金の予算額は、「②対象市町村に対する助成金交付限度額について」に記載した1自治体当たりの助成金交付限度額を、全対象市町村について集計した額として積算されている。補助金額の積算根拠は明確になっていないことが望ましいが、補助金交付要綱や交付決定に係る起案等、当該補助金の関連文書を閲覧したところ、1自治体当たりの助成金交付限度額の根拠について明確に説明した文書は見当たらなかった。

原子力立地対策課の担当者に質問したところ、むつ財団は本件補助金交付以前より、青森県内の市町村に対する助成金を行っており、その実績金額を参考に積算されている旨、説明があった。

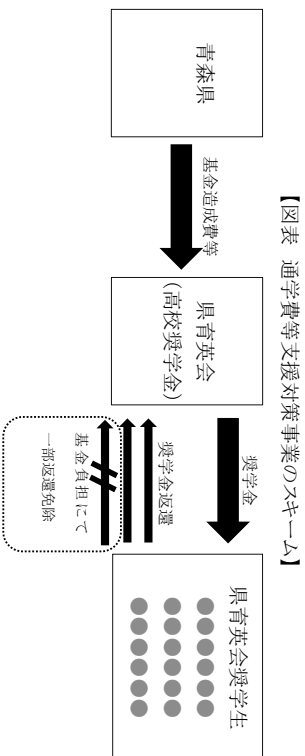
確かに上記の内容は、積算方法として合理的であると考えられるが、人事異動等で担当者が変わった場合の引継ぎや、法令等に基づいた事務の執行に関する第三者への説明のため、行政文書として残すことが望ましい。

50. 高等学校通学費等支援対策事業費補助(教職員課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	高等学校通学費等支援対策事業費補助		
所管課	教職員課		
交付開始年度	令和2年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	令和2年度青森県高等学校通学費等支援対策事業(基金)補助金(交付要綱)以下、この項において「交付要綱」という。) 青森県高等学校通学費等支援対策事業(基金)補助金実施要領(以下、この項において「実施要領」という。)		
主な補助対象者	公益財団法人青森県育英奨学会		
補助金の目的	全ての子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく将来に希望を持ち、一人一人が様々な選択肢の中から自分に合った教育を選択し、安心して勉学に打ち込めるよう、高校生等の通学費等に係る負担軽減を目的として、公益財団法人青森県育英奨学会の高校生奨学生のうち経済的に支援の必要な生徒の通学費等の一部について奨学金の返還を免除することとし、貸付原資の補填を行うための基金造成に要する経費を補助する事業である。令和2年度が開始年度となる。 具体的な事業スキームは「①通学費等支援対策事業のスキーム」に記載のとおり		
補助金の効果測定の方法	「④補助金の効果測定の方法」に記載のとおり		
補助対象経費	「②補助対象経費及び補助率、補助金の額」に記載のとおり		
補助率、補助金の額	「②補助対象経費及び補助率、補助金の額」に記載のとおり		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	—	—	100,000
決算額(千円)	—	—	100,000
交付件数(件)	—	—	2

①通学費等支援対策事業のスキーム
 通学費等支援対策事業のスキームは、県が公益財団法人青森県育英奨学会(以下、この項において「県育英会」という。)へ基金造成費を補助、県育英会が基金を造成し、基金の負担にて、将来における県育英会高校生奨学生の奨学金返還を一部免除するというものである。図示すると以下ようになる。



②補助対象経費及び補助率、補助金の額
 県が県育英会に行う補助の詳細は下表のとおりである。

【図表 補助対象経費及び補助率、補助金の額】

補助事業	補助対象経費	補助金の額
高等学校通学費等支援対策事業	(1) 高校奨学金貸与事業における通学費等返還免除制度の実施に係る基金の造成に要する経費 (2) 上記制度の実施に当たって必要となるシステム改修経費	補助対象経費の実支出額又は100,000,000円から(2)の補助金の額を差し引いた額のいずれか低い額 2,849,000円(いずれも低い額)

(出所:交付要綱)

令和2年度においては、(1)基金造成費に97,206千円、(2)システム改修経費に2,794千円の合計100,000千円の補助がなされた。令和3年度以降については、基金残高で事業実施を行う予定であり、当面は基金への追加拠出は見込んでいない。

③県育英会における通学費等の免除要件等
 県育英会は県補助金財源の基金を組成し、基金を財源に、一部通学費等分について奨学金の返還免除を行う。免除要件等は下表のとおりである。

【図表 通学費等の免除要件等】

項目	内容
対象者	県育英会の高等学校奨学金の奨学生のうち、次の全てに該当する者(専攻科については本制度の対象外) (1) 奨学生の属する世帯が市町村民税所得割非課税世帯(生活保護法による生業扶助を受給している世帯を除く。)であること (2) 通学費で1月当たり1万円、下宿費(家含む。)では1月当たり1万円2千円のいずれか超える額を負担していること なお、市町村から通学費等に係る支援を受けている場合は、それを差し引いた本人負担額による。
対象経費等	次による通学費等の1月当たりの実費相当額 (1) 通学費 奨学生の氏名が記載された通学用の定期券等の金額(バスカード、回数券は不可) ア:電車 イ:バス ウ:スクーター(学校等が通学のために借り上げるバスを含む。) ※自家用車の利用については、居住地近辺から公共交通機関を利用して通学することができない場合に限り対象 (2) 下宿費又は寮費(以下「下宿費等」という。) 経費の目目(入寮日、共益費、管理費等)に関わらず契約書等に記載された金額
返還免除額	奨学金の貸与月額又は通学費等の1月当たりの実費相当額(千円未満の端数は切捨)のいずれか低い方の額から通学費では1月当たり1万円、下宿費(家含む。)では1月当たり1万2千円を差し引いた額。 (通学費と下宿費等をいずれも負担する場合は、どちらか奨学生の希望する方の経費について返還免除)

(出所:県ホームページ)

④補助金の効果測定の方法

県は当該補助金の成果指標として、補助金利用者数を設定している。令和2年度は制度開始初年度であり具体的な目標となる指標は設定していないが、45名の申込みに対して、22名が返還免除の認定となり、うち1名が返還免除の決定となっている。

「返還免除の決定」とは、当該制度を利用した生徒の卒業や退学等により、高校通算の交通費等の免除額が確定したことをいう。決定は原則として次年度の6月になされ、決定額をもって基金より取り崩しかなされる。

「返還免除の認定」とは1、2年生等の年度毎の免除額を認定する行為であり、高校通算の免除額は未確定のため、決定ではなく認定という表現が使われている。なお、認定時点では基金より資金の取り崩しはなされない。

(2) 監査の結果及び意見

【指摘事項 8】基金実施状況報告書の適時適切な入手について

実施要領では「財団(監査人注:県育英会を指す。)は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、高等学校通学費等支援対策事業(基金)実施状況報告書を教育長に提出するものとする。」と定めているが、令和2年度決算について、高等学校通学費等支援対策事業(基金)実施状況報告書(以下、「基金実施状況報告書」という。)が県へ提出されていないかつた。

別途、提出された補助金実績報告等から、基金の令和2年度決算は、前期繰越額:0円、県からの収入:97,206,000円、受取利息収入:88円、通学費等支援確定支出:184,000円、次期繰越額:97,022,088円となるものと推定されるものの、基金決算が資金拠出者である県に明確に示されていない現状の運用方法には問題がある。

当該基金事業は令和2年度から開始されたものであり、今後長期にわたり事業継続することも想定される。県は令和2年度の基金実施状況報告書を徴収するとともに、将来の各年度において基金実施状況報告書を適時適切に入手・検証しなくてはならない。

【意見 50】通学費等免除の認定状況の報告入手について

実施要領において、県は県育英会より『高等学校通学費等支援対策事業(基金)財団事業実績報告書(以下、「財団事業実績報告書」という。)]を毎年度徴収する旨が定められている。財団事業実績報告は、通学支援の実績報告(何名の者に、いくらの返還免除を行ったか)が主な内容であり、資金拠出者である県がこれを確認することで、補助金のニーズ分析、効果測定や基金残高の十分性等を検証することが報告を受ける趣旨であると考えられる。

令和2年度の財団事業実績報告を閲覧したところ、人数・免除額の報告を「返還免除の決定」ベースで受けており、「返還免除の認定」ベースでの報告を受けていない状況にあるが、「返還免除の認定」ベースでの報告も県は受けるべきと考える。以下に、「決定」と「認定」について前記「(1)④補助金の効果測定の方法」に記載した情報を再掲する。

【「決定」と「認定」の違い】

「返還免除の決定」…当該制度を利用した生徒の卒業や退学等により、高校通算の交通費等の免除額が確定したことをいう。決定は原則として次年度の6月になされ、決定額をもって基金より取り崩しかなされる。
「返還免除の認定」…1、2年生等の年度毎の免除額を認定する行為であり、高校通算の免除額は未確定のため、決定ではなく認定という表現が使われている。なお、認定時点では基金より資金の取り崩しはなされない。

「決定」とは、卒業等により高校通算の交通費等の免除額が確定した状態であり、「認定」は高校通算の免除額が確定していない状況である。ここでポイントとなるのは、高校通算の免除

額が「決定」していかくとも、卒業等を待たずに「認定」時点で将来における免除額（基金取り崩し額）がほぼ決まっていることにある。令和2年度においては、退学に伴う1名、184千円の免除「決定」が行われており財団事業実績報告にて同報告がなされているが、令和2年度において免除「認定」された人数は22名、260万円程度（監査人の推定計算による。120千円×22名）であり、この通学費等免除は生徒の卒業等があった年の6月に「決定」することとなり、将来において基金取り崩しが行われることは、ほぼ確実といえる。とすれば、当期の事象に起因し、将来のキャッシュアウトが相当程度確実な「認定」人数を当期中に適切に把握することが、基金残高の十分性、補助金のニーズ分析、効果測定等を行うに際しては必要な情報である。今後、県は財団事業実績報告書のフォーマットを変更・改定し、「認定」額ベースでの事業報告をも毎年度適切に徴収すべきである。

【意見51】通学費等給付制度の検討について

現状の通学費等支援対策事業のスキームは、対象となる生徒の通学費等の一部に相当する額を、将来（貸与の終了した月の翌日から起算して1年を経過した後）における奨学金返還額より免除するという枠組みにて行われている。当該制度の趣旨である「経済的に支援の必要な高校生等への通学費等に係る負担軽減」という目的への適合性を考慮した場合、現状のような将来における奨学金の返還免除を行う仕組み（以下、「返還制度」という。）ではなくて、将来を待たずに生じた通学費等を給付する仕組み（以下、「給付制度」という。）がより有効ではないだろうか。

まず、「将来」において通学費等が返還される返還制度より、重い通学費等負担が実際に家計に生じている「現在」において現金給付がなされる給付制度の方が、対象生徒が望む形態であることが通常は想定される。また、現状において県・県育英会に通学費等支援のための資金がなく、将来なんらかの資金手当てが見込まれるようなケースにおいては返還制度にて運用することも合理性が認められるものと考えが、基金の令和3年3月末資金残高は97百万円存在しており、年間免除額を10百万円程度と推定したとしても給付制度を問題なく運用できる資金が現存している。加えて、返還制度を採用した場合には、基金運用益を獲得するための資金運用期間を確保できるというメリットもあるが、近年の超低金利環境下で1億円程度の資金を低リスク資産にて運用したとしても、年間運用益は0円に近い水準であろう。

給付制度を採用していない理由を県にヒアリングしたところ、県育英会の支給事務コストが増えることにデメリットを感じているようだが、現在も奨学金の支出事務をしている中で通学費等を上乗せ支給する事務処理にそれほど事務コストが増加することも考えにくい。また、返還制度を採用した場合でも将来において同様に事務コストが生じることに変わりはなく、長期に亘り事業を行うとすると、将来年度においては各年に給付事務（給付制度の場合）あるいは返還事務（返還制度の場合）が平準的に発生することから事務負担に大幅な差はないと史料される。一方で、給付制度と返還制度は原則的に同額の県の資金負担となるものの、生徒が死亡等した場合には奨学金の全額免除がなされるため、事前に通学費等給付を行っている給付制度の方が、県負担が結果的に増加してしまう。同様に、対象生徒が将来において奨学金の返済

を行わずに貸し倒れが発生した場合においても、県の支援金が増加することとなる。このように、対象生徒の死亡等、貸し倒れが発生した場合においては給付制度において一定のデメリットが生じることも事実ではある。

通学費等支援は令和2年度に開始された事業であり、高校総務会が進行することを考えると県民のニーズは今後さらに増していくことが予想される。県には、経済的な心配によって勉学に集中できない生徒や、遠隔地に住んでいるために希望の進学先を断念せざるを得ない生徒に対し、可能な限り寄り添うことが求められている。そのような中において、一般の通学等支援制度の開始は有効性の観点から一定の評価ができるものである。令和3年度以降、利用者数・減免金額等のデータ蓄積や県民のニーズ分析、生徒の死亡率・貸倒実績率の分析等を行い、給付制度の採用を含め、より効果的かつ効率的な事業実施形態を実施することが求められる。

51. 在学青少年育成費補助(生涯学習課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	在学青少年育成費補助		
所管課	生涯学習課		
交付開始年度	昭和51年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	令和2年度青森県在学青少年育成費補助金交付要綱		
主な補助対象者	東京青森県人会		
補助金の目的	東京青森県人会が行う「高校生のための講演会」に係る開催経費の補助を行うことで、青少年教育の機会拡充を図ることを目的とする事業である。		
補助金の効果測定の方法	「①事業対象メニュー毎の実施回数、件数等の実績」に記載のとおり		
補助対象経費	青森県内の高校生を対象とした講演会を開催するのに必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料		
補助率、補助金の額	補助対象経費の10/10又は359,000円のいずれか低い額		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額(千円)	359	359	359
決算額(千円)	359	359	277
交付件数(件)	1	1	1

①事業対象メニュー毎の実施回数、件数等の実績
令和2年度においては、コロナウイルス流行の影響により予定していた講演会6回のうち2回が中止になったものの、下表のとおり4回の実施がなされた。

【図表 令和2年度 講演会開催実績】

No	高校	実施日	参集人数	講師	演題
1	弘前実業高校	R2年10月8日	837人	建築士	『ものづくりの』の心得
2	柏木農業高校	R2年10月8日	381人	千葉貴司氏	三つのタネを育てる
3	野辺地高校	R2年10月28日	238人	作家	大切なこと
4	六ヶ所高校	R2年10月29日	173人	青木裕次氏	

(出所：補助金実績報告書)

(2) 監査の結果及び意見

【意見52】講演聴取機会の拡大、内容の公開検討について

当事業で実施している「高校生のための講演会(以下、この項において「講演会」という。)」は、青森県人として誇りを持ったところ豊かな若人の育成と、県教育界の発展を目的として昭和51年に開始され、令和2年度で46回目を迎えた歴史ある事業である。これまでの講師を見ると、青森県にゆかりのあるオリンピックメダリスト、作家、上場企業役員、音楽家、大学教授等の各分野で活躍する名立たる面々である。

補助金交付先である東京県人会が毎年作成している講演の要旨と生徒の感想文を掲載した「講演集録」を閲覧したところ、講演者が清熱をもって生徒に語りかけている様子、それにより生徒が新しい知識や気付き、刺激を受けている様子が読み取れた。率直な感想として、当事業は青森県の高校生の感受性・想像力を豊かにし、青少年の成長の一助となる効果的なものであると感じる。また、講師は、ゆかりのある青森での青少年教育という観点から講演を引き受けているものと推察され、報償費は一般的な相場と比較してかなり低額なものであり、効率性・経済性の観点からも優れている。したがって、出来るだけ多くの県内高校生に講演を聴く機会を与えることが、事業目的達成の観点から望まれる。

近年の講演会は、毎年原則として6校で開催しているが、県内には80校弱の高校がある。一つの高校にて約13年に1度講演会が行われる単純計算となり、多くの高校生は講演を聴取する機会がないといえるだろう。県予算の制約や、補助金交付先である東京県人会の事務制約等はあると考えられるが、当講演会を聞いた生徒一人の未来が変わる可能性があることまでを考慮した場合に、実施回数の拡大を望みたい。

また、講師の許可が得られた場合に、講演の要旨をインターネットで公開する、講演会を録画してYOU TUBE等で公開するといった方法の検討も望まれる。

52. 文化財修理費補助(文化財保護課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	文化財保存修理費補助		
所管課	文化財保護課		
交付開始年度	昭和 38 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県文化財保存修理費補助金交付要綱		
主な補助対象者	個人、宗教法人等		
補助金の目的	文化財の保存と活用を図るため		
補助金の効果測定 の方法	保存修理事業の件数		
補助対象経費	文化財の修理に要する経費		
補助率	・国指定に係る品上げ補助率(国補助率) 8% (50%～60%)、6% (65%～75%)、4% (80%～85%) 限度額 6,000 千円(平成 25 年度～、平成 30 年度事業については平成 24 年度からの継続事業であるため 8,000 千円) ・県指定 50% 限度額 8,000 千円		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	8,000	8,302	7,145
決算額(千円)	8,000	7,962	3,672
交付件数(件)	1	2	4

①令和2年度予算額、決算額の内訳

ア. 石場家住宅保存修理事業(予算額)2,128 千円(決算額)1,275 千円

(事業者)個人

(対象文化財)石場家住宅(国指定)

(補助率)4%(国85%)

決算額が予算額を下回ったのは、事業費精査により事業費全体額が減額となったためである。しかしながら、耐震補強工事の必要性を指摘されているにもかかわらず、事業者の財政余力から一時的な補強工事だけがなされている状況となっているとのこと。

イ. 岩木山神社事務所保存修理事業(予算額)一千円(決算額)1,375 千円

(事業者)宗教法人

(対象文化財)岩木山神社事務所(県指定)

(補助率)50%

当初予算計上されていたが、イ、カが必要となったためこちらに活用された。もともと予算要求時点で補助対象事業には挙がっていなかった。

ウ. 誓願寺山門保存修理事業(予算額)320 千円(決算額)320 千円

(事業者)宗教法人

(対象文化財)誓願寺山門(国指定)

(補助率)4%(国 80%)

エ. 清水寺観音堂保存修理事業(予算額)697 千円(決算額)701 千円

(事業者)宗教法人

(対象文化財)清水寺観音堂(国指定)

(補助率)4%(国 80%)

オ. 江渡家住宅保存修理事業(予算額)1,800 千円(決算額)一千円

(事業者)個人

(対象文化財)江渡家住宅(国指定)

(補助率)6%(国 75%)

文化庁の実地調査が済んでいなかったため国の補助事業から不採択となり、その後町の調査で修理が至急必要とはいえない状態であると判断された。

カ. 高照神社中門及び軒廊保存修理事業(予算額)2,200 千円(決算額)一千円

(事業者)宗教法人

(対象文化財)高照神社中門及び軒廊(国指定)

(補助率)4%(国85%)

所有者の資金面の都合で事後的に国庫申請取りやめになった。建物自体は早急に修理が必要な状態であるとのこと。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 53】補助事業の効果測定指標について

上記の文化財は、早急な修理工事が必要と認識されているが、その持ち主の意思表示だけで修理が行われないまま、文化財の価値が失われる恐れがある状況である。一方で、オの文化財のように予算計上されたにもかかわらず、その後修理自体が取りやめになる事態も発生している。

現状において、補助事業の成果は修理の件数でしか測定されていないが、その弊害として、文化財としての価値を守るために可及的速やかな修理工事が必要とされている文化財と比較的猶予のある文化財が同列に1件の成果として測定されてしまうことが挙げられる。

貴重な文化財を保護する観点から、修理すべき文化財に時間的な優先順位を付けて、必

要な修理が適時適正に行われるよう指標を設定することが有用である。
 今後、県内文化財の保存修理費の効果測定に関して、各々の文化財の価値を維持するためには、どの期間に修理を実施すれば良いのか、すべての文化財を網羅的に調査し、時間的な優先順位を付ける等をしたうえで、文化財の保有者に適切に保存修理を促していくことが望ましい。

53. 文化財保護協会費補助(文化財保護課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	文化財保護協会費補助		
所管課	文化財保護課		
交付開始年度	昭和 39 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	青森県文化財保護協会補助金交付要綱		
主な補助対象者	青森県文化財保護協会		
補助金の目的	文化財の保存と活用を図るため		
補助金の効果測定 の方法	歴史的文献資料に関する出版の刊行数		
補助対象経費	歴史的文献資料に関する出版物の刊行事業に要する経費		
補助率	定額		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算 額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	500	450	450
決算額(千円)	500	450	450
交付件数(件)	1	1	1

①補助事業の内容

ア. 「みちのく双書」の刊行

県内に残されている貴重な歴史資料を活字化し、歴史研究に資する目的で刊行され、歴史での活用のほか、県内外の博物館や図書館(県立郷土館、市町村立図書館等)、大学等歴史学の研究を行う関係機関に寄贈し、論文などの作成に役立てているほか、希望者に対してホームページでの有料頒布も行っている。

イ. 青森県文化財保護協会について

同協会は県内に残されている貴重な歴史資料である古文書を復刻刊行する目的で、県が主体となり、昭和 25 年に設立された青森県叢書刊行会(会長:県教育次長、副会長:県立図書館長)を昭和 29 年、県の指導により発展的に解消し、民間の団体として昭和 30 年に発足したものであり、県立図書館内に事務局を置き現在に至っている。

ウ. 補助理由

協会の収入は、会員 70 名の会費と機関誌や双書の有料頒布であるが、会員の高齢化が進んでいるため、今後も安定した収入が得られる状態とはいえず、毎年「みちのく双書」

刊行事業を県の補助なくして継続することが不可能とみなされているため。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 54】補助事業の効果測定について

現在「みちのく双書」の刊行は、実質的に青森県文化財保護協会の有志の有志に支えられている状況であると言える。今後、青森県文化財保護協会の会員の高齢化が進むことになれば、協会としての継続性及び県内古文書の復刻事業自体の継続性に疑義が生じるおそれがある。少なくとも、現在の補助金額と同程度の経費によって、同様の事業を継続することは困難であると推定される。

「みちのく双書」は会員有志に支えられているが、仮にこれに匹敵する刊行物を外注で委託した場合のコストがどの程度であり、どれだけのかペネラントが得られていたかの定量的な事業効果測定指標の導入も今後考えるべきものと思料する。

本補助事業により成果を定量的な金額として測定することにより、今度の事業計画に役立てる観点が必要であると考ええる。

54. 記念物環境整備費補助(文化財保護課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	記念物環境整備費補助		
所管課	文化財保護課		
交付開始年度	昭和 38 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森県記念物環境整備費補助金交付要綱		
主な補助対象者	個人、宗教法人等		
補助金の目的	史跡、名勝及び天然記念物の保存と活用を図るため		
補助金の効果測定の方法	環境整備事業の件数		
補助対象経費	国及び県指定記念物の環境整備に要する経費		
補助率	・国指定に係る嵩上げ補助率(国補助率) 8%(50%~60%)、6%(65%~75%)、4%(80%~85%) 限度額 6,000 千円 ・県指定 50% 限度額 8,000 千円		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	588	1,255	1,151
決算額(千円)	588	1,255	968
交付件数(件)	1	3	3

①令和2年度の予算額及び決算額の内訳
 ア. 名勝盛美園保存整備事業

- (予算額) 690,000 円
- (決算額) 690,000 円
- (補助率) 6% (国指定)
- (補助事業者) 個人

イ. 名勝清藤氏書院庭園保存整備事業

- (予算額) 300,000 円
- (決算額) 120,000 円
- (翌年度繰越額) 180,000 円

(補助率)6%(国指定)
 (補助事業者)個人
 繰越額の発生は、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で工期が延長されたことによる。したがって、令和 2 年度は補助事業者が施工業者に対して今年度の出来高を支払う必要性が生じたところ補助事業者の負担を鑑みて概算払いを認めたものである。

- ウ. 県天然記念物鬼沢のカシワ樹勢回復事業
 (予算額)161,000 円
 (決算額)158,000 円
 (補助率)50%(県指定)
 (補助事業者)宗教法人

(2) 監査の結果及び意見

【意見 55】補助事業の効果測定指標について

前掲「52. 文化財修理費補助【意見 53】」と同様に補助事業の効果測定が件数でしかなされていまいが、貴重な記念物の価値を適切に維持する観点から、整備すべき記念物に時間的な優先順位を付けて、必要な整備が適時適正に行われるよう指標を設定することが有用である。

今後、県内記念物の環境整備費の効果測定に関して、各々の記念物の価値を維持するためには、どの期間に整備を実施すれば良いのか、すべての記念物を対象に網羅的に調査し、時間的な優先度を付ける等をしたうえで、記念物の保有者に適切に環境整備を促していくことが望ましい。

55. 防犯協会連合会補助(生活安全企画課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	防犯協会連合会補助		
所管課	生活安全企画課		
交付開始年度	昭和 29 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱 等)	令和2年度青森県防犯協会連合会補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	公益社団法人青森県防犯協会連合会。法人の詳細は「①公益社団法人青森県防犯協会連合会について」を参照のこと。		
補助金の目的	特殊詐欺、自転車盗難、車上狙い、侵入窃盗、万引き等の各種犯罪の防止、子供と女性の安全確保等を目的として、公益社団法人青森県防犯協会連合会が行う防犯対策事業に要する経費を交付する事業である。		
補助金の効果測定の方法	「②補助金の効果測定の方法」を参照		
補助対象経費、補助金の額	「③補助対象経費、補助金の額」を参照		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	16,767	15,423	15,062
決算額(千円)	16,767	15,423	14,452
交付件数(件)	1	1	1

①公益社団法人青森県防犯協会連合会について

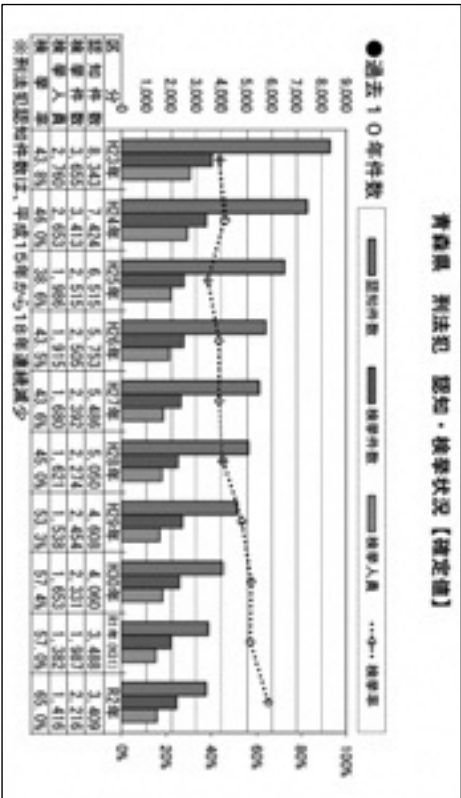
青森県防犯協会連合会(以下、この項において「県防連」という。)は、効果的な防犯活動を推進するとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全育成を図り、犯罪のない明るく、住みよい地域社会を実現することを目的とする法人であり、県補助金、市町村負担金、会費収入等を財源に次の事業を実施している。

事業区分	内容
地域安全活動	防犯思想の普及活動(季刊紙「防犯青森」による広報啓発活動)や防犯広報ボスターの掲示等による啓発活動)、防犯指導隊員による防犯イベントの推進活動、防犯連絡所を通じた地域安全活動、自転車盗難防止活動、地域安全活動に功労のあった個人・団体に對する表彰
青少年の健全育成事業	少年防犯弁論大会の開催、防犯ボスター・標語・作文の募集と作品の発刊、防犯少年スポーツ大会への助成
風俗環境浄化活動	風俗営業所管理者講習、風俗営業許可申請等の調査、風俗環境に關連する苦情の処理、古物営業標識等の轉送、ばちんこ店における不正遊技機排除活動

【図表 県防連の実施事業】

②補助金の効果測定の方法
補助金の性質から特段の成果指標(KPI)は設けていないものの、事業の最終的な目的が犯罪防止にあることから県内の刑法犯認知件数を参考指標として注視している。青森県の刑法犯認知件数は下表のとおり平成15年から18年連続で減少している。

【図表 青森県の刑法犯認知件数推移】



(出所：青森県警察本部ホームページ)

③補助対象経費、補助金の額
交付要綱によると、補助対象経費は下図のとおりであり、補助金の額は補助対象経費の実支出額又は15,062千円のいずれか低い額と定められている。

【図表 補助対象経費】

区分1	区分2	補助対象経費	
防犯思想の普及啓発事業関係	防犯連絡所対策費	「防犯連絡所活動のてびき」作成費 防犯連絡所総代会会議費	
	少年防犯スポーツ大会	少年防犯スポーツ大会奨励用トクナイー作成費 雑費	
防犯広報資料の轉送事業関係	季節防犯運動	雑費	
		審査員謝礼	
	防犯ボスター、防犯標語の募集	賞品代	
		雑費	
防犯作文の募集	賞品代		
	雑費		
	防犯指導隊謝金		
防犯に関する事業関係	防犯指導隊に係る経費	防犯指導隊傷害保険料 幹部研修費 雑費	
		開催費、審査員謝礼	
	青少年の健全育成に關する事業関係(少年補導費)	少年防犯弁論大会	旅費 プログラム印刷代 賞状印刷、賞品代 雑費
		少年非行防止広報	防犯作文集の印刷発行費 雑費
防犯功労者又は団体に對する表彰事業	表彰費	表彰状、副賞作成費 雑費	

(出所：交付要綱)

(2) 監査の結果及び意見
【意見 56】相見積もり関連資料の保存について
 交付要綱 第4(3)では「補助事業の執行に当たり契約を締結する場合は、青森県財務規則第7章の規定を準用すること」としており、青森県財務規則第7章第 148 条では、相見積もりの実施について次のように規定している。

【青森県財務規則 抜粋】
 第百四十八条 契約担当者等は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、特別の理由がある場合を除き、二人以上から見積書を徴するものとする。ただし、一件の予定価格が十万円を超えない契約をする場合又は次の各号の一に該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。
 一 急施を要する生産品の売却で見積書を徴するいゝまがないとき。
 二 給食施設等において食品の買入れをするとき。
 三 資金の前渡を受けて契約をするとき。
 四 前三号に掲げるもののほか、見積書を徴し難いと認められるとき、又は徴する必要がないと認められるとき。

上記規程により、補助金交付先の県防連は 10 万円以上の契約行為を行う場合には、相見積もりを実施することが求められる。今般の監査において、県防連が年 3 回発行している防犯啓蒙冊子「防犯青森」の印刷委託契約 合計 785,400 円(第一回:261,800 円、第二回:261,800 円、第三回:261,800 円)にかかると相見積もり関係書類一式の提出を求めたところ、県防連において関連資料の保存がなされていない状況であった。

かかる状況において監査手続として、当該契約行為の経済性を要点に、一般的な印刷相場や、過年度の同契約の相見積もり関連資料との比較等を行った結果、不経済な契約行為とは認められず、不正等の兆候も特段なく、実害の発生はないものと思料され、単に県防連の担当者個人のケアレスミスに起因するものと認められた。しかし、交付要綱において県財務規則に基づく調達活動を求めている以上、事後的な説明責任を果たすためにも補助先において相見積もり関係書類は保存されていゝべきである。県は、今一度、補助先に契約関連書類の保存の徹底を指導することが必要である。

56. 交通安全協会補助(交通企画課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	交通安全協会補助		
所管課	交通企画課		
交付開始年度	昭和 30 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	令和2年度青森県交通安全協会補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	一般財団法人青森県交通安全協会。法人の詳細は「①一般財団法人青森県交通安全協会について」を参照のこと。		
補助金の目的	交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与するため、青森県交通安全協会が行う交通安全活動に要する経費に対する補助を行う事業である。		
補助金の効果測定の方法	「②補助金の効果測定の方法」を参照		
補助対象経費、補助金の額	「③補助対象経費、補助金の額」を参照		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	13,433	13,108	12,333
決算額(千円)	12,496	12,072	10,559
交付件数(件)	1	1	1

①一般財団法人青森県交通安全協会について
 青森県交通安全協会は、交通道徳の普及高揚を図り、もって交通秩序の維持と交通安全に寄与することを目的とする法人であり、次の事業を実施している。

【図表 青森県交通安全協会の実施事業】

実施業務
・交通安全を推進するための企画及びその実施
・初心運転者の指導育成及び自動車運転者等の交通安全教育
・交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
・交通安全に関する各種資料等の刊行及び頒布
・青森県交通指導隊に関する事業
・交通安全活動推進センターに関する事業
・交通事故に関する相談
・関係官公庁、団体からの委託又は指定を受けた事業
・その他この法人の目的達成のために必要な事業

②補助金の効果測定の方法
補助金の性質から特段の成果指標(KPI)は設けていないものの、事業の最終的な目的が交通安全へ寄与することから県内の交通事故発生件数・死者数・負傷者数を参考指標として注視している。青森県の交通事故発生件数・死者数・負傷者数は、交通違反取り締まりの強化、違反者に対する刑罰の厳罰化、啓蒙活動に伴う市民の交通意識向上、自動車の安全性能向上等を要因としていずれも減少傾向にある。

【図表 青森県の交通事故発生件数・死者数・負傷者数】(単位:件、人)

区分	H14	H17	H20	H23	H26	H29	R2年
交通事故 発生件数	9,126	8,392	6,404	5,467	4,133	3,258	2,436
対 H14 年比の割合	100%	92%	70%	60%	45%	36%	27%
交通事故 死者数	103	79	62	54	54	42	28
対 H14 年比の割合	100%	77%	60%	52%	52%	41%	27%
交通事故 負傷者数	11,514	10,589	7,962	6,790	5,105	4,022	2,939
対 H14 年比の割合	100%	92%	69%	59%	44%	35%	26%

(出所:青森県交通安全協会発行「安全運転ガイド」)

③補助対象経費、補助金の額
交付要綱によると、補助対象経費は下図のとおりであり、補助金の額は補助対象経費の実支出額又は12,333千円のいずれか低い額と定められている。

【図表 補助対象経費】

区分	補助対象経費
安全運動費	交通安全県民大会経費(関係経費分担金、表彰状等作成費、記念品購入費)
指導隊費	交通指導隊謝金 交通傷害保険料 研修費(会場借上料、出席者旅費)
器材資料費	交通安全DVD購入費
青森県交通安全推進センター経費	交通事故相談書籍等購入費

(出所:交付要綱)

(2) 監査の結果及び意見
該当なし。

57. 交通安全母の会連合会補助(交通企画課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	交通安全母の会連合会補助		
所管課	交通企画課		
交付開始年度	昭和 52 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	令和2年度青森県交通安全母の会連合会補助金交付要綱(以下、この項において「交付要綱」という。)		
主な補助対象者	青森県交通安全母の会連合会。団体の詳細は「①青森県交通安全母の会連合会について」を参照のこと。		
補助金の目的	交通安全意識の浸透と交通事故の減少に寄与するため、青森県交通安全母の会連合会が行う交通安全活動に要する経費に対する補助を行う事業である。		
補助金の効果測定の方法	「②補助金の効果測定の方法」を参照		
補助対象経費、補助金の額	「③補助対象経費、補助金の額」を参照		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度		
当初予算額(千円)	2,880	2,880	2,880
決算額(千円)	2,880	2,880	2,048
交付件数(件)	1	1	1

①青森県交通安全母の会連合会について
青森県交通安全母の会連合会(以下、この項において「連合会」という。)は県内各市町村に存するボランティア団体「交通安全母の会」の連合組織であり、高齢者や子どもの交通事故防止を中心に、母親の立場から交通安全意識の高揚を促進することを目的とする団体である。令和 2 年度における連合会の具体的な活動として、新小学校一年生への交通安全啓発用品やリーフレット「どうろをあんぜんにおたろう」の配付や、高齢者・子育て世帯訪問による交通安全の啓蒙活動、交通安全にかかわる研修の実施、交通遺児に対する卒業祝い品の図書カードの進呈、その他様々な事業を行っている。

②補助金の効果測定の方法
前掲「56. 交通安全協会補助」と同様に成果指標(KPI)は設けていないものの、県内の交通事故発生件数・死者数・負傷者数を参考指標としている。

【図表 青森県の交通事故発生件数・死者数・負傷者数(再掲)】

(単位：件、人)

区分	H14	H17	H20	H23	H26	H29	R2年
交通事故 発生件数	9,126	8,392	6,404	5,467	4,133	3,258	2,436
対 H14 年比の割合	100%	92%	70%	60%	45%	36%	27%
交通事故 死者数	103	79	62	54	54	42	28
対 H14 年比の割合	100%	77%	60%	52%	52%	41%	27%
交通事故 負傷者数	11,514	10,589	7,962	6,790	5,105	4,022	2,939
対 H14 年比の割合	100%	92%	69%	59%	44%	35%	26%

(出所：青森県交通安全協会発行「安全運転ガイド」)

③補助対象経費、補助金の額

交付要綱によると、補助対象経費は下図のとおりであり、補助金の額は補助対象経費の実支出額又は2,880千円のいずれか低い額と定められている。

【図表 補助対象経費】

区分	補助対象経費
1 研修費	(1) 中央研修会 (参加費) ①東北フロッグ交通ボランティア等講習会 ②国民運動中央大会 (2) 県内)ーダー研修会 ①会場費 ②看板作成費 ③講師謝礼及び旅費 ④研修資料費 ⑤雑費 (3) 県内6フロッグ研修会 ①会場費 ②資料費 ③講師謝礼及び旅費
2 指導費	(1) 交通安全母の会指導旅費
3 資料費	(1) 幼児用交通安全教育資料作成費 (2) 高齢者用交通安全資料作成費 (3) 高齢者用夜光反射材普及に係る経費 (4) ストップマーク普及に係る経費
4 事業費	(1) 交通安全母の会青森県大会 ①会場使用料 ②看板作成費 ③資料、要綱、プログラム、あゆみ作成費 ④資料、封筒 ⑤講師謝礼及び旅費 ⑥記録作成費 (2) 青森県交通安全キヤラバン隊活動 ①会場使用料 ②宿泊費 ③キヤラバン出発式送迎バス ④配付資料作成費 ⑤出発式横断幕 ⑥記録作成費 ⑦雑費
5 広報費	(1) 広報資料作成費 (2) 取材費・新聞広告掲載費

(出所：交付要綱)

(2) 監査の結果及び意見

【意見57】フロッグ研修会支出にかかる領収書等の徴取について

例年、県内各市町村の交通安全母の会を6フロッグに分け、各フロッグにおいてフロッグ研修会を実施している。連合会はフロッグ研修会の経費を一部負担しており、フロッグ研修会開催地の市町村の交通安全母の会(以下、「市町村母の会」という。)に対し、連合会から60,000円の負担金が支出されている。

交付要綱上、補助金の額は「補助対象経費の実支出額」と定められている。また、交付要綱上、フロッグ研修会に係る補助対象経費は「県内6フロッグ研修会における会場費、資料費、講師謝礼及び旅費」と定められている。しかし、現状の運用では、フロッグ研修会開催費(会場費、資料費、講師謝礼及び旅費)にかかる実支出額が県へ報告されることはなく、連合会が市町村母の会へ支払う一律の負担金60,000円を補助対象経費として県へ報告がなされ、補助対象経費として補助金が支出されている状況にある。

このような運用における弊害として、フロッグ研修会により発生した実支出額が60,000円未満の場合において一律60,000円の負担金支出がなされてしまうと、実支出額を上回る補助金が交付されてしまうこととなり、実支出額を限度とする交付要綱の考えと矛盾してしまうことが考えられる。この点についてヒアリングを行ったところ、外部講師の謝金・旅費に加え、会場費・資料費等を勘案した場合に実支出額が60,000円未満となることは、通常は考えられず、このような運用を行っているとのことであった。

県の説明には一定の合理性は認められると解され、過大補助等のリスクは僅少と史料されるものの、現状で交付要綱と運用が乖離していることは事実である。今後は補助対象経費である「県内6フロッグ研修会における会場費、資料費、講師謝礼及び旅費」に係る実費支出内訳や領収書の提出による報告を受けること等の対応が求められる。

58. 自動車安全運転センター補助(交通企画課)

(1) 補助金の概要

補助金の名称	自動車安全運転センター補助		
所管課	交通企画課		
交付開始年度	昭和 52 年度		
根拠法令等の名称(法律、条例、要綱等)	令和2年度自動車安全運転センター補助金交付要綱		
主な補助対象者	自動車安全運転センター。 自動車安全運転センターは、「自動車安全運転センター法」(昭和 50.7.10 法律第 57 号)に基づいて設立され、安全運転研修の実施、累積点数の通知、運転経歴の証明、交通事故の証明、安全運転の調査研究などの事業を実施する団体である。		
補助金の目的	自動車安全運転センターが行う交通違反行為に係る累積点数の通知業務に要する経費に対して補助を行うことで、交通事故防止対策を図ることを目的とする事業である。通知業務は自動車安全運転センター法により自動車安全運転センターに実施が義務づけられている。一方で、交通安全の保持は都道府県の責務でもあるため、通知業務にかかる経費は都道府県が負担している(全般的に同様の事業運営形態である)。 法令に基づき通知業務の実施に対する補助金という性質上、特段の成果指標等は存在しない。		
補助対象経費、補助金の額	通知業務にかかる職員人件費(「通知業務 1 件あたり 210 円 × 通知件数」又は 682 千円のいずれか低い額)		
財源	一般財源のみ		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額(千円)	624	628	682
決算額(千円)	601	537	536
交付件数(件)	1	1	1

(2) 監査の結果及び意見
該当なし。

第6部 外部監査の結果及び意見(措置状況の監査)

以下、各補助金について、「監査年度」から「措置の内容」までの各項目の内容は、過去の包括外部監査結果報告書及び監査結果に基づき改善措置が搭載された県報を出所としている。
「監査手続」には措置状況を監査するために実施した手続を、「監査人所見」には措置状況の監査の結果及び意見をそれぞれ記載している。

1-1. 私立学校経常費補助

監査年度	平成26 年度
補助金の名称	私立学校経常費補助
所管課	総務学事課
交付開始年度	昭和 45 年度
県報	平成 28 年 1 月 27 日 号外第 6 号
監査結果	<p>【経常費補助金配分種配分積算資料の検証について】【指摘事項】 共済長期給付掛金割について、標準給与年額の金額を間違っ て記載して配分計算を行ったため、本来より 88 千円少ない 130 千 円しか受け取れない事案が発見された。 幼稚園分だけでも 108 園ある経常費補助金の積算資料の作成・ 入力作業等は本事業の担当者が 1 人だけで行っており、上司の決 裁承認を得てはいるが、各数字が正しいかまでの検証は行われて いない。上記のような処理の誤りを防止するためには、少なくとも作 成・入力担当者とは別の担当者が金額の正確性の検証作業を行 い、財務事務の内部統制機能を働かせる必要がある。 補助金申請額積算基礎表を県の方で事前に作成して、各学校法 人に対して間違いがないか確認を依頼した上で、学校法人は補助 金交付申請書を作成している。しかし、誤りのあった数字部分につ いて、学校法人は容易に金額が正しいかを検証する書類等を持ち 合わせておらず、事実上、県の作成した補助金申請額積算基礎 表をそのまま追認する現状となっており、相互検証機能は働いてい ない。同様のことは、退職金財団負担金割についても言える。補 助金積算根拠については、県でも学校法人でも容易に確認できる 配分基準を採用することや配分の基礎数値について簡便的な算定 方法を採用するなど、相互検証機能が有効に働く体制を整備する 必要がある。</p>

措置の内容	関係書類の検査・確認に当たっては、複数の職員によるチェックを確実に行うなど、事務の執行体制を改めた。 また、積算資料に記載する数値は、学校法人及び学校の運営に必要な基礎情報として当該学校法人が保有し、自ら容易に確認できるものであることを踏まえ、県と学校法人による数値の相互検証機能の実効性を一層高めるため、特に留意すべき事項や確認方法を具体的に示し、その確認が十分に行えるよう、平成 27 年 7 月 24 日付けで学校法人に対して文書により注意喚起をした。
監査手続	①注意喚起文書(平成 27 年 7 月 24 日付)を閲覧し、注意喚起の状況を確認する。 ②加入者保険料制及び退職金財団負担金割について、令和 2 年度青森県私立学校経常費補助金取扱要領に基づき、補助金の額が適正に算定されているかどうか、交付申請書等の関係資料を閲覧し確かめる。
監査人所見	特になし。

1-2. 私立学校経常費補助

監査年度	平成 26 年度
補助金の名称	私立学校経常費補助
所管課	総務学事課
交付開始年度	昭和 45 年度
県報	平成 28 年 1 月 27 日 号外第 6 号
監査結果	【電子メール割の配分条件について【指図書事項】】 県では、配分条件を具備する旨の「電子メールによる文書の送受信体制報告書」を幼稚園に提出させている。報告書には配分条件の一つである、電子メールを適切な管理体制のもと法人の定める文書保存規程に基づき保存する旨の内容があり、文書保存規程が法人に整備されていることが前提となっている。 幼稚園 101 園に電子メール割による配分 198 千円の補助金交付を受けている。この中には実際には文書保存規程を作成・整備していない幼稚園 19 園があることが監査期間中に判明した。 当初、電子メール割の配分条件は、適切な管理体制のもと「一定期間保存すること」となっていたが、平成 24 年度に明確な表現とした方が良いとの検討が県庁内でなされ、「文書保存規程に基づき保存すること」へと変更されたことである。配分条件を形式的に厳格化しても実質的に遵守されないのでは、交付要綱として意

措置の内容	味がない。文書保存規程が整備されていない幼稚園は、補助金交付要綱の配分条件を満たしておらず、本来であれば補助金の返還を受けるべきものであると考え、「もともとこの電子メール割の趣旨は県の文書のペーパーレス化・情報伝達の利便性を図るために設けられたものであり、文書保存規程がないからといって補助金の趣旨に反するものではない」との県側の説明を受けた。そのように県が考えるのであれば、遵守されない形式的な配分条件の文言は見直すべきである。もしくは、今後は、補助金交付の絶対条件であることを学校法人に自覚させて、文書保存規程の作成・整備を徹底指導すべきである。
監査手続	本補助金の交付目的等を勘案し、電子メール割の配分条件のうち、本件に関する規定を「電子メールの添付ファイルは速やかに確認し、紙媒体又は電磁的記録として、適切な管理体制のもと、保存すること。」に平成 27 年 2 月 26 日付けで改めた。
監査人所見	令和 2 年度青森県私立学校経常費補助金取扱要領及び配分条件を定める文書(令和 2 年度分)を閲覧し、本件に関する条件が「電子メールの添付ファイルは速やかに確認し、紙媒体又は電磁的記録として、適切な管理体制のもと、保存すること。」とされていることを確認する。 特になし。

1-3. 私立学校経常費補助

監査年度	平成 26 年度
補助金の名称	私立学校経常費補助
所管課	総務学事課
交付開始年度	昭和 45 年度
県報	平成 28 年 1 月 27 日 号外第 6 号
監査結果	【監査報告書添付免除対象学校法人の会計指導について【意見】】 私立学校振興助成法に基づき交付を受けている経常的経費が 1,000 万円に満たない学校法人は、県知事の許可を受けた上で計算書類への公認会計士等の監査報告書の添付が免除されている。県内にはこのような監査報告書添付免除対象学校法人が平成 25 年度で 13 法人ある。 県としては監査報告書添付免除対象学校法人に対しては、公認会計士監査が実施されていないのであるから、自らの事務執行の適法性確保、学校法人の財務内容の適正性と透明性の確保、内部

措置の内容	<p>学校の適正性確保のために、計算書類の不備や会計処理について指導と助言をより一層、積極的に行う必要がある。</p> <p>学校法人の会計処理については、当該学校法人の責任において行うべきものであるが、補助金の適正執行を確保する観点から、各学校法人に対して、本包括外部監査において意見のあった不適切な会計処理の事例を示すとともに、その会計処理の一層の適正化を図るよう、平成27年3月31日付けで文書により通知した。</p>
監査手続	<p>①平成27年3月31日付通知文を閲覧し、通知内容を確認する。</p> <p>②計算書類(監査報告書添付免除法人分)を閲覧し、本包括外部監査において意見のあった以下の不適切な会計処理の事例に該当する誤りが無いことを確認する。</p> <p>(1) 計算書類に人件費支出内訳表や固定資産明細書表等が含まれていない、注記事項の記載がないものがある。</p> <p>(2) 補助金の未収入金計上をしていないため、資金収支計算書の具補助金収入と消費収支計算書の具補助金の金額が異なる。</p>
監査人所見	<p>【指摘事項9】</p> <p>法人から提出された計算書類の一部に不備(書類の一部が不足、注記事項の記載がない、様式が古いなど)が散見された。特に、計算書類があるかないか、注記事項の記載がないかは、会計処理以前の問題であり、早急に是正する必要がある。今後は、提出された計算書類を十分精査し、不備があった場合は修正させるよう徹底する必要がある。</p>

2-1. 私立幼稚園特別支援教育費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	私立幼稚園特別支援教育費補助
所管課	総務学事課
交付開始年度	昭和56年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	<p>【目標指標の設定と評価について【意見】】</p> <p>わくわくプランの実施事業になっているため、その行動計画において、施策の目標指標と達成度・課題を公表している。設定した目標指標は「補助対象園に対する補助金交付園数の割合」であり、平成20年度の現状値が100%、平成26年度の目標値が100%であるのに対し、平成25年度の実績値が100%で、達成度・課題は、評価5(最高評価)となっている。この目標指標であれば、補助金</p>

措置の内容	<p>交付の事務処理の漏れなどのミスがない限り100%になるのは当然である。</p> <p>事業の目的が、「障害児を受け入れる私立幼稚園の支援」であることを勘案すると、心身障害児を受け入れる幼稚園の数とか、心身障害児の在籍数といった数値、あるいは心身障害児の全体数に対する一般の幼稚園に在籍する園児の割合といった目標指標の方が、子育て支援施策の成果を測る意味では適切だと考える。</p> <p>特別支援教育を実施する私立幼稚園数や私立幼稚園に在籍する心身障害児数を因数として本施策の目標指標を設定することは困難である。</p> <p>よって、平成27年3月に策定された青森県次世代育成支援行動計画「のびのびのおももり子育てプラン」(前期計画)においては、当該事業に係る「指標」、「現状値」及び「目標事業量」は設定しないこととした。</p>
監査手続	<p>「のびのびのおももり子育てプラン」(後期計画)を閲覧し、当該事業に係る「指標」、「現状値」及び「目標事業量」が設定されていないことを確認する。</p>
監査人所見	<p>特になし。</p>

2-2. 私立幼稚園特別支援教育費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	私立幼稚園特別支援教育費補助
所管課	総務学事課
交付開始年度	昭和56年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	<p>【対象となる園児の在籍要件について【意見】】</p> <p>本事業の対象となる園児について、県では、心身障害者である園児が、当該年度の5月1日で在籍し、かつ、3月1日まで在籍していることを要件としている。</p> <p>しかし、県の交付要綱には、「5月1日現在において心身障害児が就園している」との要件の記載はあるものの、「3月1日まで継続して在籍すること」という要件の記載が明示されていない。この取扱いについては、交付申請及び実績報告時において、幼稚園の側で判断に迷うと思われる、実際に、県の予算未消化の一つの原因となっていることから、この点は、交付要綱に明記するなどして明瞭に指示すべきであると考ええる。</p>

措置の内容	また、幼稚園側が受け入れを拒絶した結果、退園したような事由を除いて、例えば、在籍期間に応じて月割額を補助するなど、県は、要件的に柔軟に対応しても良いのではないだろうか。 幼稚園にとつては、経済的な負担軽減に加えて、本事業に前向きに取り組むことが可能となり、それによりサービスの質の向上が図られ、心身障害児の家庭支援や福祉向上に繋がるものと思われる。 平成26年度の交付要綱から、対象となる幼児を「当該年度の5月1日現在において補助対象幼稚園に就園し、かつ、翌年3月まで継続して在園する心身障害児」と明記した。 なお、特別支援教育は、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、必要な指導及び支援を継続的に行う必要があることに鑑み、県では、特別支援教育を継続的に行う私立幼稚園の体制を適年で整備・実施するのに要する経常的経費に対して支援することとしている。 このため、在籍期間に応じて月割額を補助することについては、実施しないこととした。
措置以降の変更	国の通知(平成30年3月20日事務連絡「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」)に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化について「内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)他)を契機に、令和元年度の交付要綱から補助金の交付対象を「5月1日現在若しくは10月1日現在において心身障害児が就園しているもの」と変更した。
監査手続	令和元年度の交付要綱から補助金の交付対象を「5月1日現在若しくは10月1日現在において心身障害児が就園しているものであること」と変更した旨及び変更の経緯を確認する。
監査人所見	特になし。

3-1. 特色教育支援経費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	特色教育支援経費補助
所管課	総務学事課
交付開始年度	平成17年度
県報	平成29年2月27日 号外第9号
監査結果	【実施報告書の検証について【指摘事項】】 平成25年度の実績報告書に添付されている、「ア 通常預かり保育」、「イ 一般休業日預かり保育」、「ウ 長期休業日預かり保育」

措置の内容	の3つの取組に関する実績書を開覧したところ、103園中6園について、ア～ウのそれぞれの預かり保育開設日数の合計が、1年間の開園日数を超過していた。 結果として補助金算定額には誤りがなかったが、県において、実施報告書及びその添付資料の検証が十分でなかったことは否定できない。県による、実施報告書及びその添付資料の十分な検証、及び、補助対象の学校法人に対する十分な指導が必要である。
監査手続	交付要綱の様式改正内容を確認する。 通常、一般休業、長期休業日に該当する学校法人の実績報告書を開覧する。
監査人所見	【指摘事項10】 34園中2園について、ア～ウのそれぞれの預かり保育開設日数の合計が、1年間の開園日数を超過していた。 結果として補助金算定額には誤りがなかったが、措置が継続的に行われていないことは否定できない。県による、実施報告書及びその添付資料の十分な検証、及び、補助対象の学校法人に対する十分な指導が必要である。

3-2. 特色教育支援経費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	特色教育支援経費補助
所管課	総務学事課
交付開始年度	平成17年度
県報	平成29年2月27日 号外第9号
監査結果	【特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書について【意見】】 平成25年度の交付申請書及び実績報告書に添付されている、特色教育支援経費補助事業収支(予算・決算)書を開覧したところ、予算書と決算書の収入及び支出がその内訳も含めて同額となつて

	<p>いる学校法人が散見された。</p> <p>実績報告書の提出締切日は平成26年4月10日となり、3月決算の学校法人が決算を確定して提出することが著しく困難な日程となっていることから、各学校法人では、やむを得ず予算書そのまま決算書として提出しているのが実態であると推察される。また、特色教育支援経費補助事業収支（決算）書では、その様式上、「上記収支（決算）書」とおり、計算書類を作成することを確約します。」として、各学校法人理事長に確約させる形式となっている。</p> <p>学校法人が、4月10日までに実績報告書に添付して県に提出する収支決算書は、収支決算（見込）書とし、収支決算（見込）書と確定した収支決算書に差があつて、補助金算定額が変更になる場合には、事後に訂正報告書を提出させる等の改善を検討する必要があると思われる。</p>
措置の内容	<p>本補助金については、実際に支出された経費の額に基づき補助金額を確定することができるよう、補助対象経費の算定方法を改め、交付要綱の改正を行った。</p>
監査手続	<p>①令和2年度分の実績報告書をすべて閲覧する。</p> <p>②実際に支出された経費の額に基づき補助金額を確定することができるよう改められた補助対象経費の算定方法に関して、担当者へのヒアリングや交付要綱の閲覧により措置内容を確認する。</p>
監査人所見	<p>【意見58】</p> <p>交付申請書の予算額と実績報告書の決算額における収入及び支出がその内訳も含めて同額となっている学校法人が散見された。今後は実績報告書を十分精査し、交付申請書と実績報告書の補助対象経費が同額などの不備があつた場合は、修正させるよう徹底する必要がある。</p>

4. 幼児教育緊急環境整備費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	幼児教育緊急環境整備費補助
所管課	総務学事課
交付開始年度	平成25年度
具報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	<p>学校法人の会計処理の誤りについて【意見】</p> <p>学校法人から提出された事業実績報告書を基に、本事業により</p>

	<p>取得した備品等が各学校法人の平成25年度決算報告書に計上されていることを確認した結果、学校法人A幼稚園の貸借対照表「器具備品」勘定に計上されていなかった。会計処理を誤って「車両運搬具」勘定に計上していたことが明らかとなった。</p> <p>本県の補助金交付要綱上は、補助対象備品等の内容は明記されているが、補助対象経費の会計処理は明記されていない。</p> <p>県に期待される事務としては、学校法人の会計処理の適正化が図れるように交付要綱等に会計処理をできるだけ明確に記載すること、また、学校法人に対する助言と指導を前向きに行うことにより、学校法人の計算書類の適正化を実現化し、補助金の適正執行を担保することである。</p>
措置の内容	<p>学校法人の会計処理については、当該学校法人の責任において行うべきものであるが、補助金の適正執行を確保する観点から、各学校法人に対して、本包括外部監査において意見のあつた不適切な会計処理の事例を示すとともに、その会計処理の一層の適正化を図るよう、平成27年3月31日付けで文書により注意喚起した。</p>
監査手続	<p>①注意喚起文書を閲覧し、その内容を確認する。</p> <p>②遊具購入を補助した法人(16法人)について</p> <p>実績報告書や決算報告書(すべて入手しているとは限らない)を閲覧し、「器具備品」勘定に計上すべきものを「車両運搬具」勘定に計上しているところはないか確認する。</p>
監査人所見	<p>特になし。</p>

5. 小児救急医療支援実施事業運営費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	小児救急医療支援実施事業運営費補助
所管課	医療薬務課
交付開始年度	平成17年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【実績報告書の検証について】【意見】 実績報告という行為の基礎には、事業実績値を記載することを求めるのが交付主体の立場であると考えられることから、決算見込額と実績額に差額が発生した場合には、提出書類の訂正を行うよう、指導する必要がある。
措置の内容	平成26年度補助事業の実績報告時に、補助対象者に対して提出書類の訂正を依頼し、事業実績値を記載した歳入歳出決算（見込）書抄本を提出させた。今後も、実績報告にあたっては実際の決算を見据えた実績報告書となるよう指導していく。
監査手続	令和2年度分の実績報告書と歳入歳出決算（見込）書抄本を突合し、一致していることを確認する。
監査人所見	特になし。

6. 地域周産期母子医療センター運営費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域周産期母子医療センター運営事業費補助
所管課	医療薬務課
交付開始年度	平成22年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【補助対象経費の確認事務について】【意見】 青森市民病院及び八戸市民病院からの精算額明細書には、研究研修費として、それぞれ438千円、2,528千円が記載され、その精算明細書に基づき補助金が交付決定されていたため、これらが、本事業の補助対象経費になるのかを確認したところ、県としては、対象経費の詳細な内容に関する部分までは、確認をしていないことから、すべてに回答は得られなかった。 結果的に、従来から、研究研修費には、学会等への参加費や旅費、書籍等の購入費が計上されているものとして、これを事業経費に含め、補助金を交付しており、国への補助申請において、国から特に指摘を受けていないので、問題としていないとの回答が

あったが、そのような確認作業は、補助金交付額の確定の際に確認しておくべきことである。国庫補助金の事務を行う県としては、最低限、各病院にその支出内容を確認し、補助金交付要綱上の補助対象経費であることを確認する必要があると考える。

措置の内容	平成26年度事業の実績報告時に、各病院の支出内容を点検し、補助金交付要綱上の補助対象経費であることを確認した。今後も、事業の実施にあたっては、各事業の目的を明確にしつつ、補助金交付額の確定時に内容を点検することにより、事業の適正な執行に努める。
監査手続	令和2年度の精算額明細書の備考欄の記載内容を閲覧するとともに確認事務について担当者へヒアリングを実施し、補助対象経費の確認事務が実施されていることを確かめる。
監査人所見	特になし。

7-1. 産科医療確保支援事業費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	産科医療確保支援事業費補助
所管課	医療薬務課
交付開始年度	平成21年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【国への事業実績報告の誤りにについて】【指摘事項】 国への医療提供体制推進事業費補助金の事業実績報告に関し、中央病院の分娩件数については実績件数を県として確認することなく、平成22年度と平成24年度は予算上の分娩件数を報告していた。 中央病院以外の医療機関については、青森県産科医療確保支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金交付がなされ、産科医療確保手当の支給実績も月日別に報告することになっている一方で、中央病院に関しては、県の補助金交付要綱に基づかず「負担金」として支出しているため、支給実績等の情報を担当者が入手せず、国への実績報告を行っていたことが原因となっている。更には、他の医療機関についても、月日別の支給実績件数と人別の支給実績件数が一致しないものがあった。また、県の補助金交付要綱では、実績報告書に添付する補助事業に係る歳入歳出決算見込書の抄本には、補助事業の決算見込額を備考欄等に記入することになっているが、その記入がないものがあり、本事業の補助金額が

措置の内容	<p>決算会計処理されているか確認できないものもあった。</p> <p>今後は、補助金額の誤りが発生しないことを目的として、県は中央病院の実績情報を確実に入手し、また、他の医療機関についても、提出された書類の確認手続を適正に行う必要がある。</p> <p>平成 26 年度事業の実績値については、中央病院に報告を依頼し、平成 27 年5月に提出された内容を確認の上、国に正確な分娩数を報告した。</p> <p>平成 27 年度は、産科医確保支援事業開始時に適時に事業計画書及び実績値を報告するよう通知した。</p> <p>また、他の医療機関についても、提出された書類に不足があった場合は速やかに差し替えを依頼する等、確認手続を適正に行うこととした。</p>
監査手続	<p>①中央病院の実績報告書を開覧し、中央病院から実績報告を受けられていることを確かめる。</p> <p>②他の医療機関 22 件について、実績報告書を開覧し、月日別の支給実績件数と人別の支給実績件数が一致していることを確かめる。</p> <p>③他の医療機関 22 件について、実績報告書と歳入歳出決算(見込)書抄本を開覧し、整合していることを確かめる。</p>
監査人所見	<p>【指摘事項 11】</p> <p>③の手続を実施した結果、22 件中 1 件(〃(戸市))について、歳入歳出決算見込書の抄本に補助事業の決算見込額が記載されておらず、本事業の補助金額が決算会計処理されているか確認できなかった。確認せずに補助金を支給していると言える。</p> <p>また、他の1件については、決算(見込)書上の分娩手当の支出額(1,180,000 円)が補助金所要額精算書に記載された対象経費支出済額(1,190,000 円)と一致しておらず、決算(見込)書を手書きであるべき金額に修正(鉛筆書き)したうえで、突合している証跡があった。</p> <p>本来は、補助金申請者に速やかな修正・再提出を求めるべきである。</p>

7-2. 産科医確保支援事業費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	産科医確保支援事業費補助
所管課	医療業務課
交付開始年度	平成21年度

県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	<p>【県補助金交付要綱に係る補足資料について】【意見】</p> <p>平成 25 年度青森県産科医確保支援事業費補助金交付要綱には、補足資料があり、『基本的に平成 25 年7月 25 日付で依頼した「平成 25 年度産科医確保支援事業・所要額調査票」で御回答いただいた件数が上限であり、また交付申請書に記入する際も上限額となります。(国の内示額が確定しているため)』との記載がある。</p> <p>県では、補足資料の扱いについて、申請の総額が国の内示額を上回った際は、所要額見込調査の件数を上限とする場合もあり得るということを、各医療機関に予め周知するためであり、国の内示額内に収まった場合は、申請額どおりに交付決定を行うこととしているとの説明であった。</p> <p>そのような趣旨であれば、補足文書通りに申請額を提出している医療機関も実際にあることから、公平性を確保するため、また、誤解を招かぬために、補足文書の記載も「上限額となります」ではなく、「上限額とする場合もあります」という表現にすべきである。</p>
措置の内容	<p>青森県産科医確保支援事業は、平成 26 年度より医療提供体制推進事業費補助金から地域医療介護総合確保基金に移行しており、国の内示額により上限額が設定されることがなくなったことから、上限額に係る記載は削除した。</p>
監査手続	<p>医療介護提供体制改革推進交付金の交付申請書一式を開覧し、産科医確保支援事業費補助が当該基金を財源としていることを確認する。</p>
監査人所見	<p>特になし。</p>

7-3. 産科医確保支援事業費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	産科医確保支援事業費補助
所管課	医療業務課
交付開始年度	平成21年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	<p>【県内の分娩件数の把握について】【意見】</p> <p>県内には、平成 24 年度では出産可能な医療機関が 34 件あった。そのうち 21 件が本事業の補助金申請を行っている。平成 24 年度の国への実績報告において、産科医等確保支援事業(所要額調査(分娩手当))の県内医療機関の分娩取扱実績件数を記載</p>

	<p>する欄には、本補助金の申請がない医療機関については、見込分娩件数が記載されている。 産科医療確保を喫緊の政策課題として掲げる県として、医療機関別の分娩件数等の正確な情報を入力しておくことは、出産場所の現状把握、早期の対策を立てること、重要施策の実現のために有用であると考ええる。</p>
措置の内容	<p>平成 26 年度から、産科医療確保支援事業費補助金の申請の有無にかかわらず、予算要求前に県内各分娩取扱機関に照会して分娩件数を把握し、施策の立案に活用している。</p>
監査手続	<p>所管課にて管理している分娩件数の一覧表を閲覧し、分娩件数の把握状況を確かめる。</p>
監査人所見	<p>特になし。</p>

8. 新生児医療担当医療保支援事業費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	新生児医療担当医療保支援事業費補助
所管課	医療業務課
交付開始年度	平成 22 年度
果報	平成 28 年1月 27 日 号外第6号
監査結果	<p>【負担金と補助金の公平性について【意見】】 八戸市民病院に対する補助金は、県の定めた交付要綱に従って交付されており、計算式も同交付要綱に依拠している。 一方、中央病院に対する負担金については、決算額の算定において、当初予算における NICU 年間利用人数が用いられている。同じ事業を実施しているにも関わらず、決算額の算定方法が異なっているのは、補助対象事業者間の公平性の観点から問題があると思われる。また、中央病院の経営状態を分析する上でも、他の事業者と比較可能性等が担保されず、問題があるのではないだろうか。 以上より、負担金の算定も、県の定めた補助金の交付要綱と同様の算定方法に従って行われるのが妥当であると思われる。</p>
措置の内容	<p>平成 26 年度事業から、病院局負担金の決算額の算定にあたっては、補助金交付要綱に準じ、実績報告に基づき実績値を用いることとした。</p>
監査手続	<p>負担金の精算関係書類及び中央病院から提出を受けている実績報告書及び添付資料を閲覧し、病院局負担金の決算額の算定に</p>

	<p>あたって、補助金交付要綱に準じて実績報告に基づき実績値が用いられていることを確かめる。</p>
監査人所見	<p>特になし。</p>

9-1. 放課後児童健全育成事業費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助 (放課後児童健全育成事業)
所管課	こどもみらい課
交付開始年度	平成20年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【実績報告書の検証について】 【意見】 実績報告書の記載に不自然な点がある場合や対象経費と決算書支出済額が異なる場合には、市町村に問い合わせを行い、必要に応じて実績報告書の再提出を求める、対象経費の検証として各放課後児童クラブの帳簿書類や領収書等の証拠書類も行うことが必要である。
措置の内容	各市町村から提出される実績報告における、各放課後児童クラブでの対象経費の実支出額や決算書類について、平成26年度の事業実績報告においては、必要な修正等を行い、内容が適正なものとなるよう市町村を指導した。
監査手続	実績報告書と添付資料(歳入歳出決算(見込)書抄本)を突合し、整合していることを確認する。
監査人所見	【指摘事項12】 実績報告書34件中17件について、補助金精算額調書に記載された対象経費と歳入歳出決算(見込)書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。市町村への指導という措置は、不十分であったと言わざるを得ない。 歳入歳出決算(見込)書抄本において補助事業の対象経費額を明示するかどうかは市町村によって異なっており、記載方法は統一されていない。そのため、一致していることを確認できない市町村が多く、そもそも歳入歳出決算(見込)書抄本を実績報告書の添付資料としている趣旨が失われている。 県は、歳入歳出決算(見込)書抄本について補助事業の決算見込額を備考欄等に明示することを補助要綱等に定め、市町村に対して対象事業費の決算会計処理に関する証明を求めるべきである。

9-2. 放課後児童健全育成事業費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助 (放課後児童健全育成事業)
所管課	こどもみらい課
交付開始年度	平成20年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【年間平均登録児童数の検証について】 【意見】 各放課後児童クラブの児童の出欠状況を確認できる書類を実績報告書の添付書類として追加し、年間平均登録児童数と毎日の児童の出欠人数が大幅に乖離する場合や、全く出席していない児童がいる場合等には、市町村担当者に対してヒアリングを実施する等、年間平均登録児童数の妥当性の検証方法について検討する必要がある。
措置の内容	毎年実施している「放課後児童健全育成事業の実施状況に関する調査」の結果を基に、年間平均登録児童数の妥当性を確認していくこととした。
監査手続	実績報告書(3市町村分。黒石市、西目屋村、野辺地町)と放課後児童健全育成事業の実施状況に関する調査結果を比較し、異常な差がないことを確認する。差がある場合は、担当者に理由の説明を求める。
監査人所見	特になし。

10-1. 地域子育て支援事業費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助 (地域子育て支援事業)
所管課	こどもみらい課
交付開始年度	平成25年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【各市町村の補助金申請に関する確認事務について】 【意見】 県は、各市町村から本事業の補助金申請の書類を入手しているが、その記載内容の検証を行っていない。 補助対象経費の確認のために、決算書の添付と備考欄での説明を求めているのであるから、記載内容を統一し、補助対象経費の根拠資料として、県でもチェックすべきである。また、平成26年

措置の内容	平成 26 年度の実績報告書等について、補助対象経費の範囲等の確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、記載内容の統一等を図るよう、平成 27 年度からは、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」によりニーズ量や提供体制の確保状況が把握できることとなったので、同事業計画に基づき、費用対効果を勘案しながら補助金を執行していくこととした。
監査手続	実績報告書と添付資料(歳入歳出決算(見込)書抄本)を突き合わせ、整合していることを確認する。
監査人所見	【指摘事項 13】 実績報告書 37 件中 21 件について、補助金精算額調書に記載された対象経費と歳入歳出決算(見込)書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。 以下、9-1 放課後児童健全育成事業費補助と同趣旨。

10-2. 地域子育て支援事業費補助

監査年度	平成 26 年度
補助金の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助 (地域子育て支援事業)
所管課	こどもみらい課
交付開始年度	平成 25 年度
県報	平成 28 年 1 月 27 日 号外第 6 号
監査結果	【事業の目標設定値に対する取り組みについて】 【意見】 県は、目標値と実績値とで乖離のある市町村、あるいは事業実施に至っていない市町村に対して、一層の努力を促すと同時に、市町村の改善策を共に考えていくことが必要ではないだろうか。
措置の内容	平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度により、県内全市町村において「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域のニーズ調査をした結果に基づき提供体制を確保することとされ、各市町村の事業目標が設定された。 県は同計画に基づく達成度を評価し、次年度以降の予算や事業実施に反映させることとした。

監査手続	県が市町村から子ども・子育て支援計画書の提出を受けていることを確認し、県の関与についてヒアリングする。
監査人所見	特になし。

10-3. 地域子育て支援事業費補助

監査年度	平成 26 年度
補助金の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助 (地域子育て支援事業)
所管課	こどもみらい課
交付開始年度	平成 25 年度
県報	平成 28 年 1 月 27 日 号外第 6 号
監査結果	【本事業の実施状況(費用対効果)の分析について】 【意見】 県は、本事業の実施状況とその効果に関して、評価検討を加えていないが、各市町村から実施報告は提出されていることから分析は可能であり、事業利用者の意見や感想といった数値に表れない定性情報も市町村と連携して把握すべきである。事業がどのように役立っているのかについての評価・分析は、市町村が行っている場合であっても、県は、全県的な観点で情報を収集し、事業を総括し、分析をするべきであると考え。ましてや、平成 26 年度からは、県の負担が3分の1発生するため、従来のような市町村任せの姿勢を改め、事業の有効性を検証することが期待される。
措置の内容	平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度により、市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」のなかで事業目標が設定され、目標に対する達成度を市町村自らが評価することとなった。県においても、目標の達成度を総合的に検証し、次年度以降の予算や事業実施に反映させることとした。
監査手続	①青森県地域子ども・子育て支援事業費補助金 実施状況結果のまとめ(令和 2 年度)を閲覧し、県の管理状況を確認する。 ②市町村担当者会議資料及び復命書を閲覧し、当該会議において事業の推進に関する指導等が行われていることを確かめる。
監査人所見	特になし。

11-1. 保育対策等促進事業費補助(病児・病後児保育対策事業)

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助 (病児・病後児保育対策事業)
所管課	子どもみらい課
交付開始年度	平成20年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【実績報告書等の確認について】 【指摘事項】 実施事業の対象経費が正しいことを確認するための歳入歳出決算(見込)書抄本と提出書類との照合手続きが不十分であったり、誤った記載をしている市町村もあった。補助金精算書の誤った記載については、国への実績報告金額も誤ったことになる。いずれも補助金額には影響しなかったものの、補助金交付事務として実績報告書等が適正妥当なものであるかについて、県は十分な確認事務が必要である。
措置の内容	平成26年度の実績報告書等について、厳正な確認を実施し、誤った記載等のあったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、事業者からの実績報告の確認を適正に実施するよう、平成27年8月7日付けで文書により指導した。
監査手続	実績報告書と添付資料(歳入歳出決算(見込)書抄本)を整合し、整合していることを確認する。
監査人所見	【指摘事項14】 実績報告書18件中2件について、補助金精算額調書に記載された対象経費と歳入歳出決算(見込)書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。 以下、9-1放課後児童健全育成事業費補助と同趣旨。

11-2. 保育対策等促進事業費補助(病児・病後児保育対策事業)

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助 (病児・病後児保育対策事業)
所管課	子どもみらい課
交付開始年度	平成20年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【事業目標の達成状況について】 【意見】 わくわくプラン策定時(平成20年度)において、病児・病後児保育

措置の内容	事業の実施市町村は5市町村であり、最終年度の平成26年度には13市町村を事業目標としていた。当初計画になかった三沢市、鰯ヶ沢町が事業実施しているものの、10市町村の実施であり、目標達成には至っていない。病児・病後児保育事業は、子育てと就労の両立を図る保護者の強みであるが、比較的ニーズが高いこと、病児の急変などのリスクが高いこと、病児保育の施設基準を満たすことが難しいこと、実施施設の費用面の負担もあり、設置が進んでいない現状がある。市町村レベルだけでは解決できない課題も多く、県としても事業実施の推進に向けて積極的役割を果たすことが望ましい。
-------	--

監査手続	①病児・病後児保育の実施結果を取りまとめた資料(令和2年度分)を閲覧し、事業実施の推進が図られている状況を確認する。 ②実施マニュアル(事業者向け)を閲覧し、マニュアルの作成状況を確認する。また、事業者に対してマニュアルが提供され施設の普及促進が図られていることを確認する。
監査人所見	特になし。

11-3. 保育対策等促進事業費補助(病児・病後児保育対策事業)

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助 (病児・病後児保育対策事業)
所管課	子どもみらい課
交付開始年度	平成20年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【事業実施施設の収支状況の改善について】 【意見】 根本的な収支状況の改善には安定的な財政支援が必要と思われる、全国知事会からは国へ定額補助である基本分(病児保育1か

措置の内容	所あたり年額 240 万円、病後児保育1か所あたり 200 万円)の引き上げなどの要望が出されているが、県独自でも運営施設の収支状況等について市町村より継続的に情報を入手し、医師や看護師などの人材確保が難しい地方の実情に即した国への提案に取り組みすることも必要と思われる。 また、補助金の加算基準に関して、八戸市は平成 26 年度から事業実施自治体の裁量で利用者数を 50 人毎の加算基準にして、運営施設の負担軽減を図り、子育て支援の更なる充実を目指しており、この取組は他の事業実施市町村についても参考となる。
措置の内容	平成 27 年度の国庫補助基準額は、全国知事会として要望した結果、基本単価が改善された。今後も市町村から継続的に情報を入手し、必要に応じて国へ要望していく。
監査手続	国庫補助基準額の基本単価等に関する改善状況について、関連資料閲覧により確認する。
監査人所見	特になし。

12. 保育対策等促進事業費補助(延長保育促進事業)

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域子ども・子育て支援事業費補助(延長保育促進事業)
所管課	こどもみらい課
交付開始年度	平成22年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【実績報告書とその添付資料について】【意見】 県において、市町村から提出された実績報告書及びその添付資料を十分審査すること、及び市町村に対し、実績報告書及びその添付資料作成に関する適切な指導を行うことが必要である。
措置の内容	平成 26 年度の実績報告書等について、厳正な確認を実施し、誤った記載等があったものについては指導のうえ必要な修正を行った。加えて市町村に対し、補助金関係書類の適正化を図るよう、平成 27 年8月7日付けで文書により指導した。
監査手続	実績報告書と添付資料(歳入歳出決算(見込)書抄本)を突合し、整合していることを確認する。
監査人所見	【指摘事項 15】 実績報告書34件中10件について、補助金精算額調書に記載さ

<p>れた対象経費と歳入歳出決算(見込)書抄本の該当箇所が一致していることを確認できなかった。 以下、9-1放課後児童健全育成事業費補助と同趣旨。</p>

13. ひとり親家庭等医療費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	ひとり親家庭等医療費補助
所管課	こどもみらい課
交付開始年度	昭和56年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【市町村が実施している医療費の給付事務の確認について】【意見】 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施主体は市町村であり、一義的には各市町村で資格証の交付状況や更新状況、台帳の整備状況、医療費の給付状況が適切なのか検討すべきといえる。しかし、県の補助金は県が定めた実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対して交付するとなっており、県が定めた実施要領に基づき市町村が事業を適切に実施しているかを定期的に確認することが必要である。
措置の内容	市町村へ現地調査を行い、例えば給付要件の確認状況など、給付事務が適切に実施されているか確認を行った。今後も定期的に現地調査を実施することとする。
監査手続	①平成27年度の現地調査に関する起案文書及び関係資料を閲覧し、当時の現地調査の状況を確認する。 ②平成27年度以降、定期的に現地調査を実施されていることを確認する。
監査人所見	【指摘事項 16】 平成 27 年度の現地調査(2 市町村対象)以後、市町村へ現地調査は行われておらず、措置内容に記載の「定期的」な立ち入り調査が行われていなかった。 今後、40 市町村を対象として、複数年で一巡する調査計画を立案し、適切に現地調査を実施することが必要である。調査内容も具体的に立案することが望ましい。

14. 乳幼児はつらつ育成事業費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	乳幼児はつらつ育成事業費補助
所管課	こどもみらい課
交付開始年度	平成5年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	<p>【市町村が実施している医療費の給付事務の確認について】【意見】</p> <p>乳幼児はつらつ育成事業費補助の実施主体は市町村であり、一義的には各市町村で資格証の交付状況や更新状況、台帳の整備状況、医療費の給付状況が適切なのか検討すべきといえる。しかし、県の補助金は県が定めた実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対して交付するとなっており、県が定めた実施要領に基づき市町村が事業を適切に実施しているかを定期的に確認することが必要である。</p>
措置の内容	市町村へ現地調査を行い、例えば給付要件の確認状況など、給付事務が適切に実施されているか確認を行った。今後も定期的に立入調査を実施することとする。
監査手続	<p>①平成27年度の現地調査に関する起案文書及び関係資料を閲覧し、当時の現地調査の状況を確認する。</p> <p>②平成27年度以降、定期的に現地調査を実施されていることを確認する。</p>
監査人所見	<p>【指摘事項17】</p> <p>平成27年度の現地調査(2市町村対象)以後、市町村へ現地調査は行われておらず、措置内容に記載の「定期的」な立ち入り調査が行われていなかった。</p> <p>今後、40市町村を対象として、複数年で一巡する調査計画を立案し、適切に現地調査を実施することが必要である。調査内容も具体的に立案することが望ましい。</p>

15. 特定不妊治療費助成事業費補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	特定不妊治療費助成事業費補助
所管課	こどもみらい課
交付開始年度	平成17年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【事業の成果指標について】【意見】

措置の内容	<p>本事業の成果の指標は助成件数とされている。助成件数は平成22年度以降増加しているが、不妊治療の目的から見て、妊娠の成立を事業の指標とすべきと考えられる。</p> <p>この点、所管課では、平成25年度以前については妊娠の有無を書類上把握できる仕組みになっていなかったため、医師から提出される受診等証明書の様式を見直し、平成26年度以降は妊娠の有無という欄を設けて、妊娠の成立を県として把握できるように改めている。平成26年度以降についてデータを蓄積し、事業の成果指標として役立てていくことが望まれる。</p>
監査手続	<p>新様式の使用を医療機関へ再周知を図り、妊娠成立の把握を徹底した。また、今後の事業の成果指標とするため、件数をシステムに入力し蓄積するよう事務の取扱いを改めた。</p>
監査人所見	<p>受診等証明書(100、400を含む2簿冊)60件とシステムへの入力結果を閲覧し、妊娠成立の把握が行われていることを確認する。特になし。</p>

16-1. 地域生活支援事業費等補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域生活支援事業費等補助 (日常生活用具給付等事業)
所管課	障害福祉課
交付開始年度	平成5年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【実績報告書の提出期限について】 【指摘事項】 平成25年度の実績報告書の提出状況を確認したところ、次の通り提出日と收受日について問題点が見えられた。 ア 提出期限を超過しているもの イ 提出日から收受日まで7日以上経過しているもの ウ 收受日が提出日以前になっているもの 交付要綱に準拠して提出期限を遵守するよう、また実際は提出日を記入するよう、県は市町村に対して徹底すべきである。この点に関し、提出期限の厳守や罰則等補助金の交付に関し見直しを行った場合、その結果については、交付要綱の中で明記しておくことが望ましい。
措置の内容	平成27年3月31日に、市町村に対し期限の遵守を徹底するよう通知した結果、平成26年度の実績報告書の提出期限は遵守された。
監査手続	①交付要綱を閲覧し、提出日に関する規定を確認する。 ②実績報告書を閲覧し、提出期限経過や提出日から收受まで7日以上経過しているもの、收受日が提出日以前になっているもの等がないことを確認する。
監査人所見	【その他】 7日以上経過しているものも11件あるが、收受日は遅くとも5月7日になっており、5連休(5/1～5/5)を挟んでいること、5/6の午後に県庁に到着した郵便物について5/7收受とすることもあること、紙媒体の收受前にメールにより電子媒体による報告書の写しを入手し整合性の確認事務が行われていること等を勘案すれば、措置状況としては概ね十分であると判断される。

16-2. 地域生活支援事業費等補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域生活支援事業費等補助 (日常生活用具給付等事業)
所管課	障害福祉課
交付開始年度	平成5年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【実績報告書の添付書類の確認について】 【指摘事項】 実績報告書の添付書類を閲覧したところ、外ヶ浜町において歳入歳出決算書(見込書)を添付すべきところ、歳入歳出予算書を添付していた。また、六戸町においては歳入歳出決算書(見込書)の歳出欄に金額単位の記載がなかった。 県は、市町村から提出された文書につき十分にチェックを行い、記入誤りや添付誤りがあれば訂正を求める必要がある。
措置の内容	平成27年4月14日から5月15日にかけて、平成26年度実績に関する市町村からの書類を精査し、誤りのあるものには訂正し再提出させた。
監査手続	実績報告書添付資料を閲覧し、誤った資料の提出、金額単位の記載が不適切なもの等の不備がないことを確認する。
監査人所見	特になし。

16-3. 地域生活支援事業費等補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域生活支援事業費等補助 (日常生活用具給付等事業)
所管課	障害福祉課
交付開始年度	平成5年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【実績報告書の添付書類間の整合性について】 【指摘事項】 対象経費の添付書類間の金額的不整合について、歳入歳出決算(見込)書抄本に記載された金額が実施状況調に記載された金額を上回っている問題ない判断していることであった。しかし、実施状況調は支援用具の細かい種目ごとに件数と金額が障害者・障害児別、公費・自費別に記載された一覧表であり、歳入歳出決算(見込)書抄本は市町村の実績見込額を記載するものであることから、両者が一致しない合理性は乏しい。

措置の内容	県は、実施状況調の記載額を用いて作成された補助金精算書に基づいて、市町村に対して補助金の交付確定を行っている。補助金の交付確定事務において、補助金精算書の正確性について、添付書類間の整合性を確認する必要があると考える。
措置の手続	歳入歳出決算（見込）書抄本と実施状況調の整合性を確認する。
監査人所見	【指摘事項18】 歳入歳出決算（見込）書抄本の備考欄に内訳額の記載がない場合や、決算額に県の補助対象外となる経費（例：市町村単独補助等）が含まれていて整合しない事例が40件中7件あった。その場合は、内訳金額や不一致金額の内容を県の担当者が市町村に電話で問い合わせていることである。 実績報告書の添付資料間の整合性を確認するために必要な情報が不足している状況であるが、そもそも整合性は、市町村が確認したうえで県に提出すべきものであり、県が不足している情報を電話で口頭確認しなくてはならない状況は不合理である。 県は、整合性の確認に必要な十分な情報入手できるように、市町村に対し、通知やチャットシートによって指導すべきである。また、口頭で確認するのではなく、記述の抄本及び内訳の説明資料等の再提出を求めるべきである。

16-4. 地域生活支援事業費等補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域生活支援事業費等補助 (日常生活用具給付等事業)
所管課	障害福祉課
交付開始年度	平成5年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【交付要綱上の仕入控除税額報告書に関する規定について】 【指摘事項】 県は事業者に対し、平成25年度青森県地域生活支援事業費補助金交付要綱において、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等を求めている。 本事業については、市町村の一般会計における事業であり、消

措置の内容	平成27年度の補助金交付要綱（平成27年3月18日制定）からは、消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等に関する部分を削除した。
措置の手続	補助金交付要綱に消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等に関する規定がないことを確認する。
監査人所見	特になし。

16-5. 地域生活支援事業費等補助

監査年度	平成26年度
補助金の名称	地域生活支援事業費等補助 (日常生活用具給付等事業)
所管課	障害福祉課
交付開始年度	平成5年度
県報	平成28年1月27日 号外第6号
監査結果	【市町村が実施する給付事務の検証について】 【意見】 県は、各市町村が国に提出する実績報告書と、県に提出する実績報告書の整合性については確認していることである。しかし給付事務については市町村に一任している。市町村がそれぞれに作成している地域生活支援事業費補助金交付要綱についてその内容を確認することや、実際の給付事務が要綱に準拠して適切に行われているか検証することは行っていない。 現状では、市町村の給付事務に誤りがあった場合に、県でそれを発見あるいは防止できず、その結果県費の使途が不適切となつてしまいかねない。毎年度全市町村について給付事務の調査をすることは現実的でないにしても、何年かに一度循環的に市町村へ赴いて検査を行うことを検討すべきである。これにより、市町村での地域生活支援事業の実態を把握することも可能となる。 全市町村に対し隔年で監査を実施し、事業が適正に行われているかを検証することとした。なお、平成27年度においては、20市町村について、6月16日から7月31日にかけて監査を実施した。 障害福祉行政関係法施行事務指導実施結果報告書等関係資料を閲覧し、全市町村に対し隔年で監査を実施していることを確認す
措置の内容	
措置の手続	

監査人所見	る。 特になし。
-------	-------------

17. フロウンショナル人材誘致促進事業費補助

監査年度	平成29年度
補助金の名称	フロンショナル人材誘致促進事業費補助
所管課	労政・能力開発課
交付開始年度	平成27年度
県報	平成31年3月8日 号外第14号
監査結果	<p>【補助額の算定における管理職手当の取扱いについて】【指摘事項】</p> <p>フロンショナル人材受入支援事業費補助金の対象経費は、雇用企業がフロ人材へ支払う基本給および管理職手当、人材紹介事業者へ支払う紹介手数料である。対象経費に管理職手当を加えた趣旨は、当事業は管理職クラスの人材の県内企業への還流を想定しており、中小企業にとって管理職クラスの人材の紹介手数料及び人件費を負担することは厳しいという実情より、可能な限り支援範囲を広げるために、月額固定として多くの企業で管理職手当と基本給を設けているとの想定のもと、管理職手当を算定基礎に加えていくことであった。</p> <p>補助金交付時に論点となるのは、補助対象者の給与額細目のうち、どの部分までが管理職手当に含まれるかという点である。県は管理職手当という名称での支給ではなくとも、実質的に管理職手当と判断できれば補助金算定基礎に含めるといふ対応を取っている。しかし、県として管理職の定義を明確にしておらず、管理職手当の範囲の判断指針等の整備もなされていないため、ケース毎に担当者の判断により各種手当を算定基礎に加えるか否かの繰引きを行っているっており、属人的な判断に依拠せざるを得ない状況にある。</p> <p>現状、管理職および管理職手当の定義や判断指針がない状況で、担当者の属人的な判断により補助金算定基礎の範囲が決められていること、結論に至る判断過程の文書化がなされていないことは問題である。</p> <p>他県の同補助金は算定基礎として、「支給額全額」「基本給のみ」「紹介手数料のみ」と定めているケースが多数であり判断の入り余地はない。今後、県として「管理職」の定義を明確にすること(労働基準法上の管理監督者とする等)や「管理職手当」の範囲を事前に明確にすること、または他県と同様に客観的な補助金算定基礎を採用する等の対策を講じることで、公平かつ透明性のある補助事業を行うべきである。</p>

措置の内容	平成31年度から、当該補助金においては補助対象経費から「人件費」を除き、「人材紹介手数料のみ」とすることで定義を明確にした。
監査手続	令和2年度の補助要綱を閲覧し、補助対象経費が「人材紹介手数料のみ」とされていることを確認する。
監査人所見	特になし。

18. 認定職業訓練事業費補助

監査年度	平成27年度
補助金の名称	認定職業訓練事業費補助
所管課	労政・能力開発課
交付開始年度	昭和44年度
県報	平成29年2月27日 号外第9号
監査結果	<p>【国庫補助金の交付対象となった設備の管理について【意見】】</p> <p>認定職業訓練設備費補助金は、認定職業能力開発校が、集合して行う学科又は実技の訓練に使用する機械設備等の設置に要する経費に対して交付される補助金である。</p> <p>国が定めた交付要綱及び、県が定めた交付要綱において、認定職業能力開発校が補助金の交付を受けて取得した設備は、1点の取得額が50万円以上の場合、処分の制限を受ける旨が定められているが、補助金交付時から処分の制限を受ける期間において、他に貸付けることなく職業訓練に適切に使用されているか、適切な手続きを経ることなく処分されていないか等の観点からの管理は行われていない。</p> <p>所管課は、上記の設備について処分の制限が課されている以上、補助金交付時だけでなく、補助金交付後も、設備の使用状況、保管状況を定期的に確認あるいは報告させることで、設備等の実在性を確認する必要がある。</p>
措置の内容	<p>処分の制限を受けている設備（「戸職業能力開発校のみ）」について、これまで取得した設備及び今年度新規で取得した設備について、適切に管理されているか、現場に出向いて確認した。</p> <p>今後も、設備の使用状況、保管状況を定期的に現場で確認又は報告させることで、設備等の実在性を確認することとする。</p>
監査手続	<p>①国及び県の交付要綱等関係資料を閲覧し、処分制限の対象財産及び処分制限期間を確認する。</p> <p>②対象設備の一覧表を閲覧し、対象設備を把握する。</p>

監査人所見	<p>③復命書及び中間検査報告書を閲覧し、令和2年度における現場確認の状況を確認する。</p> <p>【意見59】</p> <p>措置内容にある「現場に出向いた確認」が行われている証拠として、中間検査報告書の検査内容の記述を閲覧したが、「訓練施設・設備の状況等を検査、確認した。」という記述は抽象的であり十分でないと判断した。また、検査内容及び検査結果の記述は、処分制限が課されている財産がある学校とない学校を対象とした検査において違いがなく、処分制限に関する検査が行われたことを客観的に読み取ることはできなかった。</p> <p>中間検査報告書の検査内容や検査結果の記録においては、処分制限が課されている設備の状況等を検査確認している事実を具体的に記載することが望ましい。</p>
-------	---

19. IT・コンパクトセンター関連産業立地促進費補助

監査年度	平成 29 年度
補助金の名称	コンパクトセンター関連産業立地促進費補助 (現:IT・コンパクトセンター関連産業立地促進費補助)
所管課	産業立地推進課
交付開始年度	平成 14 年度
県報	平成 31 年3月8日 号外第 14号
監査結果	<p>【消費税の課税事業者の確認について【意見】】</p> <p>補助金の交付先が消費税の課税事業者の場合、補助対象経費に係る消費税については補助対象外となっている。この補助金の交付対象の扱いについて、消費税の免税事業者の場合の取り扱いについて所管課の担当者に確認したところ、近年は消費税の課税事業者しか補助金の交付先になっておらず、免税事業者の場合の補助金の交付対象は消費税込の金額になると思われるものの、正確にはわからないとの回答であった。平成 28 年度は全ての補助金交付先が消費税の課税事業者であったもの、もし消費税の免税事業者が補助金の交付先になった場合、補助金の交付金額の範囲を正確に把握していないこと起因し、補助金の交付金額を誤る可能性がある。そのため、消費税の免税事業者の場合の補助金の交付対象について、所管課において適切に把握しておくことが必要である。</p> <p>また、補助金交付時に県が行う検査において完了検査報告書を作成しており、完了検査報告書に記載されているチェック項目の中に「消費税等仕入控除税額の取扱い」というチェック項目があり、課税事業者であるか等について確認を行うことになっている。</p> <p>この確認についても、消費税の課税事業者か、免税事業者かによって補助金の交付対象が異なる場合は確認が必要となるが、消費税の課税事業者、免税事業者、いずれであっても補助金の交付対象が変わらない場合は、この確認手続は不要なものとなる。不要な事務手続きを行わないためにも、消費税の免税事業者が補助金交付先の場合の補助金の交付対象について、所管課において適切に把握しておくことが必要である。</p> <p>平成 28 年度に作成された完了検査報告書を閲覧したところ、他のチェック項目については検査状況の記載が認められたが、「消費税等仕入控除税額の取扱い」のチェック項目については、検査状況の記載がなかった。所管課の担当者に当該チェック項目の確</p>

措置の内容	課税事業者であるか否かを交付決定時及び完了検査時に確認することし、平成 30 年4月完了検査時から、検査報告書に確認した旨を記入している。なお、補助対象についても同様に確認している。
監査手続	令和元年度及び令和 2 年度に交付開始した交付先(5 社)について、実績報告書及び完了検査報告書を閲覧し、課税事業者、免税事業者のいずれにあたるか、また、交付金額に消費税相当額が含まれているかどうかについて適切に検査が行われていることを確かめた。
監査人所見	特になし。

20. 産業立地促進費補助

監査年度	平成29年度
補助金の名称	産業立地促進費補助
所管課	産業立地推進課
交付開始年度	平成 16 年度
県報	平成 31 年3月8日 号外第14号
監査結果	<p>【実地調査の実効性について】【指摘事項】</p> <p>本事業は企業から交付申請書兼実績報告書の提出を受け、その後、県担当者による実地調査を行なったうえで、補助金の交付を決定するとともに補助金額を確定する。</p> <p>平成 28 年度において、対象企業から当初提出されていた交付申請書兼実績報告書にすでに廃却した資産が含まれていたため、再度交付申請書兼実績報告書の提出があり、補助金額が減額されたケースがあった。実地調査時には当該資産は稼働していたが、現物はまだあったため、県担当者が補助金の対象から外れる資産であることに気付かなかった。今回は企業側から申し出があったため気づいたが、申し出がなければ過大な補助金を交付していたことになる。廃却された資産は、高圧受変電設備であり、稼働の有無を判断するのは難しい面があったようであるが、実地調査の際に聞き取りも行っていたとのことである。</p> <p>しかも、この事案に関し、産業立地推進課では、補助金交付規則</p>

	<p>や交付要綱において、「企業が補助対象となる設備等を売却・処分した場合には、県に申し出ることを義務付けており、当該義務違反に対しては、交付取消等のペナルティも設けている」という規制が機能し、企業側に処分の申し出を促したことにより、補助金の過大交付が未然に防がれた事例として認識していた。</p> <p>しかし、職業的懐疑心を持って監査にあたる公認会計士としては、担当課の認識には同意できない。不正を防止するために規制を設けることは当然のことであり、実地調査を行うのは、規制だけでは、不正防止には不十分と考えられるからであり、実地調査で事実確認ができなかったことについては、真摯に反省すべきであろう。実地調査時に資産の現物を確認する際、判断に困難が伴うような資産については、企業担当者に稼働の有無を質問し、確認するなどして、実効性のある実地調査をするべきである。安易に、対象企業からの申し出に頼るのではなく、県として、企業との適切な緊張関係を持って厳しく実地調査に当たる姿勢が、補助金不正受給の抑止力となるのである。</p>
措置の内容	<p>実地調査の実効性を高める措置として、検査調書を改正した。具体的には、機械設備関係の検査内容に、機械設備の稼働の有無を加え、ヒアリング等により確認することとした。</p>
監査手続	<p>令和2年度交付決定先全件(計4件)について交付申請書兼実績報告書及び検査調書を閲覧し、機械設備の稼働の有無に関するヒアリングも含めて実地調査が適切に行われていることを確かめた。</p>
監査人所見	<p>特になし。</p>

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円